

令和 5 年 第 2 回

大崎町議会 6 月定例会会議録

開会 令和 5 年 6 月 5 日

閉会 令和 5 年 6 月 20 日

大 崎 町 議 会

令和5年第2回大崎町議会定例会

会 期

令和5年 6月 5日（月）から

16日間

令和5年 6月20日（火）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
6月 5日	月	10	第1日		会 期 の 決 定 議案・陳情等上程
6日	火	9		委員会	付託案件の審査
7日	水	9		委員会	付託案件の審査
8日	木				予 備
9日	金				予 備
10日	土				休 会
11日	日				休 会
12日	月				予 備
13日	火	10	第2日		一 般 質 問 議案・陳情等上程
14日	水	10	第3日		一 般 質 問 議案・陳情等上程
15日	木				予 備
16日	金				予 備
17日	土				休 会
18日	日				休 会
19日	月				予 備
20日	火	10	第4日		付託案件の審査報告

令和5年第2回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（6月5日）（月）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
6. 日程第4 行政報告	7
東町長報告	7
中山美幸君	8
7. 日程第5 報告第1号 令和4年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	9
東町長提案理由説明	9
上橋総務課長	9
8. 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （令和4年度大崎町一般会計補正予算（第9号））	9
東町長提案理由報告	10
上橋総務課長	10
9. 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定に ついて）	13
東町長提案理由説明	13
川越税務課長	13
中山美幸君	18
川越税務課長	19
中山美幸君	19
川越税務課長	19
10. 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の制定について）	20
東町長提案理由説明	20
川越税務課長	20
11. 日程第9 議案第24号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）	22

東町長提案理由説明	22
上橋総務課長	23
中山美幸君	25
東町長	26
松元環境政策課長	26
岩元保健福祉課長	27
中山美幸君	27
東町長	28
千歳副町長	29
東町長	29
中山美幸君	30
岩元保健福祉課長	31
東町長	31
中山美幸君	32
東町長	33
宮本昭一君	33
上野農林振興課長	33
藤田香澄君	34
東町長	34
竹本商工観光課長	34
藤田香澄君	35
竹本商工観光課長	35
12. 休 憩	35
平田慎一君	35
岩元保健福祉課長	36
東町長	36
平田慎一君	37
岩元保健福祉課長	37
平田慎一君	37
草原正和君	38
東町長	38
草原正和君	38
東町長	38
13. 休 憩	39

14. 日程第10	議案第25号	令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正 予算(第1号)	39
	東町長提案理由説明		39
	岩元保健福祉課長		40
15. 日程第11	議案第26号	大崎町水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	40
16. 日程第12	議案第27号	大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水 道技術管理者に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	40
	東町長提案理由説明		41
	本松水道課長		41
	中山美幸君		43
	本松水道課長		43
	中山美幸君		43
	本松水道課長		43
17. 散	会		45

第2号(6月13日)(火)

1. 開	議	51
2. 日程第1	会議録署名議員の指名	51
3. 日程第2	一般質問	51
	児玉孝徳君	51
	東町長	51
	児玉孝徳君	51
	東町長	52
	児玉孝徳君	52
	東町長	52
	児玉孝徳君	52
	東町長	53
	児玉孝徳君	53
	東町長	54
	児玉孝徳君	54
	東町長	54
	児玉孝徳君	55

東町長	55
児玉孝徳君	55
東町長	55
児玉孝徳君	56
東町長	56
児玉孝徳君	56
東町長	56
児玉孝徳君	57
東町長	57
児玉孝徳君	57
東町長	57
児玉孝徳君	58
東町長	58
児玉孝徳君	58
東町長	58
児玉孝徳君	59
東町長	59
児玉孝徳君	59
東町長	59
児玉孝徳君	60
東町長	60
児玉孝徳君	60
東町長	61
児玉孝徳君	61
4. 休 憩	61
中山美幸君	61
東町長	62
中山美幸君	62
東町長	62
岩元保健福祉課長	62
中山美幸君	63
東町長	63
岩元保健福祉課長	64
中山美幸君	64

東町長	65
岩元保健福祉課長	65
中山美幸君	65
岩元保健福祉課長	65
中山美幸君	65
東町長	66
岩元保健福祉課長	66
中山美幸君	66
東町長	66
中山美幸君	67
東町長	67
中山美幸君	67
東町長	68
岩元保健福祉課長	68
中山美幸君	68
東町長	69
中山美幸君	69
東町長	70
岩元保健福祉課長	70
中山美幸君	70
5. 休 憩	70
岩元保健福祉課長	70
中山美幸君	70
岩元保健福祉課長	70
中山美幸君	70
6. 休 憩	70
岩元保健福祉課長	71
中山美幸君	71
岩元保健福祉課長	71
中山美幸君	71
東町長	71
中山美幸君	72
東町長	72
中山美幸君	72

東町長	72
中山美幸君	73
東町長	73
岩元保健福祉課長	73
中山美幸君	74
東町長	74
中山美幸君	75
東町長	75
中山美幸君	76
東町長	76
岩元保健福祉課長	76
中山美幸君	76
7. 休 憩	77
川越税務課長	77
中山美幸君	77
川越税務課長	77
中山美幸君	77
岩元保健福祉課長	77
中山美幸君	77
東町長	78
中山美幸君	78
8. 休 憩	78
草原正和君	78
東町長	78
草原正和君	79
東町長	79
草原正和君	79
東町長	80
草原正和君	80
東町長	80
草原正和君	80
東町長	80
草原正和君	80
東町長	81

草原正和君	81
東町長	81
草原正和君	81
東町長	82
草原正和君	82
東町長	83
草原正和君	83
東町長	83
草原正和君	83
東町長	83
草原正和君	84
東町長	84
草原正和君	84
東町長	85
草原正和君	85
東町長	85
草原正和君	86
東町長	86
草原正和君	86
東町長	86
松元環境政策課長	86
草原正和君	87
東町長	87
草原正和君	87
東町長	88
松元環境政策課長	88
草原正和君	88
東町長	89
草原正和君	90
東町長	90
草原正和君	91
9. 休 憩	91
稻留光晴君	91
東町長	91

稲留光晴君	92
東町長	92
川越税務課長	92
稲留光晴君	93
東町長	93
稲留光晴君	94
東町長	94
稲留光晴君	94
東町長	94
稲留光晴君	95
東町長	95
稲留光晴君	95
東町長	95
稲留光晴君	95
東町長	96
稲留光晴君	96
東町長	96
上橋総務課長	96
稲留光晴君	97
上橋総務課長	97
稲留光晴君	97
東町長	97
稲留光晴君	98
東町長	98
相星農委事務局長	98
稲留光晴君	98
東町長	98
稲留光晴君	99
東町長	99
稲留光晴君	100
東町長	100
稲留光晴君	100
10. 散 会	100

第3号（6月14日）（水）

1. 開 議	107
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	107
3. 日程第2 一般質問	107
中倉広文君	107
東町長	107
中倉広文君	108
東町長	108
上野農林振興課長	109
中倉広文君	109
東町長	109
中倉広文君	109
東町長	110
中倉広文君	110
東町長	111
中倉広文君	111
東町長	111
中倉広文君	111
東町長	111
上野農林振興課長	111
中倉広文君	111
上野農林振興課長	111
中倉広文君	111
東町長	112
中倉広文君	112
東町長	112
上野農林振興課長	112
中倉広文君	112
上野農林振興課長	113
中倉広文君	113
上野農林振興課長	113
中倉広文君	113
4. 休 憩	113
上野農林振興課長	113

中倉広文君	114
上野農林振興課長	114
中倉広文君	114
上野農林振興課長	114
中倉広文君	114
上野農林振興課長	114
中倉広文君	115
上野農林振興課長	115
中倉広文君	115
上野農林振興課長	115
中倉広文君	115
上野農林振興課長	115
中倉広文君	116
上野農林振興課長	116
中倉広文君	116
上野農林振興課長	116
中倉広文君	116
東町長	116
中倉広文君	117
東町長	117
中倉広文君	117
東町長	118
中倉広文君	118
東町長	119
中倉広文君	119
東町長	119
中倉広文君	120
東町長	120
中倉広文君	121
東町長	121
中倉広文君	121
東町長	121
中倉広文君	121
東町長	121

中倉広文君	121
東町長	122
中倉広文君	122
東町長	122
谷迫町民課長	122
中倉広文君	122
東町長	123
中倉広文君	123
5. 休 憩	124
東町長	124
岡元修一君	124
東町長	125
岡元修一君	125
穂園教育長	125
岡元修一君	126
穂園教育長	126
岡元修一君	127
岡留教委管理課長	127
岡元修一君	128
穂園教育長	128
岡元修一君	128
穂園教育長	128
岡元修一君	129
穂園教育長	129
岡元修一君	129
穂園教育長	129
岡元修一君	130
穂園教育長	130
岡元修一君	131
穂園教育長	131
岡元修一君	132
穂園教育長	132
岡元修一君	133
穂園教育長	133

岡元修一君	133
6. 休 憩	134
岡元修一君	134
東町長	134
岡元修一君	134
東町長	134
岡元修一君	134
東町長	134
岡元修一君	134
東町長	134
岡元修一君	134
東町長	134
岡元修一君	135
東町長	135
岡元修一君	135
東町長	135
岡元修一君	136
藤田香澄君	136
7. 休 憩	137
穂園教育長	137
藤田香澄君	138
岡留教委管理課長	138
藤田香澄君	138
穂園教育長	138
藤田香澄君	139
穂園教育長	139
藤田香澄君	140
穂園教育長	140
藤田香澄君	140
穂園教育長	141
藤田香澄君	142
穂園教育長	142
藤田香澄君	142
東町長	143

藤田香澄君	144
東町長	144
藤田香澄君	144
東町長	144
藤田香澄君	145
東町長	145
藤田香澄君	145
東町長	146
藤田香澄君	146
東町長	146
藤田香澄君	147
東町長	147
藤田香澄君	148
東町長	149
藤田香澄君	149
東町長	149
藤田香澄君	150
東町長	150
藤田香澄君	150
8. 休 憩	150
平田慎一君	151
東町長	151
平田慎一君	152
東町長	152
平田慎一君	152
東町長	152
平田慎一君	152
東町長	153
平田慎一君	153
上橋総務課長	153
平田慎一君	153
東町長	155
平田慎一君	156
東町長	156

平田慎一君	156
東町長	156
平田慎一君	158
9. 休 憩	158
東町長	158
平田慎一君	158
東町長	158
平田慎一君	159
東町長	159
平田慎一君	159
東町長	159
平田慎一君	159
松元環境政策課長	160
平田慎一君	160
松元環境政策課長	160
平田慎一君	160
松元環境政策課長	160
平田慎一君	160
東町長	161
平田慎一君	161
東町長	161
平田慎一君	162
東町長	164
平田慎一君	164
遠矢監査委員	164
平田慎一君	165
遠矢監査委員	165
平田慎一君	166
10. 休 憩	167
11. 日程第3 議案第28号 菱田小学校屋内運動場等大規模改造工事請負 契約の締結について	167
東町長提案理由説明	167
上橋総務課長	168
児玉孝徳君	168

上橋総務課長	168
児玉孝徳君	168
岡留教委管理課長	168
児玉孝徳君	169
岡留教委管理課長	169
神崎文男君	169
岡留教委管理課長	169
神崎文男君	170
中山美幸君	170
岡留教委管理課長	170
中山美幸君	171
12. 散 会	172

第4号（6月20日）（火）

1. 開 議	179
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	179
3. 日程第2 議案第24号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）	179
令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）中倉審査特別委員長報告	179
4. 日程第3 議案第25号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第1号）	183
神崎総務厚生常任委員長報告	184
5. 日程第4 同意第3号 農業委員会委員の任命について	185
東町長提案理由説明	185
6. 日程第5 同意第4号 農業委員会委員の任命について	187
東町長提案理由説明	187
7. 日程第6 同意第5号 農業委員会委員の任命について	189
東町長提案理由説明	189
8. 日程第7 同意第6号 農業委員会委員の任命について	191
東町長提案理由説明	191
9. 日程第8 同意第7号 農業委員会委員の任命について	193
東町長提案理由説明	193
10. 日程第9 同意第8号 農業委員会委員の任命について	195
東町長提案理由説明	195
11. 日程第10 同意第9号 農業委員会委員の任命について	197

東町長提案理由説明	197
平田慎一君	197
東町長	197
相星農委事務局長	197
12. 日程第11 同意第10号 農業委員会委員の任命について	199
東町長提案理由説明	199
13. 日程第12 同意第11号 農業委員会委員の任命について	201
東町長提案理由説明	201
14. 日程第13 同意第12号 農業委員会委員の任命について	203
東町長提案理由説明	203
15. 日程第14 同意第13号 農業委員会委員の任命について	204
東町長提案理由説明	205
16. 日程第15 発議第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める 意見書について	206
平田慎一君提案理由説明	206
17. 日程第16 議員派遣の件	208
18. 日程第17 閉会中継続審査・調査申出書	209
19. 閉 会	209

第 1 号

6 月 5 日 (月)

令和5年第2回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月5日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番，4番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 令和4年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（令和4年度大崎町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- (特) 日程第 9 議案第24号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）
- (総) 日程第10 議案第25号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第26号 大崎町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第27号 大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 藤田香澄 | 7番 神崎文男 |
| 2番 草原正和 | 8番 宮本昭一 |
| 3番 岡元修一 | 9番 吉原信雄 |
| 4番 平田慎一 | 10番 中山美幸 |

5番 児玉孝徳
6番 稲留光晴

11番 中倉広文
12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	上野明仁
副町長	千歳史郎	建設課長	時見和久
教育長	穂園正幸	農委事務局長	相星永悟
会計管理者	西高和義	水道課長	本松健一郎
総務課長兼 企画政策課長	上橋孝幸	教委管理課長	岡留和幸
商工観光課長	竹本忠行	社会教育課長	鎌田洋一
町民課長	谷迫利弘	税務課長	川越龍一
環境政策課長	松元昭二		
保健福祉課長	岩元貴幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	宮本修一
調査係長	松元幸紀
議事係長	上床就路
庶務係主幹	隈本紀代美

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） これより、令和5年第2回大崎町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、岡元修一君及び4番、平田慎一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（富重幸博君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から6月20日まで16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（富重幸博君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

諸般の報告。5月23日に開催されました令和5年度町村議会議長・副議長研修会につきまして報告をいたします。

この研修会は、東京国際フォーラムホールAを会場に、日本全国から約1,800人の参加を得て、全国町村議会議長会の主催により開催され、本町からは、私と副議長、議会事務局長の3名が出席いたしました。研修会は、最初に、大正大学社会共生学部教授の江藤俊昭氏による「町村議会の課題と今後の展望について」と題した講演で、政治の劣化とその脱却の方途についての講演がありました。現在の町村議会の現状は、なり手不足問題だけではなく、高年齢、少ない女性議員といった特徴があることや、なり手不足の原因には、ならない要因となれない要因があり、ならない要因については、身近に議員がいないなど、議会議員の魅力が伝わらないこと、議員報酬が低いなど条件の悪さが要因とのことでありました。また、なれない要因については、若手が少ないなど地域力の低下、兼業禁止など法律の縛りがあるため、この解消法としては、住民福祉の向上により地域力の向上につなげると

ともに、議会議員の魅力の周知を行うことや、報酬増額等の条件整備を行うことであるとのことであります。

また、議員報酬が低水準であることが議員のなり手不足の要因であるとともに、議員のなり手不足に直面する市町村は議員報酬の水準の検討に当たっては、議員の活動量と町の活動量を比較し、住民と向き合い、適正な水準について議論するなどの対応を講じることが重要であること、現在の議員報酬の水準が議会における人材確保の観点から、適正な水準を下回る場合は、住民の理解を得ながら、地域の実情や議員活動の状況、物価の動向等に応じ議員報酬の水準の在り方を検討し、その待遇が議会や議員の活動に見合うものであることについての住民の理解と信頼が前提になることに留意する必要があるとのことであります。

なお、政務活動費については、議員の活動の実績を踏まえて検討することも重要であると結んでいました。

次に、NPO法人ブロードバンドスクール協会理事の若宮正子氏の「町村こそデジタルを」と題した講演は、住民のためのデジタル活用法についてのものであります。はじめに、IT先進国のデンマークとエストニアの実状についての講演の中で、デンマークの取組の紹介がありました。デンマークにおいては、官公庁、自治体で紙を一切使わないことに決めているとのことで、役所と国民の間での紙のやりとりを廃止し、郵送は行わず、紙の通知や報告などは全くなく、電子政府化されているとのことであります。この電子政府の推進は、国民の個人データを扱う政府への信頼感とデータを悪用しないという社会への信頼感から来るもので、この電子政府化によって行政手続の時間は約30%短縮され、年間約370億円の経費が削減されているとのことであります。また、デンマークも65歳以上の高齢者の割合が世界で11番目に高い国で、それでこの仕組みが機能していることの背景には、政府と個人の信頼に基づいた社会への貢献意識があることが要因であり、日本の各自治体においても早急にDX化を進める取組が求められているとの講演内容でありました。

最後に、朝日新聞社コンテンツ編成本部次長、三島あずさ氏の「町村議会とハラスメント」と題した講演で、ジェンダー問題についてのものでございました。ジェンダー平等を訴える中で明らかになったことが、女性議員の約6割が議員活動や選挙活動中にハラスメント行為を受けたことがあると回答し、女性の政治参画への障壁になっていることと、初当選した女性議員のアンケート調査において、議員活動の中でセクハラ被害を受けたことがある方が25%で、うち議員からが50%、有権者から40%あったとのことであります。ジェンダー平等や多様性に対する社会の関心は着実に高まり、ジェンダー不平等で多様性に欠ける組織や地域は生き残

りが困難になってきており、多様な意見と取り入れ、バランスのとれた政策決定をする議会は民主主義の根幹を支えるものであり、人権意識に欠けるセクハラが横行している現状は変えていかなければいけないと訴えておられました。男性優位で多様性に欠けるとハラスメントが起きやすく、女性を増やすなど多様性を確保し、ハラスメントが起きにくい組織になるためには、ジェンダー平等宣言やハラスメント防止条例の取組が寛容であると講演を結ばれました。

今回の研修会に出席して多くの町村議会の課題や問題点について触れることができました。本町においても、議会の機能を十分に発揮し、議員間の活発な議論、町政の監視評価や政策立案、政策提言等、議員としての資質をさらに向上させることにより、議会の活性化が図られるのではないかと感じました。

なお、議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（富重幸博君） 日程第4「行政報告」を行います。

これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和5年第2回大崎町議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

はじめに、総務課関係でございます。5月31日に、DXフェローとして陳内裕樹氏と小出泰久氏を委嘱いたしました。DXフェローとは、デジタル技術を活用した住民サービスの強化や業務の効率化を図るため、専門的立場から支援・助言する役職のことでございます。陳内氏は、内閣府クールジャパン地域プロデューサーで、鹿児島県デジタルDX戦略アドバイザーを務めており、総合政策DXを担当していただきます。また、小出氏は、大阪教育大学客員教授で、教育DXを担当していただきます。本町での任期は令和6年3月31日までとなります。委嘱式と同時に、管理職向けDX研修会を開催し、陳内氏からDXサポートの一環として講話をいただきました。今後、両氏には、DX推進により住民サービスや教育及び行政運営を進めていく上で課題を抽出し、解決のためのアドバイスをいただく予定です。

次に、町民課関係でございます。マイナンバーカードの交付状況について御報告いたします。令和4年4月末時点では、交付者数4,011人で、交付率は31.44%で、県内ワースト5位という状況でした。そこで、令和4年度は、マイナンバーカードの交付率向上策として、国の施策と合わせ町独自の商品券発行事業に取り組むとともに、平日、夜間、土日における申請窓口の開設や地区公民館やイベント会場などへの出張申請などあらゆる手段を講じてマイナンバーカードの普及に取り

組んでまいりました。その結果、令和5年4月末日現在で、本町におけるマイナンバーカードの交付者数は1万138人で、交付率は81.44%となっており、全国及び県の平均を上回り、県内でも上位に位置しております。今後も、引き続き出張申請を行いますとともに、コンビニでの住民票の写しの交付や健康保険証と一体化したマイナ保険証の導入など、便利さを身近に感じられるよう周知いたしましてカードの普及に努めてまいります。

また、マイナンバーカードを巡っては、他人の公金の受取口座が登録されたり、コンビニ交付システムで住民票等が誤交付されるなど、トラブルが相次いでいるところがございますが、本町におきましては現段階でいずれの事案も確認していないところがございます。

次に、企画政策課関係でございます。令和5年3月27日に締結いたしました鹿児島大学との包括連携協定について御報告いたします。これは、本町及び鹿児島大学がそれぞれに持つ資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的に締結したものです。これまで、鹿児島大学には大崎活性化センターを拠点に、法文学部による多文化共生事業や工学部によるロボットプログラミング教室、共同獣医学部による産業動物の臨床教育など、個々の連携で協力をいただいておりますが、今回の包括連携協定締結を機に、さらなる連携協力の強化が期待されるところであります。

以上で、報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これで、行政報告は終わりました。

ここで、中山美幸君から、12月9日の会議における発言について不適当な発言があったため、その部分を取り消したいとの申出がありましたので、会議規則第64条の規定を準用し、議長において許可します。

○10番（中山美幸君） 貴重な時間をありがとうございます。

令和4年大崎町一般会計補正予算審査特別委員会中、町長との議論の中で、衛生自治会の総会報告のなかった収支について、「盗んだと一緒」との発言をいたしました。この発言、この言葉について撤回し、関係各位にお詫びを申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（富重幸博君） お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、中山美幸君からの発言取り消しの申出を許可することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 報告第1号 令和4年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（富重幸博君） 日程第5、報告第1号「令和4年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法施行令146条第2項の規定に基づき、令和4年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

これは、令和4年度大崎町一般会計補正予算（第8号）で議決をいただいております繰越明許費のほか、令和5年3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第9号）における繰越明許費の移住・定住対策事業など5つの事業に係るものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたしますので、繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

この報告第1号は、ただいま町長から説明がございましたとおり、令和4年度内に事業が完了しないために令和5年度に繰り越すことを報告するものでございます。

まず、款2総務費の移住・定住対策事業でございますが、翌年度繰越額は180万円でございます。本事業は、野方地区における宅地分譲地造成工事において、年度内に電柱の移転作業が完了しなかったため繰り越すものでございます。

款5農林水産業費の産地パワーアップ事業は、農業用施設を整備する農業法人への助成事業でございますが、翌年度繰越額は2,865万円でございます。次の、中心経営体等施設整備事業は、営農者に対し農業用機械の導入費用を助成する事業でございますが、翌年度繰越額は93万5,000円でございます。いずれの事業も、準備から完了までの期間が短く、年度内示に事業を完了できなかったため繰り越すものでございます。

款10災害復旧費の農林水産施設災害復旧事業でございますが、翌年度繰越額は2,383万8,000円でございます。次の、公共土木施設災害復旧事業の翌年度繰越額は1,430万円でございます。いずれも、国の災害査定に期間を要し、事業進捗に遅れが生じたため、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度大崎町一般会計補正予算(第9号))

○議長(富重幸博君) 日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(令和4年度大崎町一般会計補正予算(第9号))」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(東 靖弘君) 御説明いたします。令和4年度大崎町一般会計補正予算(第9号)は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額に2億6,520万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億3,656万7,000円にするものでございます。

補正の内容は、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び寄附金等が確定したことによる財源調整及びふるさと応援基金等の基金積立金が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長(上橋孝幸君) 御説明いたします。今回の補正予算は、事業実施に係る国・県支出金や交付金等の確定に伴う財源変更が主なものでございますので、それ以外の主なものについて御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の16ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費、節24積立金は、今後の公共施設整備等に備えるための施設整備事業基金積立金4億8,000万円でございます。目10企画費、節18負担金、補助及び交付金は、合計で2,051万3,000円の減でございますが、これは事業実績に伴うもので、主なものは環境配慮型定住住宅取得補助金1,960万円の減でございます。目13地方創生費は、合計で2,137万5,000円の減でございますが、企業版ふるさと納税の実績に伴い、節12企業版ふるさと納税業務委託料と節18大崎町SDGs推進協議会負担金を補正するものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節18負担金、補助及び交付金557万7,000円の減は、地方公共団体情報システム機構へ支払う通知カード・個人番号カード関連事務交付金でございますが、関連経費の一部を国が直接支払うようになったことから、当該経費を減額するものでございます。

17ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金1,185万円の減は、非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付する価格高騰緊急支援給付金を

実績に基づき減額するものでございます。

19ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で2,867万7,000円の減でございます。これは、ワクチン接種に係る関連経費を、実績に基づき減額するものでございます。

20ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項2林業費、目1林業振興費は、合計で19万4,000円の増でございます。これは、森林環境譲与税を活用した事業の執行実績に伴う事業費の調整が主なものでございます。

次の21ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費は、合計で1億2,169万6,000円の減でございます。主なものは、ふるさと納税寄附金及びふるさと納税促進事業の実績に伴う調整でございます。

22ページをお願いいたします。款7土木費、項5住宅費、目3特定優良賃貸住宅管理費、節24積立金130万1,000円は、事業費の確定に伴う地域優良賃貸住宅基金積立金の増でございます。

23ページをお願いいたします。款9教育費、項1教育総務費、目5新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金171万9,000円の減は、給食の質と量を保つために、給食食材費の値上がり分を助成する学校給食物資高騰分補助金を、実績に伴い補正するものでございます。

次に歳入について御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

款2地方譲与税から、次の10ページの、款10地方特例交付金までは、譲与税や交付金の額が確定したことに伴い補正するものでございます。

11ページの国庫支出金から14ページの県支出金までは、それぞれ説明欄に記載してございます負担金や補助金などを、事業費の確定や国・県の決定に基づきそれぞれ増減するものでございます。

14ページをお願いいたします。款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金1億4,194万1,000円の減は、ふるさと納税寄附金と企業版ふるさと納税寄附金を実績に伴い補正するものでございます。なお、ふるさと納税の実績でございますが、寄附件数は24万8,895件で、金額は41億7,943万4,200円でございます。また、企業版ふるさと納税寄附金でございますが、10の企業から合計で7,862万5,000円の寄附をいただいております。

款19繰入金、項1基金繰入金、目5ふるさと応援基金繰入金3,818万円の減は、事業実績に伴い繰入金を減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。款21諸収入、項4雑入、目1雑入は、合計で248万1,000円の減でございます。いずれも、実績に伴う補正でございますが、主なものは交付確定に伴う再生可能エネルギー導入目標策定事業補助金の減で

ございます。

以上で、歳入の説明を終わりました。次に繰越明許費補正について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正(1)廃止でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制確保事業及び実施事業につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の期間が令和5年度まで延長されたことを受けまして、関連経費を令和4年度予算から令和5年度予算に組み替えたことにより、繰越明許費を廃止するものでございます。

次に、(2)変更でございます。款10災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業は、事業費の確定見込みにより、補正後の額に減額するものでございます。

次に、第3表地方債補正でございます。これは、起債の目的欄の過疎対策事業及び災害復旧事業の限度額を、事業費の確定等に基づく同意見込みによりまして、補正後の額に変更するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(富重幸博君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(令和4年度大崎町一般会計補正予算(第9号))」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博君) 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(令和4年度大崎町

一般会計補正予算（第9号）」は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（富重幸博君） 日程第7、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法等の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

改正する主な内容といたしましては、個人町民税では森林環境税の導入に伴う改正と肉用牛の免税の特例の延長、固定資産税では特例措置の新設、軽自動車税では特定小型原動機付自転車の新設とグリーン化特例の延長、見直しに係る改正でございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和5年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（川越龍一君） それでは、大崎町町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正は、先ほど町長からもありましたとおり、上位法の地方税法等の一部改正により、個人住民税では令和6年度からの森林環境税の導入と肉用牛の免税の特例の延長に伴う改正、固定資産税では特例措置の新設及び改正、軽自動車税では特定小型原動機付自転車の新設とグリーン化特例の延長、見直しに係る改正、それらと併せ、地方税の納付環境の整備に係る改正に伴い、町税条例の規定の整備を行うものでございます。また、今回の改正の中で、「によって」を「により」に改める改正や、「においては」を「には」に改める改正など、表現の改正が度々出てまいります。これは、上位法の地方税法の書きぶりとは併せ、規定の適正化を図るための改正でございますのであらかじめ御承知ください。

なお、附則で定める施行期日が条項ごとに異なるため、その都度、御説明させていただきます。

それでは、条例案と併せて配付してございます新旧対照表で説明させていただきますので新旧対照表を御覧ください。アンダーライン部分が、今回の改正箇所でございます。

1 ページでございます。条例第34条の9、第2項配当割額または株式等譲渡取

得割額の控除につきましては、上位法の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第48条の9の3の一部改正に伴い、地方税である町県民税の配当割額及び株式等譲渡所得割の控除に係る控除不足分の充当について、国税である森林環境税への充当を可能とする改正がされたため、規定の整備を行うものでございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、1ページ下段から2ページ中段頃までに記載してございます第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、第2項は上位法の地方税法第317条の3の2第2項の一部改正に伴う新設で、給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化による改正でございます。給与所得者の扶養親族等申告書について、前年に提出した申告書から移動がない場合には、給与所得者を経由して提出した場合に限り、当該申告書に記載すべき事項に変えて当該移動がない旨を記載した申告書を提出することができることとした改正がされたため、規定の整備を行うものでございます。

令和7年1月1日施行でございます。

次に、2ページを御覧ください。2ページ中段から3ページ中段の第36条の3の2第3項から第6項についてでございますが、今説明しました第36条の3の2第2項が新設されたことによる項ずれに対応するための規定の改正でございます。

令和7年1月1日施行でございます。

次に、3ページを御覧ください。中段の第38条第1項及び第3項、個人の町民税の徴収の方法等についてでございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う森林環境税の賦課徴収の方法についての改正でございますが、個人の町民税の均等割を賦課徴収する場合に併せて賦課徴収し、特別徴収または普通徴収により徴収することとされたことに対応するための規定の整備でございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、3ページの最下段から4ページ上段までの第41条個人の町民税の納税通知書についてでございますが、森林環境税の導入により個人の町県民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額及び個人の町県民税との合算額を追加する改正に対応するための規定の整備でございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、4ページを御覧ください。中段にあります第44条第1項から、7ページ上段にあります第6項までの給与所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましては、森林環境税の導入により、特別徴収により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含むこととされた改正に対応するための規定の整備でございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、7ページを御覧ください。中段にあります第46条給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等についてでございますが、令和5年4月1日から、地方税統一QRコード等を活用した地方税の納付が開始されることを踏まえ、給与所得に係る特別徴収の納付書にQRコード付きの様式が追加されたことに対応するための規定の整備でございますが、少し飛びますが11ページを御覧ください、11ページから12ページにかけての第48条と第50条の法人の町民税と、14ページを御覧ください、14ページから15ページにかけての第98条と第101条のたばこ税につきましても、同じ内容での様式の追加に伴う改正でございます。

これらはすべて令和5年4月1日施行でございます。

前後して申し訳ありませんが、再度7ページにお戻りください。7ページ中段頃から8ページ中段にあります第47条第1項及び第2項、給与所得に係る特別徴収額の普通徴収額への繰り入れについてでございますが、給与所得者が特別徴収から普通徴収に変更した場合、還付充当がある場合に、国税である森林環境税を地方税の未納額に充当することができることとした改正に対応するための規定の整備でございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、8ページを御覧ください。8ページ中段から9ページ下段にあります第47条の2第1項及び第2項、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましても、年金からの特別徴収の方法により徴収する公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税額を含む改正に対応するための規定の整備でございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、9ページを御覧ください。最下段から11ページ上段にあります第47条の6第1項及び第2項、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰り入れについてでございますが、年金所得に係る個人の町民税の年金からの特別徴収税額について、特別徴収から普通徴収に変更した場合で還付充当がある場合に、国税である森林環境税を地方税の未納金に充当できることとした改正に対応するための規定の整備でございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、13ページを御覧ください。13ページ上段から14ページ上段にあります第82条種別割の税率についてでございますが、道路交通法の一部改正により、軽自動車の区分に一定の電動キックボードが新たに特定小型原動機付自転車として区分されたことにより、原動機付自転車の種別割の標準税率が適用される車両のう

ち、ミニカー及び特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当するものについてはミニカーに係る税率区分から除くこととし、すべての特定小型原動機付自転車の税率を2,000円とする改正に対応するための規定の改正でございます。

令和5年7月1日施行でございます。

次に、15ページを御覧ください。15ページ下段から16ページ中段にあります附則第6条第1項、肉用牛の売却に係る事業所得に係る町民税の課税の特例についてでございますが、上位法の地方税法附則第6条第4項の一部改正により、租税特別法第25条に定める肉用牛の売却による事業所得のうち、免税対象飼育牛に係るものについては、昭和57年度から令和6年度まで個人住民税所得割を課さないこととする特例が講じられておりますが、この適用期間が令和9年度までに延長された改正に伴う規定の整備でございます。

令和5年4月1日施行でございます。

次に、16ページを御覧ください。16ページ中段にあります附則第8条読み替え規定についてでございますが、固定資産税の課税標準については、この規定によって読み替えを講じることで課税標準の特例が適用されていましたが、このうち令和3年度改正における第64条の新型コロナウイルス感染症等に係る先進設備等の特例が令和5年3月31日で終了し、地方税法附則第64条を削る改正規定の施行日が令和5年4月1日であることに伴い、町税条例でも削除するものでございます。

令和5年4月1日施行でございます。

次に、16ページ下段から19ページ最上段にあります附則第8条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてでございますが、第3項から第18項までと第22項は、上位法の地方税法附則第15条関係の一部改正による項ずれに伴う規定の整備であり、第20条は先ほど説明しました地方税法附則第64条の削除による規定の削除を行い、新たに第20項として大規模の修繕マンションに対する減額措置の特例割合が追加されたことに伴う規定の整備でございます。

令和5年4月1日施行でございます。

次に、19ページを御覧ください。19ページ中段頃から20ページ下段にあります附則第8条の3第11項から第13項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてでございますが、先ほど説明しました大規模の修繕マンションに対する減額措置を受けようとする者がすべき申告が追加されたことに伴う改正と項ずれ、及び上位法の改正による項ずれに対応するための規定の整備でございます。

令和5年4月1日施行でございます。

次に、20ページを御覧ください。20ページ下段にあります第8条の4、平成

30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等と、21ページ上段から23ページ下段に記載してあります第8条の5、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてでございますが、平成30年7月豪雨から4年、令和2年7月豪雨から2年が経過し、豪雨災害に係る固定資産税の特例が適用期限を迎えることから、引き続き2年間適用が延長されたことに併せ、第8条の5では令和2年7月豪雨に係る特例を受けようとする者がすべき申告が追加されたことに伴う規定の整備でございます。

令和5年4月1日施行でございます。

次に、23ページを御覧ください。23ページ下段から24ページ上段にあります附則第13条の2の7、軽自動車税の環境性能割の非課税についてでございますが、消費税率10%への引き上げに伴う臨時的特例措置として、令和元年10月から令和2年9月末までに購入された軽自動車につき、環境性能割の税率を1%軽減するという特例措置が、新型コロナウイルス感染拡大によりその適用期間が令和3年12月末まで延長されておりましたが、今回の税制改正により、この特例措置が削除されたことに伴う規定の整備でございます。

令和5年4月1日施行でございます。

次に、24ページを御覧ください。24ページ上段から28ページ上段の附則第14条軽自動車税の種別割の税率の特例についてでございますが、現在、種別割の税率の特例として、初回新規登録から13年を経過した軽自動車に対する増税、いわゆる重課と呼ばれる特例と、燃費基準の達成度により減税される軽課、いわゆるグリーン化特例と呼ばれる特例があり、グリーン化特例には燃費基準達成率によりおおむね75%、50%、25%の軽減がありますが、より環境性能のよい車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例の適用期間が3年延長、ただし、25%軽減対象者につきましては2年間延長されることにより、現行の特例の削除と併せ、軽減率ごとの新たな期限と税の金額を規定するほか、項ずれが反映されております。

第14条はすべて令和5年4月1日施行でございます。

次に、28ページを御覧ください。28ページから29ページ上段の附則第14条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についてでございますが、燃費基準の達成度を基準としているグリーン化特例で燃費性能の不正があった場合、不正を行った自動車メーカーを納税義務者と見なして納税不足分を徴収することができることを定めた規定であり、29ページ上段の第3項には、不足分を徴収する際に加算する額として、不足額の100分の10が定められたことによる規定の整備でございます。

令和5年4月1日施行でございます。

なお、第3項の加算額100分の10は、令和6年1月1日施行で100分の35に改正され、罰則が強化されることになっております。

次に、29ページを御覧ください。29ページ中段頃から30ページ中段に記載してあります附則第15条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてでございますが、優良な住宅地の供給と公的な土地の取得の円滑に資する一定の要件に該当する土地等の譲渡に対する税負担の軽減で、長期譲渡所得金額が2,000万円以下の税率は本来5%であります。令和5年度までは4%とされている特例が、令和8年度まで3年間延長されたことによる規定の整備でございます。

令和5年4月1日施行でございます。

次に、30ページを御覧ください。中段の附則第21条、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例についてでございますが、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例は、令和4年度末が適用期限であったために削除し、規定の適正化を図るものでございます。

令和5年4月1日施行でございます。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わりました。次に、施行期日等について御説明いたしますので、条例案の7ページを御覧ください。7ページ下段頃から8ページ上段の附則の第1条、施行期日でございますが、この条例は、原則令和5年4月1日から施行されますが、先ほど新旧対照表の中で説明いたしました施行日について、第1項から第3号までの規定の中で条項ごとにまとめて定めているものでございます。

次に、経過措置といたしまして、第2条は町民税に関するもの、第3条は固定資産税に関するもの、9ページの第4条、第5条は軽自動車税に関するものが規定されておりますが、施行日前に適用されたものは、なお、従前の例によることと、軽自動車税のグリーン化特例に係る不正についての加算額の割合を定めております。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸君） ちょっとお示しをいただきたいと思っております。

まず、19ページ、8条の3から、その次のページ、8条の4にかけてですが、これに対する住民の方はいらっしゃるのかどうか。もし、それに当たる住民がいらっしゃる場合に、この条例をそのまま見ていただいてもわかりにくいと思っております。どうやって住民にこのことについて、親切にわかりやすく説明をしようとしているのかお示しをください。

○税務課長（川越龍一君） お答えいたします。

我が町特例の部分に関する質疑だと思いますが、申し訳ございません、今の段階でこれに該当する者がどれくらいあるかというのは、今把握ができておりません。

この特例の内容についての町民への周知でございますが、恐らくうちのホームページ上を見ても余り詳しく掲載はないかなと思っておりますし、文書等についても、町民の方への広報というのはこれまで十分ではなかったかなというふうに、今、質問を受けて反省をしているところでございます。

この先、また課内で検討いたしまして、我が町特例の部分につきましては周知方法等を十分に検討をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○10番（中山美幸君） 今、担当課長からも答弁がありましたように、条例だけを掲載しても住民の方々はなかなか理解できない。そして、自分がそのものに当たっても、なかなか理解できないというような状況が私は出てくるのかなというふうに思いますので、やはりこういったところはしっかりと住民にわかりやすい言葉でわかりやすく説明をするような努力をしていただきたい。

また、環境税の取り扱いについても、住民税なんかと一緒に今度は徴収するというようなことであろうと思います、以前は別でしたので。それについてもお伺いしたいと思いますが、金額については、たばこ税も一緒ですが、現状の評価の方法、そういったものと相違ないということで、徴収方法が変わったということだけで理解してよろしいのか。

○税務課長（川越龍一君） 金額については、控除の1,000円でございます。賦課徴収が6年度から始まります。それを住民税の均等割がかかっている方から徴収をしようと、それを特別徴収であったり普通徴収で併せて徴収をしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（富重幸博君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。
これより採決に入ります。

お諮りします。承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（富重幸博君） 日程第8、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、国民健康保険法施行令の一部改正する政令が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の規定を対応する上位法の書きぶりとは併せ、規定の適正化を図る改正が行われたことに伴う改正でございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和5年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めますのでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（川越龍一君） それでは、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、大崎町国民健康保険税条例の条文を、上位法であります地方税法、租税条約等の実施に

伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、及び国民健康保険条例3項令の規定の書きぶりと併せ、規定の適正化を図るための条例の整備をするものでございます。

条例案の次にあります新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。アンダーラインの部分が、今回の改正箇所でございます。

1 ページを御覧ください。第23条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例及び、1 ページ最下段から2 ページ上段部の第24条の2第2項、特例対象被保険者等に係る申告の改正には関連がございますので、一緒に説明いたします。1 ページの第23条の2の規定は、非自発的失業者の課税の特例で、非自発的失業者の国保税の所得割の算出及び軽減判定の所得割の算出において、前年に給与所得がある場合に、その給与所得を100分の30として計算する特例についての規定でございますが、2 ページ上段部の第24条の2第2項が改正されたことにより、特例を受ける申告に必要な特例対象被保険者等であることの実を証明する書類が、国民健康保険条例3項令の規定に併せ、雇用保険受給資格通知と具体的に定められたことにより「特例対象被保険者等」という記載がなくなったため、該当する規定が第24条の2第1項のみとなったことによる改正でございます。

次に、2 ページの附則第2条、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例から、最後のページの9 ページ、第13条、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例についてでございますが、国民健康保険税の算出や軽減判定を行う際に地方税法の総所得金額及び山林取得金額を使用しますが、所得割や町県民税ではほかの所得とは区別した税率を用いて所得を算出する分離課税であっても、国保税では他の所得と合わせて計算し、所得割の基礎となる所得を算出することとする規定であります。この中の改正部分であるアンダーライン部分の第23条には、国保税の減額、均等割、平等割の7割・5割・2割の軽減についての規定でございますが、それぞれの条文に対する上位法の書きぶりとは併せ、規定の適正化を図るものでございます。

それぞれ対応する上位法は、2 ページの附則第2条から、7 ページ中段にかけての附則第9条までは地方税法附則に対応し、附則第12条と、8 ページから9 ページにかけての附則第13条は、租税条例等の実施に伴う所得税法、法人税法、地方税法の特例等に関する法律に対応するものであり、それぞれ対応条文の書きぶりに併せた改正でございます。

以上で、新旧対照表による説明を終わります。次に、今回の改正による施行期日等について説明いたしますので、条例案を御覧ください。

附則の第1項、施行期日でございますが、この条例は、令和5年4月1日施行で

ございます。第2項は、改正前、改正後のそれぞれの適用区分について規定しているものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第24号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）

○議長（富重幸博君） 日程第9、議案第24号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,033万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億742万4,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る経費、環境拠点整備事業補助金、くのにの松原キャンプ場バンガロー建設工事、農業機械センター改修工事及び配合飼料価格高騰対策事業補助金などがございます。歳入は、国・県支出金、繰入金及び繰越金の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料49万5,000円は、行政訴訟や行政への不当要求、債権管理など法律上の助言を求めるための顧問弁護士委託料でございます。

目10企画費、節18負担金、補助及び交付金420万円は、一般社団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業補助金でございますが、下益丸自治公民館と正坂自治公民館が交付決定を受けたことから補正するものでございます。

目13諸費、節22償還金、利子及び割引料748万2,000円は、子育て世帯等臨時特別支援事業事業費補助金返還金660万円のほか、過年度分の国・県支出金の返還金でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で8,534万4,000円でございますが、これは、国の経済対策としてエネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等へ、1世帯当たり3万円を支給する事業費でございます。節1報酬から、9ページをお願いいたしまして、節11役務費までは、事業に要する事務的経費でございます。節18負担金、補助及び交付金8,334万円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と総合行政システムの改修費用に係る負担金でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金245万円は、保育所や放課後児童クラブが運行する送迎用バスに安全装置を設置する費用を助成する保育所等送迎用車両安全装置設置補助金でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金1,506万5,000円は、環境施策に係る拠点を整備することを目的として、実行委員会方式によりその在り方や運営を検討するための費用や拠点の整備費を助成する環境拠点整備事業補助金でございます。

10ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興

費、節12委託料150万円と、節14工事請負費4,500万円は、農業公社の拠点としての大崎町農業機械センターを改修するための工事請負費と管理業務委託料でございます。

目7園芸振興費、節18負担金、補助及び交付金522万2,000円は、活動火山の降灰による農作物被害を防ぐため、農業用施設の更新等を助成する活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金でございます。

目15新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金2,900万円は、配合飼料の価格高騰により畜産経営に影響を受ける個人や事業者を支援するための配合飼料価格高騰対策事業補助金でございます。

項2林業費、目1林業振興費、節12委託料25万8,000円は、薬剤等の物価高騰の影響に伴い、松くい虫の防除事業に係る委託料を増額するものでございます。節18負担金、補助及び交付金30万円は、今後の執行見込みにより有害鳥獣電気柵等設置事業補助金を増額するものでございます。

款6商工費、項1商工費、目3観光費、節14工事請負費1,970万円と、次の11ページをお願いいたしまして、節17備品購入費24万円は、くこの松原キャンプ場におけるバンガロー4号棟の建設工事費と施設用備品の購入費でございます。節18負担金、補助及び交付金、スポーツ合宿等誘致促進事業補助金1,000円は、スポーツを通じて地域活性化を図ることを目的に設立したスポーツ観光おおさきの担い手育成や広報活動等に対し助成するものでございます。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節18負担金、補助及び交付金155万5,000円は、団員の退団に伴う消防団員退団慰労金補助金10名分でございます。

款9教育費、項4社会教育費、目4文化振興費は、合計で300万円でございますが、これは、B&G財団の助成を受けて大崎町ゆかりの偉人漫画を制作するための委託料及び印刷製本費が主なものでございます。

最後に予備費を載せてございますが、これは財源の調整によるものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1億1,434万4,000円は、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。目2民生費国庫補助金228万5,000円は、子ども食堂の運営を支援するための地域子どもの未来応援交付金27万円と、事業所が運行する送迎バスに対し、置き去り防止などの安全装置の設置費を支援する子どもの安心・安全対策支援事業補助金201万5,000円でございます。目8商工費国庫補助金1,000円は、ス

スポーツによる地域活性化やまちづくり担い手の育成支援として実施するスポーツ合宿等誘致促進事業に係る地方スポーツ振興費補助金でございます。

款16 県支出金、項2 県補助金、目4 農林水産業費補助金522万2,000円は、降灰による農作物被害を防止するための活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金でございます。目5 商工費補助金829万8,000円は、くにの松原キャンプ場におけるバンガロー4号等の建設工事に係る県地域振興推進事業補助金でございます。

款19 繰入金、項1 基金繰入金、目4 ふるさと応援基金繰入金2,473万円は、環境拠点整備事業補助金などの財源として予定しているところでございます。

款20 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金5,800万円は、財源の調整でございます。

7ページをお願いいたします。

款21 諸収入、項4 雑入、目1 雑入720万円は、コミュニティ助成事業に係る助成金420万円と、ふるさとゆかりの偉人漫画の作成と活用事業助成金300万円でございます。

以上で説明を終わりますが、12ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。議案第24号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」について、質疑はありませんか。

○10番（中山美幸君） 町長にお答えいただきたいと思っております。今回、さらに環境拠点の整備事業として1,500万円計上してあります。計上された金額の見積もり、積算根拠を示していただきたいということと、現在、この施設については、まだ大崎町衛生自治会の借権の部分であろうと思っておりますが、先般の説明の中で大崎町に帰属させるというような説明の文書もいただいておりますが、それがまだ完了していない時点で本予算を計上されたということになるかと思っておりますが、それはいつぐらいまでにそれが完了するのか、もう既に完了しているのか。相互信用金庫との賃貸契約は完了しているのかどうか。そして、1階部分はどのような形になるのか。多分、1階、2階、すべて建物については同一の賃貸になるかと思っておりますが、こういった形を取られるのか。

それと、歳入の部分でもう1点ありましたけども、歳入の部分の民生費国庫補助金の部分、27万円、地域未来応援交付金27万円について、これは子ども食堂等について支援するという事で現在答弁があったと思うんですが、この支援の方法はどういうことを考えているのか。まず、その点についてお示しをいただきたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 昨年の12月議会にマルおおさきの整備につきまして予算を計上したところでありましたけども、実際、内容としましていろいろ皆様方から指摘を受けました。そういったことから取り下げたいきさつがあります。整備については十分検討していく必要があるということでもございましたので、内部でも検討いたしまして、そしてまた議員の皆様方にも、22日から25日までの間にこういったことで整備していきたいということで事業の内容の説明等をさせていただいたところでございます。

御質問にありました金額の積算根拠ということでございますので、こちらはその後、担当課長のほうに答弁をしていただく、もしくは副町長のほうで答弁をしていただきたいと考えております。

賃貸契約におきましては、衛生自治会でなく町が借り受けをするということも考えてまいりました。今回、いろいろ検討する中で実行委員会方式をつくって、それで検討しながら利用方法等についての協議を重ねていく、結論を出していくという考え方でありますので、現段階では相互信用金庫には、今までのいきさつと、これからの在り方ということでお詫びもし、また、借り受けることについての御相談もしております。まだ、それが成就しているというわけではありませんが、相互信用金庫としては前向きに町の意見に協力するという形のお返事はいただいているところでございます。

それから、1階部分につきましてであります。私が考えていたのはSDGs関係、リサイクル関係、子どもたちから高齢者まで、あるいは住民の方々が集うようなそういった場所の中で勉強の機会をつくっていただければと思っておりました。あるいは、展示の機会をつくっていただければと思っておりましたが、そこもまた、実行委員会等でいろいろ審議されるのかもしれませんが、活用については、環境政策について十分活用できるようにやっていきたいと思っておりますが、ここらについても具体的な考え方がまとまっているとすれば、担当課長、あるいは副町長のほうに答弁をさせていただきたいと思っております。

子ども食堂への応援ということでありますので、こちらの答弁につきましても担当課長のほうで答弁させていただきます。

○環境政策課長（松元昭二君） 積算根拠につきまして、私のほうから説明させていただきます。

22日から25日に御説明させていただきましたマルおおさきの現地で見させていただいた部分で、改修工事としての費用と、それに付随する電気工事等の費用、あと少しデザイン等の費用を含めまして1,506万5,000円のうち1,476万5,000円がそれに係る費用という形になっております。あと、実行委員会の運営に

ついて、運営委員会の出会謝礼等で30万円という形で積算をしております。

以上です。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 地域の子どもの未来応援交付金についてでございますが、これは国の地域子どもの未来応援交付金事業のうちの食の提供重点支援事業ということで新たに新設された事業なんです、これは既存の事業、子ども食堂等なんです、の事業に対して市町村が補助をしている場合に対して交付金という形で支給されるわけなんです、今回2事業所の実績があるということで申請させていただきました、その分の実際補助をしている9割に当たる部分が交付金として支給されますが、現在、支給している2事業所の補助金についてはふるさと応援基金を充当しておりましたが、今回、この交付金を財源の変更という形でさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○10番（中山美幸君） 町長、ちょっとくどいようですが、この予算を上げられたときにしっかりとこの施設の権利者といいたまいますか、そこは既に確定して予算を上げてこない、委員会任せということでは若干私は疑義が残るんじゃないのかなというふうに思うんですが。なぜ委員会にこだわっていらっしゃるのか。先ほどの話ではまとまってないというような話をされました。まとまっていないところで予算を計上されている。これは町民のお金をどうやって使っているかということについてはものすごく私は疑義があると思うんですね。もう少ししっかりとした計画を立てて、このようにやりたいのでこの予算を計上しましたという私は答弁がほしいなというふうに考えているんですが。なぜそこまでできないのか。非常に私はそこに疑問を持ちます。しっかりとやろうということであるのであれば、もう既に賃貸契約もできあがっていて、こういう予算でこういうことをやりたいということではないといけないと思うんですね。

そして、1,476万5,000円についても、ただ改修費であるということだけなんです。それから、委員会についても、費用について30万持ってきますということだけなんです。どういった委員会構成をされて、どういった方向で話し合いをされて、基本的な構想というのは町長お持ちでないと、大きな1,500万もの予算についてどのような運営をしていくかということもありますし、その後の運営の費用、こういったところもやはり考えていけない部分ではないんでしょうかね。私はそこはしっかりと考えていただきたいなというふうに思うんですが。町長、再度そこについて、自分の考え、はっきりと私はこういうことをやりたいんだと、こういうことをやりたいのでこの予算を計上しているんですと。その予算についてもしっかりと答えてくださいよ。

それから、先ほど説明ありました子どもの応援金、90%の国庫補助金だという

ことでありますが、財源の振替ということなんですが、じゃあ本町としてそういった団体には本町から出していた部分について、新設であれば、ほかに今までであった部分についてはもう助成しないと、国・県の補助事業があるので国・県の補助事業で満たしていくということによろしいのか。しかし、それよりももうちょっと手厚く子どもたちのことを、町長もよく言っているじゃないですか、子どもたちの教育問題、環境問題のことについては力を入れていくと、子どもたちのことについては今後力を入れていくんだということをおっしゃっているんです、日々。そういった中で本町の予算を削りながら、国・県の補助事業があるから本町のやつは振り替えましたということ、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。町長、もう一回、その2点についてお答えをお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） マルおおさきの今回の提案が非常に具体性に欠けているということでもあります。12月議会でいろいろ御審議いただいたところではありますが、その時点において事前着工ということも指摘されました。SDGs推進協議会との間でそういった協定のもとで着工しておりましたので、ただ、一般会計を計上しておりましたので、それと同時でなければならぬだろうという判断、私もそういう判断をしたところで工事を中断したいきさつがあります。

その後、マルおおさきで内情を視察して、2階の部分がまだ中を整備されていない状況でありましたので、これについてはちゃんとした姿に戻していくべきだということを考えてきました。それで、現地で副町長を交えながらいろいろ検討もしたところでもあります。相互信用金庫の所有でありますので、御指摘は町が借り受けになるということの御指摘を受けておりましたけれども、まず、ここだけはどうしても修復していくべき必要があるということは、自分自身で反省しながら、その旨、相互信用金庫の理事長のほうにもお伝えをいたしました。そして今回の予算という形につながったわけでもありますけれども、事業をしていきたいという思いは最初の段階で説明もしておりますが、リサイクルの拠点として環境教育、あるいは滞在型の研修等における研修の場所、また、子どもたちが施設を利用することによって環境指導や支援もできる、あるいは町民の皆さん方のSDGsということに対するお伝え、あるいは相談があったらお答えする、やはりマルおおさきをそういう形に持っていきたい。また、多文化共生の形で外国の方々も利用できるような環境として整備していきたい、私の考えはそういったことで、2030年までとされているSDGsの理念に基づいて、ごみの分別から社会形態、環境といったところまでつながるような、そういった説明できる、勉強できる場所に持っていきたい。また、ときによっては学生の勉強の場にも持っていきたいという考え方で、今もその理念は変わらないところであります。

先般、SDGs推進協議会の1,400万円という助成を受けての一部改修に入ったところでありますけれども、ここについては町のほうでちゃんと責任を持って予算化して改修して、ちゃんと運営等についても関与していくべきであると考えのもとで、今回、ストレートでそういう表現ができるようにという思いで予算措置をさせていただいたところであります。

設備の内容、1階部分との共有、そういった具体的なところにつきましては副町長のほうで答弁をさせていただきたいと思っております。

○副町長（千歳史郎君） マルおおさきについては、非常に議員の皆さんからもいろいろ意見をいただきました。そしてまた、丁寧な説明がないということで、5月22日から4日間かけて説明をさせていただきましたけれども、町長のほうからもありました、相信の理事もSDGs推進協議会の理事でもありますけれども、先般もこの話をさせていただいて、相信としてはこの三文字地区にぎわいづくりのために活用させていただきたいと、当初の思いはそういうことだったということで、町が借りるのはいいんじゃないでしょうかという、その承諾は得ているんですけれども、また改めて本部のほうにはお伺いさせていただきますと話はされましたけれども。やはり大崎のリサイクル、大崎システムは非常に、ここ25年間、住民の力を借りながらやっているわけですので、そこは国内外からもいろんな研修視察も来られております。そういうメリットの部分はあるんですけれども、またそれによって、今度は住民のごみ出しの負担が非常にいわれておりますので、そういうことを援助するといいましょうか、そういうことをまた新しい法人をつくっていただいて、中間支援組織をつくっていただいて、少しでも住民の皆さんの負担が減るように、大崎システムはこれからもずっと続けていこうという、これは誰もが、町長もそう思われておりますので、そこを今度は楽な分別の方法のもまた、これから考えていかなければならないんじゃないかということで、このシステムを後退させるのではなくて、前向きにまた考えて、議員の皆さんと一緒に考えていただければと思っておりますので御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○町長（東 靖弘君） お話をまた、させていただきます。実行委員会方式ということでありました。これまで衛生自治会一本で助成金を出しておりましたので、やはりそういうことでは多様な意見を取り入れられないだろうということで、議員の皆様の代表、住民組織の代表、そういった方々を交えながらマルおおさきをどういうふうに活用していくか、環境中心でありますけれども、そういった意見等をもとにして結論が出て、その後、相信さんから町が借りるとなったときに、こういう計画を提示して、そこから契約を進めていくという形が望ましいかなということで、今回

そういった契約が整っていないとお答えいたしましたけれども、根拠にあるのはそういったことでありますので、そこは御理解をいただきたいと思えます。

それから、子ども食堂に対してですが、大崎町に、今3つの子ども食堂があると思えます。今回、国の方針で27万円の助成金があったということで、残りの3万円を町が追加したということで、そこについて子ども食堂においてはもっと手厚く支援すべきではないかという中山議員の質問でございます。

今回はそういう形を取らせていただいたところではありますが、今回のコロナ禍の中で低所得世帯が多かったり、生活困窮者が多かったり、諸物価が上がってきたり、いろんなことが社会の中で起きておりますので、今回はこの予算となりましたけれども、そういう状況を把握したときには、また支援するような予算化をしていくことは考えてるべきだと思っております。

○10番（中山美幸君） 町長、もうちょっとしっかりしましょうよ。改修をしてもとの形に返していかないといけない、これは町の責任ですか。私はこれはちょっと異なっているんじゃないのかなと、町長の発言としては異なっているんじゃないのかなと思えますよ。前の1,700万、それから1,400万の12月の一般会計補正予算についての予算審議の中では、これは助成金でしたよね、会に対する助成金ということでした。そして、それが事前着工されたということなんです。これをもとの形に町の責任で返していくというのは私はちょっとどうかなというふうに考えたりもするんですね。

まだ、委員会方式ということをおっしゃっているんですね。委員会方式の内容のやり方ですよ、構成委員もそうです。今、副町長のほうからすばらしい発言もありました。私感動したんです。今までのやり方を少し変えて、皆さんに負担のかからないような方法も検討していく、これはすばらしいことです。本当の日本一を目指すのであれば、そこなんです。私は前からこのことは言っているはず。本当の日本一を目指すのであればそういったところも考えて、住民に負担のかからない、住民が納得してそういった不平不満が出ないようなやり方というのを模索しましょうよということを何回も私はこの議会でも答弁しているはず。それだったら大賛成なんです。環境問題について、私は反対しているわけではないです。やり方自体がおかしいから語気を強くしたりしているんです。そこをもう少し考えていただかないと、住民はものが言えない状況になっているんですよ。住民の小さな意見も採り上げていって、すばらしい日本一にしましょうよ。前の一般質問でも私はそれを言ったはず。それを検討していかないと、お互いに。町長、じゃないですか。今の若い人たちが年を取ったとき、高齢化率が上がったときにどのような思いをするのか。今、身体が自由に動くような状況だったらいいです、高齢化率が

上がらないんだったらいいです。そして、大崎町は環境がいいから大崎町に住んでみたいという人が増えているんだったらいいです。実際はどうですか。私は、そこはほとんどないんじゃないかなと思っています。外に出る人のほうが多いんじゃないですか。そういったところも考えながらやらないと、いろんな部分に出てくるんじゃないでしょうか。その部分については住民に負担がかかってくると思いますよ。人口増を考える、私はそこが一番の目的だと思っています。そうすることが大崎町の長い時間をつくってきた大崎町なんですよ、それを持続していく、私はそこにつながってくるんじゃないのかなと思います。副町長は素晴らしいことをおっしゃいましたよ。やはりそういったことを共に考えていくべきです。

それと、子ども食堂に対する補助金、町からの収支は3万円ということでしたけれども、これは担当課長にお伺いしますが、国・県の補助事業27万について、市町村からの助成金がある場合に出さないようなという要項があるのかどうか。やはり、要項がないのであれば、今まで補填した部分を合わせてやっていくことが、それを充実させる、子どもたちのためになるんじゃないですか。私はそう思いますけれども、町長、いかがですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 子ども食堂の件ですけれども、今回の補助金につきましては、現在の実績に対してということでしたものですからこの金額になりましたけれども、また検討させていただいて、町からの補助金を上げていくことによって国からの補助も上がりますでしょうし、町独自で補助することも検討することは可能だと思いますので、今後検討したいと思います。

○町長（東 靖弘君） 非常に答えが明快でないという御指摘を受けておりますが、おっしゃったように高齢化が進んでいく、子どもたちは少ない中で社会がだんだん高齢化していく。本町の場合に捉えてみるとごみ出し困難者が出てきたり、ごみの集積場のことについても新たな開設ということがありましたが、いろんな面で身体的に不便を感じるようになってくるほうに向かっていくだろうということは考えております。今回、マルおおさきを整備してということは、そういったことも含んでいるところでありますが、議員さん方からかねてから指摘がありますように、そういった搬入してくるところをちゃんと設けるべきじゃないかという御指摘もありました。

当初、マルおおさきがこういうふうに進んだら、そこで通常のごみの回収以外にそういったところを開設していこうという考え方を持っておりました。しかしながら、協議するときには場所の問題等もありまして、実行委員会の皆さん方に検討しながら、集積場は開設するという方向での検討をしていただくということも考えながらごみ出しに対して不便を強いられない形でやっていこうということでそういう形

の中で協議していくという方向であります。また、これから高齢者がどんどん、どんどん進んでいく、そして家庭で分別が難しかったり、あるいはその地域地域で搬入することが難しかったりということがありますので、そういったところも各地域で日にちを設けながら所定の回収以外にそういう日にちを設けて回収したり持ってきていただいたり、各校区においてそういったことを協議して行って実行すべきじゃないかということも考えておりますので、御指摘がありましたように住みやすい環境をつくる中でごみ出しが非常に不便を強いられているという改善を委員会等で多くの意見を聴取しながら、前向きにここは改善していきたい。そしてまた、マルおおさきが拠点となるようにしていきたいという考え方で上げております。

また、なぜ、建物が壊されているのを町がしなければならぬかということでありましたけれども、SDGs推進協議会に町が助成金としてお金を8,000万円ほど交付しております。その中で改修資金が1,400万円ほど出ているわけですが、当初予算でこういった仕組みについては担当課長から説明はされていて御理解はいただいているものと思っております。ただ、やり方がちょっと不十分であったと認識しているところであります。回りくどいやり方じゃなくて、やはり町が直で支援していきながら改善をしていくということが必要だということで、ここは私が認識しているところであります。こここのところは、是非御理解をさせていただいて、そして前向きに進めていければ、御協力いただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

子ども食堂でありますけれども、さっきもお答えしたところでありますが、子育て環境、教育環境は非常に大切なことでありますので、こういう意見をいただきながら改善すべきところはしながら、前向きに進めていきたいと思っております。

以上です。

○10番(中山美幸君) 町長、最終的に伺います。いつ、町が相互信用金庫と契約されるんですか。それと、今、本部に問い合わせをしているという副町長の答弁でございましたけれども、それは相互信用金庫の答弁が遅れているのか、本町の契約の条項が委員会任せになっているのか、その点、はっきりとお答えください。

それから、もう1点は、先ほどの子どもの助成の27万円について、了解ですので、しっかりとそこは町長の施政方針の中にもありましたから、ちゃんと子どもたちのためには予算を使う、ふるさと納税もあるじゃないですか、そういったものに使っていくということも考えていただくことが必要じゃないのかなというふうに思います。

さらに、委員会、委員会ということをおっしゃっていらっしゃいますがすべて委員会に任せるのかどうか。そうであれば、今までどおりと一緒にじゃないですか。行

政でやるんだったら行政がしっかりとやる。そして、行政の予算を使っていく。SDGsに8,000万ということをおっしゃいましたけども、五千幾らでしょう、本年度は、5,600万じゃないですか。そして、合作が1,500万ぐらいでしょう。私はそんなふうに理解したんですが、さっきの専決のそういったところではそういうふうに予測しているんですが、ちがいますかね。ちゃんと、そこは本町が責任を持つところと、ほかの団体が責任を持つところ、それはしっかり特別をしていただかないと、皆さんのお金ですよ、住民のお金。私はそうだと思っていますので質問しているんですが。見解が違うんであれば違うということで御指摘をいただいて結構です。

まず、先ほど質問しましたその点についてお答えをください。

○町長（東 靖弘君） 先般、相互信用金庫の理事長にお会いいたしまして経過も報告いたしました。相信としてはその方向で、そういった申し込みがあればちゃんと応じますということでありますので、この議案を可決していただければ、その後、十分協議して、なるべく早い段階でこの契約が整うように進めていきたいと思っております。

○議長（富重幸博君） ほかにございませんか。

○8番（宮本昭一君） 私は2点ほどお聞きいたしたいと思えます。

まず、10ページの園芸振興費と新型コロナウイルスのところの負担金、補助金の関係ですが、活動火山周辺地域防災対策事業補助金が522万2,000円というふうに上がっております。活動周辺のこれが機械類なのか、それとも補助金の出し方、何件なのか、内容をちょっと詳しく説明いただきたいと思えます。

それから、もう1点です。同じく、負担金、補助及び交付金ですが、2,900万円、配合飼料価格高騰対策事業補助金、これも畜産については和牛あるいは乳牛、豚、鶏というふうに、今幅広くありますけれども、これも法人と個人もあります。これの補助金の出し方の内容ですね、これをもうちょっと詳しくお聞かせください。

○農林振興課長（上野明仁君） まず園芸振興費です。こちらに対しては、まず、2法人に対しまして、降灰によりハウスの採光性が低下したハウスに対して被覆資材を更新して光線量を十分に確保し、収量、品質を向上させることを目的としたもので、先ほど申しました2法人に対しまして補助するものでございます。補助率につきましては50%、残りについては農業者負担となっております。

次の配合飼料の関係ですが、こちらにつきましては、交付対象者が町内に住所があって、かつ大崎町の住民基本台帳に登録されていること、ただし、法人にあっては、町内に事業所または営業所を有する、資本金が1,000万円未満の法人を対象としております。交付の対象につきましては、交付対象となる畜種がブロイラー、

養豚、酪農、肉用牛の肥育、それから子牛の5畜種となっております。

補助金の単価につきましては、それぞれ違うんですが、ブロイラーについては肉用鶏の出荷1キロ当たり4円、養豚につきましては、出荷1頭当たり1,000円、子豚については500円、酪農につきましては、生乳出荷1キログラム当たり3円、肉用牛の肥育につきましては、肉用牛出荷1頭当たり1万6,000円、肉用牛の子牛につきましては子牛1頭当たり1万円を交付するという計画で予算を計上しております。

以上です。

○議長（富重幸博君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（藤田香澄君） 商工費のところのスポーツ合宿等誘致促進事業補助について、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、1,000万円ということで当初予算でも1,300万円計上されていると思うんですけども、そこでの使途の違い等があればお伺いできればと思います。

あと、広報費等にも活用していくというところなんですけれども、今回、スポーツ合宿誘致ということで、具体的にどういったところをターゲットとされていて今回の広報費を充てていって、具体的な獲得の目標値みたいなのはどういったところを目指しているのかをお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁をさせます。

○商工観光課長（竹本忠行君） 令和5年度当初予算の1,300万円との関係ということでございます。まず、この1,300万円につきましては、同じくスポーツ合宿促進事業補助金という名称でございますので、報償費といたしまして合宿に来られる方々への奨励金といった部分の支給でございます。それとスポーツ観光おおさきの旅費関係でございます。それから、委託料といたしましてスポーツ観光おおさきの専門職員を募集いたします。その分については有料サイト、無料サイトがございますが、今回については有料サイトを全国的に利用しまして募集する委託料でございます。それから会計年度任用職員についての経費等でございます。今回の補正の部分につきましては1,000万円計上しておりますけれども、スポーツ観光おおさきの職員の人材育成部分、それから商品開発です。スポーツ選手関係の商品です。職員を活用した商品開発関係です。それから広報戦略アドバイザー事業ということで、ここについてはスポーツ観光おおさきというところを知っていただく、大崎のいいところも知っていただくということでそういった広報戦略を担っていただくものと、そういったものの広報誌を含めて補助としてやっていくということでございますので、どういった方々をターゲットにされているかということですが、

全国、大崎町というところを知っていただくために大崎町の魅力、特産品がござい
ます、そういったものを活用してスポーツと関連して大崎町について、スポーツと
特産品を絡めて大崎町をPRしていくことですので、これは全国に発信していき
たいと考えております。

以上でございます。

○1番（藤田香澄君） 最後の質問の、広報しての具体的な目標値というところをお伺
いできればと思います。

○商工観光課長（竹本忠行君） 昨年からスポーツ観光合宿関係については取り組んで
おりまして、ようやく3月にスポーツ観光おおさきが設立できました。現在のとこ
ろ、陸上の部分、そういったところの選手関係を、今、台湾の選手も来られており
ますけれども、そういった方々。それから大崎町にはいろいろとスポーツ施設がご
ざいます、グラウンドもございます、体育館もございます。陸上以外のスポーツとい
うところも見出ししていないといけませんので、目標値につきましては今年1年
の部分について協議していきながら、また、最終的には法人化していく予定でござ
いますので、より具体的にしていきたいと思いますので、現在のところ、目標値に
つきましてはできるだけ高い確率でやっていきたいと思いますので、これでよろし
いでしょうか。

○議長（富重幸博君） 12時が近くなっておりますが、会議終了までにそれほど時間
を要しないと想定されますがいかが取り計らいましょうか。このまま続行でよけれ
ばそういう形でいきますけれども。

一旦12時ということで、昼からという声でございます。そのように取り計らっ
てよろしいでしょうか。それでは、午前の部はこれで12時で一旦終了いたしまし
て、午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第24号令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）について、ほかに質
疑はありませんか。

○4番（平田慎一君） まず、2点ほど質問させていただきます。

9ページの款3民生費、目1児童福祉総務費、保育所送迎用車両安全装置補助金
2,450万についてなんです、これは国からの補助事業も含んだ部分なのか。
全国一律で行う事業なのか、それとも町単の事業なのかを含めた部分と、保育園、

幼稚園によって車両台数は多分違うと思うんですが、1台もあれば2台もある、大きさも多分違うと思うんですが。そのすべての対してこの装置を付けられるのかという部分も合わせてお答えください。装置の内容については、また委員会のほうでお聞きしますので、そこはお聞きいたしません。

もう1点につきましては、10ページです、款、農林水産業費、目、農業振興費の農業機械センター改修工事についてなんですけれども、4,500万円ですね。この工事につきましては全体工事だと思うんですが、JAの施設も含んでいると思うんですが。前、一回質問したことがあるんですが、関連でですね入り口の部分が民有地になっていますよね、道路にくっついた部分。あそこの部分まで買い取った方がいいんじゃないかと、前、御指摘をしたと思うんですが、あの部分は町としては買い取りの部分を含めて考えていらっしゃるのか。そこの部分を含めてお答えください。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 保育所等送迎用車両安全装置設置補助金についてですが、これは国の補助金を活用するものでございまして、各幼稚園、保育園1台当たりの金額が上限等決まっているところなんです、もう既に一旦調査をさせていただいて、各保育所等と、放課後児童クラブまで含めまして調査をさせていただいております、それに対する補助額を上げたところでございます。

台数につきましては、持っているところ、持っていないところあるところなんです、保育所等が9台、放課後児童クラブが5台の、合わせて14台分を計上しております。

予算につきましては、国のほうでガイドラインが設置されておまして、機器がガイドラインで決まっているところなんですけれども、それ以上のものを整備した場合について、補助額が35万円が基準で、その2分の1が助成されるような形になっております。

○町長（東 靖弘君） 農業機械センターの入り口部分の土地の買収の件についてであります。実際事業を推進するに当たって、民有地を買収できたらいいなと思って、担当課にもそういった話をいたしました。今回、鳥インフルエンザが発生したときに、消毒ポイントがあそこになっていて、ちょうど十文字で機械センターより1メートルちょっと高い畑地でありますので、そういった活用方法も、今回は改めてそういったことに活用されているならということと、それと買収したらということの中で入り口に何か支障があるかということを検討しておりますけれども、その部分は支障は特にないという感じでありました。段差が非常にありすぎて、幅は狭いんですけど、それを造成をする過程の中で何か問題があるような話も聞いたところでありますが、公社事業に伴う事務所等の設置については今のままで対応していきたいと担

当課と話をしているところであります。

進めていく段階でいろんな事情等があつて、ここは是非となつたときは、また地主さんにはそういう相談も申し上げたいと思います。

○4番（平田慎一君） 今、町長が言われたようにですね入り口に支障はないということなんですが、やっぱり入り口に面したところ、高速に近いも近い部分で場所的にはやっぱりあつたほうが、後々のことを考えるとですねやはり持っていたほうがいいんじゃないかなというふうには思います。

それと併せて、JAの持ち物と本町の持ち物と別々になっておりますが、やっぱり後々はJAの部分も買い取つて、同じ公社として1つとしてですねまとめていく方向で考えていくことも、やはり考えていくべきだろうなというふうには、これは前にも御指摘した部分ではございますが、それも考えていっていただきたいなというふうに思っております。これは要望として伝えておきますので、よろしくお願ひします。

もう1つ、先ほど保健福祉課長のほうから答弁がございましたが、国からの補助ということですね、2分の1の補助ということだったんですが、全国一律で一斉にこの事業は多分行われるということで認識させていただきます。全部で14台。最初、各保育園、1台ずつという認識でよろしかったですか。全国一律で行うということと、各保育園、幼稚園1台ずつのバスの工事という部分だけでという認識でよろしかったですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 済みません。先ほどの答弁の説明の訂正もさせていただきます。

補助単価については、保育園、幼稚園等は10分の10で、放課後児童クラブが2分の1でした。済みません、そこは私のほうの間違いでした。

1台当たりが、保育園、幼稚園等が17万5,000円が上限で、放課後児童クラブも同じく17万5,000円が上限で2分の1なんですが、これは所有している送迎バスすべてが対象になるものですから、例えばどこかの保育所が2台持っていれば2台とも対象になるというもので、国が、今、一斉に全国に発信している補助金でございます。

以上です。

○4番（平田慎一君） わかりました。本事業はですねやっぱりいい事業であると思います。やっぱり子どもたちの安心・安全を考える上ではですね必要不可欠であるのかなと。早期に実施していただきたいなというふうにも思いましたので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（富重幸博君） ほかに質疑ございませんか。

○2番（草原正和君） 9ページの環境拠点整備事業補助金についてお伺いします。この事業自体は町の動きとか自治衛生会、また町民の意見をいろんなところを取り込んで、先ほど副町長がおっしゃったように、負担の少ないごみの在り方というのを進めていくという形でつくるんだらうなというふうに認識しております。ただし、先ほどから説明があるように、まだ方向性も特に決まっていない、今後、事業の進め方とかが今から話されるということなので、これをつくること自体はいいことだと思います、ただ、進めていく中で、あそこの説明もあったと思うんですけども、階段が狭いとか、ちょっと傾斜がきついという部分で、実行委員会の中で外階段を広いのを付けたほうがいいのか、例えばそういう話になった場合に、また改修のレイアウト等も変わってくると思いますし、そもそも1階のほうがいいんじゃないかという話になったときには、また事前着工と同じで無駄になってはいけないので、あらかじめ実行委員会で方向性が決まってから着手をするという考えはないのかという点が1点ですね。まず、そこについてお願いします。

○町長（東 靖弘君） 草原議員から御質問がありました、実行委員会で方向性が決まってから着手するのかということであります。そこは、そのとおりにしていきたいと思っております。

確かに我々も上がるときに2階への階段はちょっと頭打ちになったり非常に危ない、高齢者等は上れない状況もあつたりしますので、そこらをもどのように改善もする必要があつたり、また1階部分を有効に活用するためにはどういう手立てがあるか、多種多様な人たちに入っていただきながら実行委員会でそこを検討してまいりますので、それをもとにして進めていくという方向で考えております。

○2番（草原正和君） それでは、予算計上はするけども、これが認められたとしても、方向性が決まってこうするというのが終わるまでは工事は進まないという認識でよろしいですか。手は付けられないという解釈でよろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） はい。御意見のとおりであります。

○議長（富重幸博君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ここで、審査方法についてお諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、令和5年度大崎町一般会計補正予算(第3号)審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した11名の諸君を令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時13分

再開 午後1時16分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に11番、中倉広文君、副委員長に7番、神崎文男君が選任されました。

-----○-----

日程第10 議案第25号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（富重幸博君） 日程第10、議案第25号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,064万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億5,539万9,000円とするものでございます。

補正の主なものは、令和4年度の地域支援事業国庫交付金等の精算に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 御説明いたします。補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。

はじめに、7ページの歳出から御説明いたします。

款7諸支出金、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料1,064万3,000円でございますが、令和4年度分の介護給付費確定によります精算に伴う地域支援事業交付金や、介護給付費負担金等の国及び県などからの超過交付分を返還するものでございます。

次に、6ページの歳入を御説明いたします。

款3国庫支出金、目1介護給付費負担金、節2過年度分206万4,000円、及び、次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節2過年度分102万8,000円の増額は、令和4年度分の介護給付費確定により追加交付されます国庫負担金並びに、社会保険診療報酬支払基金交付金でございます。

款8繰越金、目1繰越金、節1繰越金755万1,000円の増額でございますが、歳出で説明いたしました返還金の財源調整のために補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第11 議案第26号 大崎町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第27号 大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博君） 日程第11、議案第26号「大崎町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第12、議案第27号「大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、厚生労働省医薬生活衛生局水道課が進める公営企業会計一元化による管理及び料金体系を含む事務の効率化等の強化推進を受けて、令和5年3月7日付で、水道法第10条第3項の規定により、大崎町上水道事業の上水道に簡易水道を一元化する変更認可の変更届出書を、設計書等を含む関係書類を添えて県生活衛生課水道係及び大隅地域振興局にそれぞれ提出し、受理されたことに伴い、一部を改正するものであります。

改正する内容は、本町上水道事業は施設統合を伴わないソフト統合ではありますが、簡易水道事業の廃止等に伴う譲り受け等の一部を改正するものであります。

続きまして、大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、大崎町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正するものであります。

改正する内容は、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格に関する一部改正と簡易水道事業に係る文言の改正をするものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、議案第26号、大崎町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

まず、はじめに、大崎町水道事業の経緯について若干御説明いたします。大崎町の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業で運営をされ、この中で昭和32年、野方地区簡易水道事業が一番早く創設され、翌年、昭和33年度に上水道事業、昭和53年度に水ノ谷地区簡易水道が創設されております。平成20年度時点で普及率97.7%になりまして、多面的な整備はこの時点でほぼ達成状況でございます。

この水道事業の定義といたしましては、水道法第3条第2項及び同条第3項の規定におきまして、計画給水人口5,001名以上が上水道事業、101名以上から5,000名以下、これが簡易水道事業の位置づけとなっております。

今回の改正は、先ほど町長の説明のとおり、国が進める公営企業会計一元化による管理及び料金体系を含む事務の効率化等の運営基盤強化の必要性から、令和4年4月1日付で総務省自治財政局公営企業経営室第46号におきまして、簡易水道事業統合推進要領の一部改訂等の通知に伴いまして、令和5年3月7日付で水道法第10条第3項の規定によりまして、大崎町水道事業の一般の水道地区と野方、水ノ谷、2地区の簡易水道を一元化する変更認可の変更届出書を、設計書等を含む関係

書類を添えまして県の生活衛生水道係と保健所が属する大隅地域振興局にそれぞれ提出し、受理されたことに伴いまして一部改正をするものであります。

改正する内容は、本町の上水道事業は、運営上、料金体系を含む事務等について、当初から統一されていたことから、施設統合を伴わないソフト統合での国の認可でございまして、その中で簡易水道事業の廃止と、廃止等に伴う譲り受け等の一部改正をするものでございます。

本日、議案の後ろのほうに新旧対照表を付けてございますが、1ページを御覧になっていただきたいと思います。

認可前の右側の項でございますが、上水道事業の計画給水人口1万4,570人、簡易水道事業、内訳としまして、野方簡易水道事業3,000人、水ノ谷簡易水道400人、この合計が1万7,970人でございました。今回、変更認可をいたしまして、旧上水道地区の給水人口が9,850人、旧野方簡易水道地域が1,600人、旧水ノ谷簡易水道地区が130人、この合計が1万1,580名ということで、今回、一元化の改正をするものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、なお、施行年月日でございますが、議案書2ページの最後のほうにございます附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行するということとなりますが、決算等の運用上、使用量の納付書等については、今年度、令和5年5月から、旧野方簡易水道地区の野方、水ノ谷地区におかれましては、簡易水道から上水道の記載に変えて発送がしてございます。

続きまして、議案第27号、大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、先ほど町長の説明のとおりでございますが、さきの大崎町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴いまして、本町の上水道事業一元化に係る簡易水道の廃止等が影響する箇所に対して、布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正する内容は、水道法施行令など上位法の参酌すべき基準の見直しによりまして、布設工事監督者を配置する工事内容及びその資格、水道技術管理者の資格に関する基準の見直し、及び簡易水道事業廃止等に係るものでございます。

なお、施行年月日につきましては、議案書の2ページ目の最後でございますが、附則のとおり、この条例は公布の日から施行することとさせていただきます。

以上で、2件の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。まず、議案第26号「大崎町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸君） 今説明がございましたが、簡易水道の一元化については、以前の議会でも議論をしたとおりであるというふうに理解をしておりますが、ところが、今回、改正案の中の給水人口1万1,580人とするということがございますが、私の調べたところで5月1日現在1万2,220人、大崎町の人口がございます、これは間違いのないと思うんですが、その差異はどういうことなのか。そうしますと、先ほど、野方簡易水道事業については上水道の請求書発送ということがございますけども、簡単なこととお伺いしますが、現在でもその2つの簡易水道からの給水は行われているというふうに私は理解しているんですが、料金体系について、そういった一元化をなされたというふうに理解しているんですが、この人口がこれだけ差違があるのはどういったところか。また、給水量もかなり減少した計画になっておりますが、これはどういった意図があるのか。その点についてお示しをください。

○水道課長（本松健一郎君） 今御質問いただきました給水人口の実際の人口との差は何かということで御質問をいただいた件でございます。これにつきましては、先ほど説明いたしましたとおり、5年間の人口推計等を含めて私どもが人口の変動を積み上げた分析データもございます。その中で、今回国が示している設計書に基づいて、一応コンサルを実際お願いいたしました。私どもでは到底設計書等のほうは作成ができませんので、それについて専門のコンサルに頼みまして、過去5年もしくは10年間の水道ビジョンに伴う人口の衰退とか、一応その辺の推計をしていただいて、その公式に当てはめた結果がこの給水人口ということで御理解をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○10番（中山美幸君） そうした場合に上水道以外で、自分のうちで地下水を使用されている部分については、その計算の中に入っているのか、入っていないのかということをお知らせください。

○水道課長（本松健一郎君） 今御質問がありました地下水の件でございますが、ここで事業認可を届出をしたというものは、あくまでも計画給水人口でございます。ですので、おっしゃるとおり、今、地下水の方も若干名やはりいらっしゃいます。その方々につきましては、水道に変更がしたいということで申出があれば、随時、こちらのほうで工事をしまして、野方であろうが、もともとの上水地域であっても上水道につないで給水するというところがございます。あくまでも、これは計画給水人口ということで御理解をしていただきたいと思ひます。

○議長（富重幸博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 次に、議案第27号「大崎町水道事業に係る布設工事監督者及

び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号及び議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。議案第26号「大崎町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第26号「大崎町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号「大崎町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第27号「大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号「大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後1時37分

第 2 号

6 月 1 3 日 (火)

令和5年第2回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月13日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（5番，6番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 平田慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	建 設 課 長	時 見 和 久
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	相 星 永 悟
会計管理者	西 高 和 義	水 道 課 長	本 松 健一郎
総務課長兼	上 橋 孝 幸	教委管理課長	岡 留 和 幸
企画政策課長		社会教育課長	鎌 田 洋 一
商工観光課長	竹 本 忠 行	税 務 課 長	川 越 龍 一
町民課長	谷 迫 利 弘		
環境政策課長	松 元 昭 二		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	宮 本 修 一
調 査 係 長	松 元 幸 紀

議事係長 上床就路
庶務係主幹 隈本紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、児玉孝徳君及び6番、稲留光晴君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（富重幸博君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。

まず、5番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○5番（児玉孝徳君） 皆さん、おはようございます。

私は、今回通告いたしました、防災行政と自転車のヘルメットについての2点を質問いたします。

まず、今まで毎年のように質問している防災行政についてですが、防災対策の基本的な考え方は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることです。本町の地域防災計画の基本理念は、「健やかで安心して暮らせる元気なまちづくり」とされています。近年、地球温暖化による線状降水帯の発生や、台風が海面水温の高い地域を通る時間が長くなるため勢力の強い台風が多くなる傾向があり、警戒が必要です。また、地震など災害の発生が多く見られます。さらに、南海トラフの大地震も30年以内に起こると言われ始めてから10年ぐらいがたとうとしています。

そこで、本町の災害対策の現状をお聞きし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 現在の災害対策を問うという御質問でございます。

町内の避難所数につきましては、災害の危険があり、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで必要な期間、滞在する施設である指定避難所は、10箇所あります。災害の危険が切迫した状況で、命を守るために緊急的に避難する施設である指定緊急避難場所が、18箇所あります。また、地震による津波の際の一時避難場所は、15箇所を指定しております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳君） ただいま、避難所の数をお答えいただいたんですけど、台風や大雨、地震などの災害時の備えはどのように計画されているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 災害時の備えということでございます。災害時の避難所の備えにつきましては、気象庁の情報をもとに町内に災害の発生が予想される場合は、避難所を開設し、防災行政無線等により住民の方々へ早めの避難を呼びかけております。また、大雨や台風など、災害の規模や種類によって開設する数や箇所を決定し、事前に職員を配置いたしますが、避難される方々が利用しやすく、また、避難者の安心・安全を確保するためにも、災害の規模や種類によっては、体育館ではなく、各校区にあります改善センターなどを避難場所に指定するなど、状況に応じて対応しているところでございます。

○5番（児玉孝徳君） これまで、私、議員になってから、津波避難タワーや防災センターなど、8年ぐらい前ぐらいからですね何度も要望しています。しかし、いまだにできていません。この場で、再度、要望しておきますので検討してください。

では、南海トラフによる大地震、大津波などの今期的な災害、大規模災害発生時の備えは、どのように計画されているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大規模広域災害が発生した場合は、被害が拡大し、被災した自治体のみでは対応することが困難な自体が想定されることから、大崎町地域防災計画に基づいて、あらかじめ国・県、関係機関とは平素から協議を行っており、相互応援が円滑に行われるよう、情報共有や体制整備を確認しているところでございます。

また、大規模災害など有事の際には、町境を越えての避難所の利用をはじめ、物資供給や人的支援なども行う災害時における応援協定も、国・県、県内市町村及び関係機関と締結しており、広域での応援態勢を整備しているところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳君） ただいま、公益的な応援態勢を整備していくとのことでした。

先月の町村議会議員研修の中で、「住民の自助・共助による避難所運営、熊本地震から学ぶ地域のつながり」の題で、熊本県西原村議会議員の堀田さんの講演がございました。西原村では熊本地震による震度7の2回の地震時に震源となった断層の上に位置しながら、人的被害を最小限に抑えることができた奇跡の集落と呼ばれております。これは、偶然の奇跡ではなく、普段からの備えがあったからこそであり、住民の自助で起こした奇跡である。地震は必ず起こりえると想定し、訓練することにより想定外を想定内にして、適切な避難行動や人命救助ができた。災害が起きたとき、公的支援が本格的に始まるまでは三日ほどかかる。いかに住民の自助・共助で生き残るかが大切である。避難所では、欲の抑制、存在感、感謝、挨拶を全員で実践することで奇跡の避難所と呼ばれるようになったとのことでした。

本町の避難訓練のときに、ただ避難所に逃げる訓練、これだけではなく、まさか

起きないだろうを、もしも大地震が起きたら、津波が来たら、想定外を想定内にする、自助・共助による普段からの備え、訓練の大切さを、是非生かした訓練にしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 大規模災害が発生した場合には、救助対象が広域の範囲で多数発生することが想定されるため、自衛隊や消防、警察などの公的支援が遅れることが想定されます。阪神淡路大震災では、倒壊家屋の下から救助された全体の約8割の方々は、地域の近隣住民の方々により救助されています。すぐに現場に駆けつけられるのは、御近所の方々です。自衛隊の公助が早急に届かない場合は、地域コミュニティレベルでの助け合い、共助による救済活動が必要不可欠であります。

2016年4月に熊本地震が発生しております。身近なところで発生しておりますので、我々も大隅地域の市町村が連携しながら救援体制に入りました。職員も、そこに災害派遣をしているところであります。誰しも地震が発生することは予測し難いことでもありますので、そういった中で、かねてからの備えが大切であるということは、これまでも児玉議員が再三、再三、質問されたし、我々もそういう思いを持っております。

自助・共助・公助ということがよく使われますけれども、なかなか災害が発生したとき、職員も、消防署も警察もすべて住民ですので、その方々も災害に遭っていることを考えると、すぐさま救助に駆けつけることは到底できないことでもありますので、ただいまおっしゃいましたように、三日間は待っておかなければならない。そこで大切なのは、近所であったり、共助であったりということでもありますので、私どもがこれからやっていかなければならないのは、長年その地域に住んでいらっしゃる方々が、地震が来る、津波が来るという事態になれば慌てるんでしょうけれども、平素の訓練といったところにはなかなか参加していただけない状況もありますので、そういったところを、よりよく地域の住民の皆さん方にお伝えしながら、災害訓練の必要性を伝えていくことはとても大切であるし、今、非常に言われておるマイタイムライン、あるいは地域のタイムライン、個々で立てるマイタイムライン、あるいは家族で語り合っつくるマイタイムラインがありますので、そういったことを進めていくことが非常に必要だと思いますので、今年はそういったことも含めながら、沿岸沿いの複数の集落はありますけれども、そういった特定の地域を指定しながら、そういうことを進めていくことの理解を促すような行動をとっていききたい、体制をとっていききたいと思っています。

○5番（児玉孝徳君） 今、町長が言われましたとおり、公助は三日ほどかかるかもしれないということですね、その辺は日頃の訓練で共助のほうを是非進めていただいて、災害が及ばないように、最小限で済むように、是非そのような御指導を計画

をしてください。

それでは、昨年の1月に、奄美群島とトカラ列島、岩手県に津波警報が出されたときに、奄美は高台を目指す車で渋滞して混乱しました。ある住民は、警報を受けて車で高台へ向かおうとしたものの、1キロ進むのに約1時間半かかり、その後は3時間ほど立ち往生し、一睡もせず運転席に座りっぱなしでくたびれたということがありました。基本的に歩いての避難とされますが、一刻も早くと慌てて考えると、車を使う方が多くいると思います。

そこで、災害により大規模な車の渋滞が起こったときの対策はあるのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 津波警報、大津波警報時には、自動車運行に関する適切な行動が求められており、避難行動は徒歩による避難を原則としていて、早めの避難を要請することとしております。町民の皆様には、いつ起こるかわからない災害に備え、まずは自分自身の身の安全を守ることが大切であると考えておりますので、日頃から避難場所や避難経路の確認をお願いしたいと思います。

しかしながら、避難場所までの距離や要支援者の方々など、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない避難者もいることから、地域の実情に合った避難経路や個別避難計画の作成、警察と連携した交通規制の在り方など、想定外の事態に備えた地域防災計画の見直しも検討していかなければならないと思っています。

先ほども若干御説明いたしました、やはりマイタイムラインや集落のタイムラインが必要でありますので、こういったところを認識していただきながら、災害が発生する段階で、早くどの場所に逃げていくこととか、まずは認識を高めるための行動をとってまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳君） マイタイムラインですね、以前質問いたしましたら、早速取り入れていただきました。地域の実情に合った避難経路など防災の見直しの検討をしていかなければならないということですが、その際ですね分散避難など車を使っても渋滞しにくい適切な計画を進めていただきたいと思います。

では、災害時に通信障害に陥ったときの対策は大丈夫なのかお伺いいたします。大規模災害時にはですね固定電話ばかりではなく、携帯電話なども使えなくなったりします。その際、避難情報が適切に届けられなかったり、混乱したりする可能性があります。そのような場合の対策をどのように計画されているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 大規模災害時には、住民の生活する上で重要なライフラインである情報通信インフラも被害を受ける可能性があります。通信回線の途絶えや停電等により情報通信機器が使用できないということが想定されます。

このような事態が起こった場合に、本町では防災行政無線や消防団が所有する緊急無線、都道府県や市町村及び防災会関係機関等を結ぶ衛星電話等により情報連絡を行うことが考えられます。

また、町民の皆様においては、災害発生により携帯電話等の通信が遮断された場合は、地域の方々と情報共有など、地域コミュニティによる連携が重要になると考えております。今後は、大規模災害時にも通信を確実に確保できるよう、国・県・市町村、関係機関と連携して取り組んでいかなければならないと感じております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳君） 衛星電話などもあるということですが、アマチュア無線をされている方でポータブルとか持っていらっしゃる方がいます。そういった方々ともですね、私の知り合いの方で以前、役場に行ってお話をしたことがあるということがありました。そういった方々ともですね協定を結ぶなどして正しい情報を遅滞なく届けられるような取組を要望しておきます。

次に、防災DXをどのように進めているのかについて、本町はDX推進に向けて政策への支援や助言をもらう大崎町フェローを、専門家2人に委嘱し、住民サービスの向上や教育環境の整備を目指しています。DX推進の中で防災面では、要支援者名簿の作成などにより避難態勢計画の整備が進められているのか、そのほかの現状などをお示しく下さい。

○町長（東 靖弘君） 本町の防災DXの状況につきましては、Jアラート、全国瞬時警報システムにより緊急地震速報や津波警報などを伝達し、大規模災害時の被害を最小限に抑えるとともに、災害により住宅等が被害を受けた場合に発行する罹災証明書の申請手続をオンライン化するなど、取組を進めているところでございます。

今後は、避難行動支援システムの導入による要支援者名簿の最新化、避難態勢の整備、個別避難計画の策定などを行う予定でございます。

○5番（児玉孝徳君） DXによる早急な整備を要望しておきます。

次に、避難路に停電保障付誘導灯の設置はできないかについて。いわゆる避難誘導灯です。これまでも要望してまいりました。災害が夜間に発生し停電した場合は、避難に支障を及ぼし、逃げ遅れやけがなどを負うことが懸念されます。町内でも設置されているところがございますが、まだ整備されてないところへの設置はできないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） これまでの避難誘導灯の設置につきましては、平成27年度に大丸小学校から東干草公民館への町道木入道新地線と、平成28年度に国道448号から大崎中学校への町道三本松文化通り線など、幹線道路に面している町道をメ

インに整備を進めてまいりました。

御質問の、避難路への停電保障付誘導灯の設置につきましては、必要性は十分認識しておりますので、毎年実施しております津波避難訓練に参加された方々や、地域住民、地元消防団の意見も踏まえ、また、道路状況など誘導灯の設置条件等も考慮する必要がありますが、設置が可能な場所から設置する方向で前向きに考えてまいりたいと思います。

以上です。

○5番（児玉孝徳君） ただいま、平成27年と平成28年に整備されていると、7年前と8年前に整備されているということですが、そのほかやっていないということですが、同じ町民であり、同じように税金も払っているのに、なぜ命に差を付けていらっしゃるのでしょうか。その後、放っておかれている経緯と、なぜ整備に差があるのかをお答えください。

○町長（東 靖弘君） 放っているということは全くなくて、児玉議員から再三要望もされておりました。それで、菱田のほうから、現在、避難所の一番高いところの方にどう誘導できるかということ、職員もその現場等を踏まえながら点検もしております。

今2つ設置しているところは町道沿いにずっと設置しておりますので、町道の設置していくときに道路の横に付けていくということになりますと、当然そこに支柱が立っていくわけですから周りを固めていきますので、幅員が狭くなるということがありまして、なかなか適当な場所を見つけられないということが1つの課題です。しかしながら、そういうことを言っておれる時期でもありませんので、やはり用地を確保するということから入らないといけませんので、先ほども、地域の方々にそういった説明会をするときなどにお話をいたしましたけれども、ここがいいんじゃないかと誘導する方向で、そういったことがお分かりでしたらそういったことも是非教えていただきたいし、それをもとにして地権者の方と協議したり、あるいは地域の方々にここで支障はないかということを考えながらやっていきたいと思いますので、誘導灯は本当に必要だと思います。点々とつくっていくときに適当な場所がなかなかつくれなかったという課題を克服していきたいと思っております。

○5番（児玉孝徳君） 今、菱田地区に限って言われましたけど、菱田の旧道のところはですね、あそこは以前、商工会の街路灯がずっと設置されていたんです。ということは、用地はあるということです。それをないとおっしゃるのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思えますけど。

○町長（東 靖弘君） 用地がないということではなくして、交通上の支障が出てくる

のではないかと、そういう形での報告も受けておりましたので、設置していくことは前向きに捉えていくべきだと思いますから、今お話ししましたような適地を、ここがいいということで御指示いただければと思います。

○5番（児玉孝徳君） 先ほど言いましたとおりですね商工会の街路灯をですね協賛する商店街がずっと菱田通り会という名前で立てていたんですね、今お店が少なくなって撤去されていますけど。ということは、交通にも支障なく、ずっと付いていたということなんです。だから、そういうところを、もう七、八年前から要望しているのに放っておかれているというところがですねどうも納得いかないんですけど。再度お答えください。

○町長（東 靖弘君） 道路は、町道であれ、農道であれ、大型車両が通っていくわけですので、既存、そこにつくられているとそこを下げていくということがありますが、現在、商工会が設置されている、菱田のところにつくられているものについては撤去されているということでしたが。現時点で考えたときに、そういう判断はされていたということもありますので、進めていくということは確実にやっていきたいと思っております、財源も確保しながらということになりますけれども。

今、なぜやらなかったかということの御指摘であります、そういったことも踏まえながらちゃんとやっていくと考えていきたいと思っております。

○5番（児玉孝徳君） 今、町長のほうから、やっていくということでお答えをいただきました。菱田だけではなくてですね、ほかにもいろいろ避難誘導灯が必要な場所があると思います。そういったところの早急な整備を強く要望しておきます。

では、避難所の設備の現状はどうなっているのか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） 大規模災害時にはライフラインの途絶などや住居の浸水及び消失等により多数の避難所が必要となることが予想され、中でも避難が長期化した場合の避難場所の持つ役割は大変重要と考えております。

避難所の運営、ライフライン、食料、生活必需品の供給など多岐にわたりますが、本町の備蓄状況につきましては、パーティション138台、段ボールベッド31台、簡易ベッド52台、寝具等の毛布が120枚、食料については、缶入りの乾パンが475個、アルファ米が1,670食、飲料水500ミリリットル771本となっております。そのほか、おむつやウェットティッシュなどの生活用品等を備蓄している状況です。

次に、停電時の電源確保につきましては、非常用電源として地元消防団と役場で共有しております可搬型の自家発電機も整備しており、夏場の停電時は大型扇風機を配備し、熱中対策を行っているところでございます。また、冬場の防寒対策としましては、毛布を配布する予定でございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳君） 以前ですれ避難所の設備で何回か災害対応、LPガスバルク供給システムの設置について質問をしたんですが、その後、検討はどのようになっているのかお聞かせください。

また、避難所となる体育館では、3分の2の国の補助があり、停電時にも使え、大規模な受電設備が要らず、ランニングコストが安いGHP、いわゆるガスエンジン空調設備についてもお答えください。

○町長（東 靖弘君） 災害対応型LPガスバルク供給システムの設置等についての御質問でございます。その後の検討結果はどうだったのかということでございますのでお答えいたします。

災害対応型LPガスバルク供給システムについては、これまでも御質問をいただいております、そのときの答弁といたしましては、必要性は認識しておりますが、インシヤルコストやランニングコスト、使用頻度、費用対効果などを総合的に検証した上で判断させていただきたいとお答えをいたしました。

現在、総合体育館の大規模改修工事に係る空調設備の仕様について、設計事業者と協議中でございますが、空調システムの熱源をガスにするのか、電気にするのか、総合的に検証した上で判断したいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳君） 大規模な電気の空調ですね、これは停電時に止まってしまいます。あと、受電設備というのがですね、いわゆるキュービクルですね、あれが必要になってくるんですよ。非常に高い設備で、毎年点検も必要です。そういったのが要らない、ランニングコストが安いGHP、ガスエンジン空調設備ですね、これを是非導入していただくように検討してください。要望しておきます。

それではですね、防災行政について、今回の質問も踏まえた今後の安全・安心な防止対策をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 防災対策の基本的な考え方は、日頃から災害に備えることや早めの避難を行う自助、地域で協力し助け合う共助、行政や消防、警察等による公助の3助でございますが、大規模災害発生時には、まず自助・共助の力が重要であると考えております。私たちは、自分の命は自分で守ることを念頭に、地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平時から災害の備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努める必要があります。また、近年、自然災害は多様化しており、その発生頻度が増すとともに被害も甚大化しています。

このような中、本町の防災危機管理につきましても、台風や豪雨などの風水害対策や地震への対策、防災体制の強化など多岐にわたりますが、あらゆる自然災害の

形に備えた対応をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳君） 先ほど申しましたが、まさか大規模な地震が起きないだろう、津波は来ないだろう、線状降水帯が発生しても自分のところは関係ないだろうという気持ちを、災害が起きるかもしれない、起きたらどうすればいいのか、最小限に被害を抑えるための行政と住民と一緒に備えるべきだと思います。是非、十分な備えと住民への周知、御指導を要望して、次の質問に入ります。

それでは、自転車のヘルメット着用についてです。道路交通法の改正で、今年の4月1日以降、自転車のヘルメット着用について努力義務化されました。これは、自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないことはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、保護者などの方は、児童や幼児が自転車を運転する際はヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

自転車事故で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっています。自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。

そこで、自転車のヘルメットが努力義務化されましたが、本町の着用率はどうか、分かればお答えください。

○町長（東 靖弘君） 道路交通法において、令和5年4月1日から、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されましたが、本町の着用率につきましては、現時点では把握できておりません。

また、全国及び鹿児島県全体の着用率も把握はしておりませんが、令和5年5月19日に、南日本新聞社が鹿児島市内で抽出調査3箇所でしたところ、着用率は平均16.6%であったことが報道されていたようでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳君） 16.6%ということで、着用率は極めて低いようです。

そこで、購入費の助成はできないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 購入費の助成はできないかという御質問でございます。命を守る手段としてヘルメット着用が必要であります。自転車のヘルメット着用が努力義務化されて間もないことを踏まえ、まずは自転車利用者への呼びかけや意識を高める取組を強化していくことが先決ではないかと思っております。

購入費の助成につきましては、今後、近隣市町の動向も見ながら検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳君） 町長は、私が質問するとですね、近隣市町の動向を見てと、よくお答えされます。まず、本町が率先してとの考えはないのでしょうか。購入費を助成しても、そこまで普及しないかもしれません。しかし、一人でも人命を守るためのきっかけになればと思います。たいした予算はかからないと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ヘルメット着用が義務化されてきて、そしてまた多くの子どもたち、小中学生、高校生、そしてまた一般社会人の方々といろんな方が利用されております。先ほど利用者がどれぐらいいるか、着用率がどれぐらいあるかということも全く把握しておりませんので、その中で近隣市町の動向も見ながらということでお答えをさせていただきました。

今、一番考えていることがヘルメット着用率で命を守れる、小中高校生が4月から6月にかけて自転車乗車中の死傷者が増えている状況等も新聞等に出ておりますが、果たしてどこまで補助していけばいいのかというところが今課題として残っております。現在、幼稚園から小学校に入学される段階で、子供1人当たりに対して3万円の助成をしております。小学校から中学校に上がるときに必要経費として、同じように3万円の助成をしております。そういった助成の中で小中学生は対応していただきたいという思いがあります。

しかし、社会人やその他の人たちはどうかというと、全く対象外でありますので、その線引きといったことも踏まえていかなければならないだろうと課題として捉えておりますので、そんなときに他の市町は、恐らく大崎町がやっているように、保育園から小学校に上がるときの3万円助成や小学校から中学校に上がるときに3万円助成とか必要費として使ってくださいねということをして直接振り込んでおりますが、ほかの市町村でそういったことをやっているという実態は聞いておりませんので、垂水市が現在、ヘルメットの補助については実施していると、県内では1市だけでありますが、高校生以下の子ども、または65歳以上の高齢者と、垂水市はそういった条件のもとで購入費の半額上限2,000円という形でしております。今のところ、そういった状況でありますので、先ほどお答えした、大崎町としてこういうことをもう既にやっているけれども、果たして改めてそれをやらなければならないのか、実行しなければならないのかといったところが課題として残っておりますので、これから、そういったところも他市町はどういうふうに対応しているのかということが必要だと思って書いたところであります。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳君） 垂水市は2,000円ほどやっているということですが、本町がなぜ率先してやらないのか、本当に疑問なんです。リサイクルは一生懸命やる

けど、人の命はどうでもいいのかと、いつも思います。そういった防災面、安全面、町長はそういったところに目を向けてくれないのかなと思って、毎年のように防災面とかは質問しているところです。人の命ってそんなに軽いものですか、町長。

○町長（東 靖弘君） まず、基本的には法律が施行された。それは子どもたちがヘルメットをかぶることが義務づけられてきた。それは保護者と社会人であれば本人の責務であります。そういったことも踏まえながら検討していくということは当然必要なことだと思います。

私が先ほど伝えた、小学校、中学校には既にそういった経費も交付しているので、やはりそういったところで賄うべきものではないだろうかという思いもあり、こういう答弁をさせていただいた。人の命を軽く見ているということは全くなくて、今までの制度をどういうふうに応用していくのかということがとても重要だということでお話をさせていただきました。

○5番（児玉孝徳君） 小学校、中学校にはですね援助金があります。小学生とか中学生はですねヘルメットをかぶっているんですよ。高校生とか一般の方、高齢者はかぶられていません。そういったきっかけになれば、本当に1人でも買うときにですねそういったことで備えていただければと思って今回質問いたしました。是非ですね市町村より早く決めていただくように要望します。私が質問したとき、さっきも言いましたけど、近隣市町の動向を見てと町長がよく言われるのがちょっと嫌いなんですよ。津波避難タワーについてもずっと言っていますけど、それもされていない。志布志市はもうやっていますよ、通山地区に今整備中です。そういったことも、先にほかの市町村やっています。是非、本町がですね率先してやるように要望して、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博君） ここで、暫時休憩いたします。次は、10時50分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、10番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○10番（中山美幸君） 私は、先に通告をしておきました介護保険制度について質問いたします。

この保険制度は、第1号保険者といわれる65歳以上の住民の方々の保険料に多く関係するものであります。介護保険制度は高齢者や身体障害者など介護を必要と

する人々が必要なサービスや給付を受けるための制度で、この介護保険制度は2000年に施行され、介護保険法により実施されています。また、保険料は65歳以上のすべての住民が第1号被保険者とし、40歳以上65歳未満の2号保険者とし保険料が徴収され、各市町村が保険者となり運営がなされている関係で、地域ごとや施設ごとに介護サービスの提供水準や質に差があるため、利用者間でのサービス格差が問題となっています。地域によってはサービスの充実が不足している場合やサービス提供者の人材不足が起きていることもあるようです。

この制度は、国により3年ごとに見直しをすることが求められており、令和6年、来年からは見直しをされた事業計画により運営がなされることとなります。今年では第9期介護保険事業計画策定に向けた作業が行われる年度であることから、今回の質問となります。

そこで、第8期介護保険事業の運営については、第9期、来期に向けた調査分析など集約がなされていると考えられることから、第7期介護保険事業計画の結果と課題を踏まえ第8期介護保険計画は策定されたと思うが、第8期最終年度においてどのようなサービス提供が行われているかを問い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 介護保険制度における介護サービスにつきましては、要介護等の認定区分に応じたサービス提供の範囲内で、その方の状態や生活状況、本人の希望に応じた介護サービスを御利用していただいております。在宅でサービスを受ける場合は、ケアマネジャーと本人、御家族、サービス提供事業者と一緒にケアプランを作成し、通所介護や訪問介護等の居宅サービスを、また、本人の身体的状況の低下や御家族などが介護できる範囲を超えてくると在宅での生活が難しくなるため、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設サービスを御利用していただいております。

以上でございます。

○10番（中山美幸君） 今、町長のほうから大まかな介護、まさに国や県が定めている点数による介護保険、多分1点が今、大崎町では10円なのかな、11.幾らかあるようすけれども、本町では多分10円だと思っております。そういった事業についての説明でございましたが、本町において任意事業といわれる総合型事業の中で町独自の総合事業、任意事業といわれるサービスをどのようなものを行っているのか。まず、その点についてお答えをください。

○町長（東 靖弘君） 任意事業の内容はどうかということの御質問でございますので、こちらについては担当課長で答弁をさせていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今言われました地域支援事業という部分で、本町でも総合事業としても事業を進めておりますが、主な部分では要支援1・2、または要

支援にもならない事業対象者といわれる方々におきましては、介護予防・生活支援サービスという形で通常の訪問での介護、通所介護のさらに費用を抑えた形のサービスを受けていただいております。

そのほか、一般介護予防事業としましては、健康運動といったものを各種やることによりまして、少しでも状態が悪くならないようにといたしますか、介護度が進まないようにしているところでございます。

○10番（中山美幸君） 冒頭申しましたように、本町で任意事業、それから第8期、第7期の事業がありますよね、3年ごとにさっき言ったように切り替えるようになっております、国がそれをしているんですね。第8期を計画されるときに大崎町第8期介護保険事業計画というのをつくられたはずですよ。これが令和3年3月に発行されておりますよね。そういった中で第9期、今回、もう既に策定の計画に入っていないとおかしいんですよ。国の指示を見てみると、そういった結果を3月、1月ぐらいいまでに集約するように国や県は指導をしているはずですよ。そういったことを考えたときに我々の町で高齢者の方々、65歳以上の方々ですが、そういった方々にどういったサービスを行っているか。先ほど町長が登壇されて申されたのは、点数制度による国の補助事業、それから県の補助事業、我々が負担している23%、全体の23%ですね、介護料の。その部分の説明でしたので、だからそういったところを第7期、第8期を含んで第9期に向けてどういった考えを持って第9期を計画しているのか、計画しようと考えているのか。もう既に集約できていないとおかしいんですよ。県、国のスケジュールを見えますとですね、もう既にそういった状態が指示されているはずですよ。それを含んで、もう一回お答えいただけませんか

○町長（東 靖弘君） 御指摘がありましたように3か年ずつの1期3か年ということで、現在8期の介護保険事業が終了年になってくる。そしてまた、6年から8年までの第9期計画をどのように定めていく考えかということでもあります。

具体的なところは担当者がどのほうに進めているかということでお答えをさせていただきたいと思いますが、高齢社会の中で本町においても介護認定を受けている現状の人たちでも、利用者を含めて随時900人台はおられるという状況であります。それがしばらくは推移していくということを考えております。令和7年あたりからは若干減るのではないかとという予測的なことも伺っておりまして。また、逆に新たに要支援、要介護という状態になっていくということも考えられるわけですので、そういった方々に対するサービスが十分でなければならぬわけですから、その中で介護策定委員会といった委員の方々の御意見等も聞きながら進めることになっていきますが、やはり在宅で、あるいは施設で豊かに暮らしていただくよ

うな方向性は欠かせないものだと思っております。

先般、新聞を見ておまして、介護サービス2割負担という記事が出ておりました。現在10%、1割負担ですけれども、これが2割負担になるということで、それを検討しながら年末までに結論を出すという、今、国のそういった方針が出ておりますので、それと今お尋ねのあった、どういう関係になるかは今説明はできませんけど、計画がどのように進んでいるかということにつきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 7期を踏まえて8期の今のところの動向ですけれども、7期時点で8期を想定したときに、施設サービスが今後増えるということで、そこを鑑みてサービス料を推計したところなんですけど、実際、この8期の中で本町内にそういった施設ができる予定でしたが、進んでいないこともありまして、思ったよりは給付が伸びていないというのが実状でありまして、そういったこともありまして、昨年、繰越金の一部を基金に積み立てるということをさせていただきましたので、こういったところも今後の保険料の見直しにも加味していきたいと思っております。

それから、今現状は、昨年度行いました実態調査をもとに、次の計画の準備をまだ進めているところではあるんですけど、この計画策定の委員会自体は、もう少し先になるのかなというのが、まだ国のほうからの必要なツールであったり、基本指針がまだこちらに降りてきていない部分もあるため、今のところは情報収集をさせていただいているところです。

○10番（中山美幸君） 今、情報がまだ国や県から来ていないということなので了解ですが、でもですね計画策定のための調査分析、準備というのは令和4年7月、これから始めてくださいよという県・国の通達は来ているはずなんですね。それで、今、その分析がまだ未回収といいましょうか、できないというのが若干私は疑義を持っているんですけど。どういった方向でそうなっているのか、ましてや令和5年1月、これは調査の結果、それからサービス給付実績等を分析考察しなさいという国の指針も出ていますね。そして、今年4月には計画に盛り込む内容を検討してくださいというような通達も出ているはずなんです。そこまでなぜ進んでいないのかということと、既に7月中旬に入っておりますのでサービス料の見込み等の選定作業というのも開始してくださいよというような通達も私は出ていると思うんですね。そうすることによって、後もって議論いたしますが、今後の保険料の問題にももう既につながってきているというふうに私は思っているんですね。そういったことがなぜ進んでいないのか。県・国はもう既に掛け率、今大崎町では0.35ですか、1段階の部分が0.35か0.3だったと思うんですけど、それは所得の低い方々を支

援するためにそういった政策、0.25か幾らかの減額を下さいという、消費税の関係で通達がありましたよね。そういったことでなっていると思っておりますが、そしたらそれがなされていないということであれば第8期の部分について若干議論したいと思っております。

町長御存じですか。寝たきりの方々がどれだけいらっしゃって、どういう措置がなされているかということ、これはまず町長にお伺いして、担当課でも結構です、後で。町長がどれだけ認識を持っていらっしゃるかお伺いしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 多分在宅での寝たきりという御質問かと思っております。実数がどれくらいかというところは把握しておりませんので、そこにつきましては担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 在宅での寝たきりという状態であるかどうかについては、今ここでは数は把握しておりませんが、在宅サービスの受給者の中で要介護度が高い介護5の方というのが36名いらっしゃいますので、こういった高い方々は寝たきりに近い状態ではないかというふうに推測されます。

ちなみに、介護4が56名、介護3が37名となっております。特別養護老人ホーム等になりますと、介護3以上の方が入所対象となりますので、こういった方々がそういう対象になるかというふうに思われます。

○10番（中山美幸君） 令和元年度、これは実績値ですね28人です。それから令和2年度の見込みが27人、それから令和3年度から本年度まで、これを見込額として、計算値としては30人及び35人を見込みとしているんですね。そういった形で我々が支払をしております保険料に関わってきているわけなんですよ。

そういったところももうちょっと深く議論したいと思っておりますが、8期の保険事業者の中で、在宅寝たきり老人等介護手当支給は今も続いているかどうかちょっと確認ですが、5,000円ずつ支払をされる事業がありますよね。この事業については、これは継続中ですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今おっしゃいました事業につきましては、介護4または5の方を介護しているところに月5,000円の事業は継続しております。

○10番（中山美幸君） 私は、これ、ほかの市町村といいますか、先ほど同僚議員が言いましたけれども、近隣の市町村の動向を見てということをお願いいたしたんですね、町長は答弁をしておりましたけれども。ちょっと調べてみましたけれども、5,000円というのは非常に少ないんですね。在宅で寝たきりの方々を介護している、非常にこれは大変だと思いますよ。例えば、まだ3、4、5にならない前、介護度2ぐらいの人在宅で入浴させる、それからケアプランをつくって入浴させるのに、町長、1回に月幾ら支払をしていると思っておりますか、お答えください。町長の認識で

す。

○町長（東 靖弘君） 数字的なことは捉えておりませんが、介護保険制度が2000年で始まった時点で在宅の介護という、女性の役割が非常に多いということで、当時制定されたときにこういった手当等について十分手当すべきだということが大きな議論になって、顔はわかるんですけども名前を思い出せませんが、中山議員がいうように非常に重たいものがある、大きな責任があると捉えております。

ほかの自治体では5,000円という数字はないということでありましたが、そこらにつきましては、また、担当課長のほうでいろいろ調査をさせていきたいと思っておりますが、実数的なところにつきましては担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 在宅での入浴等の介護ということですが、例えば訪問介護、ホームヘルプの場合ですと、身体介護というのが入浴の介助等です、おむつの介助とかなりありますが、この場合が20分以上30分未満の場合が、本人負担が250円となっております。ということは、費用としては2,500円ということになります。

また、訪問での入浴介護、入浴者が自宅に行って入浴をする場合ですと、要介護1から5の方の場合が、1回、本人負担が1,260円ということですので1万2,600円かかることとなります。

以上です。

○10番（中山美幸君） 今、担当課長のほうで正確にお答えいただきました。介護度によって若干違いますが、1・2、入浴で最低でもですね832点ぐらいですか、初期というのが44点ぐらい、それが440円ぐらいですね。1点が10円と先ほど申しましたけども、大体1点が大崎町の場合は、段階があるようですので、大崎町の場合は10円だと思います。都会については11.3円とかそれぐらいになっているのかな、正確な数字は覚えていませんが、大体10円から11円、11円50銭ぐらいの間で動いているようですので、そうしますとですね介護度によって1,200単位ぐらいまで使われているようです。今、担当課長がおっしゃったように1万2,000円ということですが、1回の入浴。そういったことを自宅の家族のために介護をなさっている方、先ほど5,000円という話をしましたよね。それで事足りているのかということなんです。これは全体の介護保険制度にも私は左右される問題だとは認識していますが、しかし、その部分についてはやはりですね今からの高齢者が多くなる事態を考えると、これまた町長にお伺いしたいと思うんですが、現在の65歳以上の世帯、何世帯あるか御存じでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 65歳以上のみの世帯は2,994世帯、6月9日現在であり

ます。

○10番(中山美幸君) この数字を考えると、何も思いませんか。大崎町の全体の世帯が、今6,000前後かなと思っているんですが、6,376世帯だと思っているんです。それを考えると、47.5%が65歳以上の世帯主、65歳以上がお住みになっている世帯なんですよ。本当、大きくいうと半分ですね。こういったことを考えると、今、テレビ等でいろいろいわれております、老老介護。まだ元気だったらいいですよ、私たちも既に70になってきましたし、そういったときにじゃあ誰が介護するの、自分の家内が介護したり、2人しか住んでいないということですよ、これ、65歳以上のみの世帯。そして、そのうちで夫婦だけの世帯1,062ですよ、これは16.8%。2020年はもっと多かったです、19.2%でした。男性だけの世帯、1人世帯です、男性が、これは604戸。そして、65歳以上の女性だけ、1人住まいの方が1,282戸なんですよ。町長、これを考えて、老人福祉計画、もう少し真剣に考える必要があるんじゃないですか。町長の見解をお伺いします。

○町長(東 靖弘君) 私たちの町だけでなく、全国的にも人口減少が進んでおります。日本は世界の最トップの長寿国でもありますけれども、高齢化率が高い国であります。私たちの町もそうになってきて、今、議員さんが発言されたような状況であります。こういった状況はまだまだ増えていこうと捉えております。若年世帯が減少してきている中で、高齢世帯がどんどん、どんどん増えてきている。支える人材が少なくなってくるという、昔から見るとアンバランス的な状況になってまいりますので、高齢者の方々がいかに地域で支えて、あるいは施設サービスを受しながら地域で生きていくということが非常に重要なことになってくる。そういった地域社会を形成していくことが求められてくると思っております。

高齢者が2,994世帯とお答えいたしましたけれども、まだまだ増えてくる中で50%を越えていく状況にもなってまいりますので、高齢者福祉の在り方、地域福祉の在り方、地域で支えていく体制の在り方といったことは、やはり十分に考慮しながら計画を立てていくべきということだと捉えております。

○10番(中山美幸君) そういった高齢者の方々が増加してくる。今、ちょうど町長のほうから人口問題に触れられましたので若干申し上げますが、高齢者事業の運営について人口問題はほとんど関係ないですよ。ところが、人口問題が一番関係するのは、我々住民が負担する保険料に関係してくるんですよ。運営については、かかる費用を第1号の人口で割っているわけですから、そして保険料を決めているわけじゃないですか。だから、保険料の事業全体については人口問題は関係ないんですよ。ところが、我々が支払をしている保険料については、人口問題が大きな問

題、左右しているんですね。27%が第2号保険者が支払をしているわけですよ。そういったことを考えてくると、やはり私は人口問題も、皆保険には保険の運用自体には関係しないけども、我々住民が負担する、そこには負担が掛かってきているということ認識していただいて、介護保険とともに住民の減少をどうやってあげるかということについてもですね、これは議論の余地がある部分です。そういったことを考えながら介護保険制度も進めていっていただきたいというふうに申し上げておきます。また、町長はですね令和4年第1回定例会、施政方針の中でどういったことを申されているかということ、途中からです、「また、認知症や知的障害等による物事を判断する能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度普及や権利確保の推進に努めてまいります」と、4年第1回議会で言われているんですね。これを踏まえて、私は本町の8次計画を見てみました。ところが、成年後見人をこれだけ推進するということを本議会の第1回で言われていながら、成年後見人は、何人後見人を出されているんですか、8期で。

○町長（東 靖弘君） 本町で成年後見制度をつくると施政方針で説明をしておりますけれども、やはり広域的にということ、肝属、大崎と連携して成年後見制度については取り組んでおります。肝付町のほうに事務所があるところでありますので、実際、大崎町の方が何人、後見人制度として適用されたか、あるいは申請されて認められていたかといった実例等については、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今、少し御説明いたしました、大隅半島のうちの5町で成年後見センターを、昨年開設いたしました。ここでは、その5町の中で成年後見が必要であると考えられる方々のいろんな手続を、ここで一括でしていただく。各町のほうは窓口として、まずはいろいろ資料を収集してそこに預ける形になっているんですが、昨年は、正確な数字ではないんですが、二、三件ぐらいだったと思うんですが、そういった相談があつて、成年後見につないでいます。それ以前も二、三件程度の成年後見の方がいらっしやいまして、今後も、特に独り暮らしとか身寄りのない方については、そちらの制度を活用していただくことというふうに思っております。

以上です。

○10番（中山美幸君） 今、5町でやっていらっしやるということなんですね。データを見ますと、本町からは1件ですね、後見人制度があつたのは、と私は理解しておりますが。でも、これはですね親族のいない方々が、将来的に判断力が衰える、特に認知症の問題ですよ、そういったところがあつたときに、町によって成年後見人の活用というのは判断できるんですよ。自分の町で自分の町長の名義で

きるんですよ。そこまで踏み込んだような考えは持っていらっしやらなかったんですか。

○町長（東 靖弘君） 法的な面は存じておりませんでしたけれども、認知症や、自己判断ができなくなっている人たちの権利とか、その人たちの身分とか人格を守るということが成年後見人制度の最たるものでありますので、そういった方々が今後増えていくということになる。これを1町だけで、対象者も限られているので、現時点で広域的に取り組む、専門知識を持っている専門者も広域におれば広域的に取り組むことによってそういった人材も確保できるということで、そういった人材も確保しながら取り組んでおりますので、あくまでも、これから認知症が進んでいった自己判断ができなくなってきた人たちの財産や権利を守りながら、どう、その人たちを尊重した人生を送らせていける、表現としては悪いかもしれませんが、そういったことを保護していく、守っていくといった極めて重要な制度でありますので、ただいま大崎町で1件だけだったということではありますが、こういったところまで結びつくのは難しいものかもしれませんが、今後そういったことは起こりえることであるので対応はしっかりと広域の中でやっていきたいし、本町でもできるんじゃないかということでもありますけれども、さっき言った専門的なこともありますので、合同で勉強しながら進めているという状況であります。

○10番（中山美幸君） 本町単独では厳しいかなということは私もある程度は認識しておりますが、5町でやられる場合にもですね、やはり入り口、町民と接触するのは我々の町の職員であったり地域の方々なんです。特に民生委員だとかそういった方々とのコミュニケーションをしっかりととっていただくことによって、まだ自分の認識ができる時代にそういったことについてもあるんですよというようなこともPRしておいたほうが、今、空き家住宅も結構多いですね、そういったことの対策にも私は通じてくると、いろんなことでこれは通じてくるんですよ。後見人制度がないもんだから財産についてもどうしようもなくなっている。残されて、そのままになってきているというようなことも私はありかなと思っていますね。だから、そういったところは進めることによって本町の空き家住宅の朽ちるような住宅の対策ということにもつながってくると私は思っていますので、是非、そういったところも、これは任意事業ですよ、点数の加算される事業でなかったんじゃないかなと思いますので、そういったことは本町の予算、もしくは5町からの持ち出し予算でやるべきことであって、しっかりとそういったところも考えていただきたいなというふうに思います。

それと、続けますが、家族介護慰労金支給制度、この制度も本町ではやっていると思いますが、やっているか、やっていないか確認とります。

○町長（東 靖弘君） 若干、先ほどの点に戻らせていただきますけれども。認知症が増えていく、そうあってほしくないけれども、そうなるっていく。それを察知することはなかなか難しい。家族であっても、ちょっと変だなという思いで、すぐさま包括支援センターに相談に行っていたらいいですけども、なかなかそこまで結びついていかない。変化をなかなか見て取れないということが、家族の中、地域の中でもありますので、ただいま中山議員がおっしゃいましたように、そういった状況が起きることを常に認識していただくような、特に民生委員さん方は訪問とかしていただいておりますので、そういったところではそういうお話もさせていただきながら、変化というところを気づいて早く治療をするなり、対応するなり、極めて大切でありますので、そういったことはやっていきたいと思っております。

それから、家族介護のことについての御質問でありましたので、その数字的なことも含めて担当課長で答弁させていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今御質問のありました慰労金事業ですが、本町もございまして、昨年1件の実績がございました。

以上です。

○10番（中山美幸君） うちの町の場合は介護度4から5の方を対象にしていますか、確認です。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 再開します。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 対象者は介護4から5の方になります。

以上です。

○10番（中山美幸君） それで5,000円から1万円ぐらいを支給していらっしゃるんですかね。その金額について、1件だったということですが、教えてください。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今の慰労金につきましては、1件で10万円でした。

以上です。

○10番（中山美幸君） 10万円ということは、年間を通して、1年間が10万円ということよろしいでしょうか。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 再開します。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 申し訳ありません。1年間で10万円になります。

○10番（中山美幸君） 1年間で10万円ということは、その方は介護4、介護5の認定者だということをさっき答弁いただきました。そして、1年間に10万円ということは、1回も点数制度による純然たる介護保険制度の適用を受けられなかったということでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今言われたとおりになります。

○10番（中山美幸君） 1件だとですね、私若干どうかだと思っているんですよ。かなりの方々が在宅でやっていらっしゃるときに、先ほどもいいましたよね、在宅介護をされたときに非常に家族に負担がかかってくるというのであれば、もう少し、国のほうも在宅介護を勧めていますよね、住み慣れたところで云々、先ほど町長もおっしゃいました。施政方針の中でもそういったことを述べていらっしゃいますよ。そうした場合に、もう少し、介護をされる方、御家族の方の労というのをねぎらう必要があるんじゃないのかなと私は思いますし、それから、介護度4から5は厳しい状況だと私は思っています。本当に厳しいんじゃないのかなと思いますよ。だから、介護度4、5ももうちょっと引き下げて、介護度2ぐらいから、例えば継続して何か月間か、例えば3か月とか6か月だとか利用がなかった場合、点数制度による国の制度、県の制度による介護保険の利用がなかった場合には本町のほうでそういった支援をしていく。金額については、私は1か月が5,000円から1万円ぐらいでもいいんじゃないかなというふうに理解しています。その代わり、介護度をもうちょっと下げていただいて、そうでないと、現在出きつつある認知症の方々、外見ではわからないじゃないですか、余り。そういった方々の支援をしていらっしゃる家族の方々、例えば旦那さんがそういう形になった、奥さんがそういう介護をしていらっしゃる、そしたら仕事もできないでしょう。そういったところを加味するならば、もう少しそういったところの手当というのを私はやっていく。先ほどいいました高齢世帯が増えていく状況を見たときにはですね、やはりそういった支援も本町の中でやっていくべきではないでしょうか、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） もうちょっと手厚く支援しなさいという御質問であります。いろいろ制度をつくりながら、一定の金額で持続しているということを指摘されてきているのかなと思いますので、ただいま発言がありましたことにつきましては、そういったところの必要性をもう少し認識しながら、担当課のほうでも検討させてみたいと思います。

○10番（中山美幸君） 介護の問題というのは非常に皆さん御負担をなさっている。

それから、先ほど若干申しましたけれども、料金問題も我々のもっている保険から天引きされているわけですね。そうしたときに、それで、じゃあ年金だけで生活ができるかということ考えたときに、国民年金の方々は非常に苦しい状況になっていらっしゃる。いろんな生活に関する費用も私は増加していると思うんですよ、電気料にしてもそうですよね、光熱費についても上がってきています。そういったことを考えたときに、保険料で生活している我々住民が非常に私は苦しんでいるというふうに考えていますので、そういったところはもう少し考えていただきたいと、今後第9期に向けて委員会をつくられて議論するときには、これは任意事業なので皆さんから集める保険料が増加するという事はないですね、一般財源の持ち出しというのは出てくるでしょうけれども、しかし、それはいろんなことを節約しながらやっていくと私はできるんじゃないのかなというふうに考えます。今まで大崎町をつくってこられた方々の安心した生活をしていただくための政策じゃないですか。そういったことも考えていただくように要望申し上げますが、町長の見解を求めます。

○町長（東 靖弘君） 時代の変遷によっていろいろと状況も変わってまいります。介護保険計画は1期3か年でやってまいりますけれども、そういった実態を我々がもう少し、担当者を含めて詳細に調査することが必要であると思います。その中でどれぐらいの御苦勞をされているのかということも把握することが必要でありますので、ただいまの御意見につきましては、担当者、職員にそういった状況調査を、対象者が多いわけではありませんので、その心勞の状況を調べさせていきたいと考えております。

また、その手当等につきましては、御意見は尊重してまいりたいと思います。

以上です。

○10番（中山美幸君） 今回はですね教育委員会のほうには質問の要旨を出していませんので質問しませんが、町長のほうに質問をしておきますが、異世代の交流促進事業は元気な高齢者をつくるために本町の第8期の中にもうたってありますよね。伝統文化だとか伝統芸能だとかを継承していくための世代交流を推進していきますということが第8期の中にはうたってあるんですよ。これは、教育委員会部局にも関係がございしますが、今回は教育委員会部局がどういうことをやったかということは質問の要旨にはありませんので質問しませんが、こういったところはどういう考えを進めようと思っていらいいますか。

○町長（東 靖弘君） 次世代の交流事業をどういうふうに進めるかということでありまます。答弁書も、一般質問にありませんので何も準備しておりません。したがいま

して口頭での回答となりますけれども、本町に住む人たちが教育を通して、あるいは地域行事を通して、そしてまた地域の生活習慣を通しながら、地域、大崎町を守るために教育であったり、文化であったり、スポーツであったり様々な角度からそういうことを認識することを培っていくということはとても大切であろうと思います。

現在、少子化が進んでいる中で、また、ここ3か年はコロナの中でいろんな事業等もできなかったいきさつがありますけれども、我が町に生まれ育ってきた人たちが愛着を感じていく、そしてまた地域を担っていく人材を育てていくということは、その保護者であったり、また我々、議会、行政を含んでの責務でもあると思いますので、ちょっと当たっていないかもしれませんが、多文化共生等も含めながら、次の次代を担う子どもたちをどう育てていくのかということをも十分対応しながら、育てていく政策をつくっていくことではないかなと思います。

○10番（中山美幸君） 私も子どもたちとよくいろんな事業をやりますが、そういった中で高齢者の方々の支援、やはり子どもたちと一緒に遊んでいく、相違することによって大崎町の伝統とか文化とかつながってくるわけですね。そうすると、今度は高齢者の方々もそれによって自分たちの孫、認知度の上昇ということも抑えられるというふうなデータもそろっていますね。いろんな運動機能の講習会等にも行きますけれども、そういった話がよく出ますし、大学の教授のデータも出ていますので、やはり福祉計画の中にうたい込んであるので、そこは実行するような形で、今のところは私は皆無といっても仕方がないのかなというぐらいの事業じゃないのかなと思いますので、第9期を迎えるに当たってはそういったところも検討していただきたいというふうに申し上げておきます。是非頑張ってくださいというふうに思います。

もう終わりになりますが、結びになりますけれども、介護保険料の件について伺いたします。介護保険料を現在、大崎町は第9段階、国のほうも標準としては9段階の徴収ということで評価をしていますね、9段階で評価をしておりますが。大崎町の介護保険料、鹿児島県でどれぐらいの位置にあると思いますか、お答えいただけますか。

○町長（東 靖弘君） 県内の位置はわかっておりません。大崎町の介護保険料につきましては、現在、8期の中で定めている計画で、第5段階においては6,700円となっておりますけれども、県内の状況については私自身は把握しておりませんので、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 第8期の県内の保険料ですが、基準額で比較したところで、今、大崎町は高いほうから7番目となっております。

以上です。

○10番(中山美幸君) 今、担当課長がおっしゃったとおり、上から10番目なんですよ。先般、私総務課に行って、町長がよく地域と見比べて、地域を勘案してと、先ほどもおっしゃって、同僚議員が若干怒っていましたが、そう言われなかったために総務課にお伺いしてですね大崎町と類似団体というのを九州各県の類似団体、似た団体ですね、よく町長言われます、類似団体を見てということをよく言われるんですね、間違いないですよ。そうしたときに、そういうことを言われるだろうと思って類似団体を調べてみました。やはり大崎町は突出して高いですよ。類似団体というのは、経済状況、それから人口状況、いろんなものを加味されて大崎町と似ていますよねということをおっしゃっている町なんです。そういったところで本町は9段階で設定がしてあるようですが、大体大方、国の指示が9段階、これが標準ですね、前は6段階とかいろいろあったようですが、当初はですね。ところが我々の町と同じような類似団体といわれるところでも11段階だとか12段階だとかというようなことをやっている町があるんですが、なぜ、国のいわれる9段階に持ってきたのか、その要因は何だったのかをお答えいただけますか。

○町長(東 靖弘君) 中山議員のほうでそういう話をされておりますので、国の基準が9段階であるということをおっしゃることを基準にして8期はやっております。鹿児島県内でも7番目に高いということでありました。やはり保険料についてはすごく気を遣います。例えば介護保険施設がつくられることによって結構保険料があがってまいります。グループホームができたり、老健施設ができたり、いろんなところがこの町にできてくることによってサービスを受ける人たちが多くなってくる。そうしてくると、どうしても介護保険料に反映してくるといって、そういったアンバランスなことが発生してくる。それが通常の状態であると思っております。

しかしながら、いかにして保険料を抑えるかということは常時考えなければならぬことでもあります。大崎町の保険料が5段階の基準になるところで65歳以上の保険料が6,700円と高い、鹿児島県内で7番目ということでもあります。それだけ、逆に考えたら要支援、要介護を受ける人たちが多ということも考えなければならぬし、施設サービスを利用している方々も多いという受け止め方をしていかなければならぬ。しかし、中山議員が言われたように国民年金での生活が主になっている方々は非常に負担が大きい。介護保険料等については年金天引きという有無を言わせない国のやり方もあります。そういったことでなかなかそこに対応できないというつらさもありますので、段階ごとのことも触れられましたが、介護保険料を決めるときにはかなり慎重に判断していかなければならないと思っております。前回いろいろ御指摘がありましたように、介護保険料を抑えていくために、負担を

抑えていくために基金を設置いたしました。現在1億5,000万円の基金を積んでおります。そういったものを加味しながら、これ以上介護保険を上げないような対策はやっていかなければならないということは担当課とも話をしているところでもありますので、高いほうから7番目ということで、それも反省しながら基金を設置したということがあります。それで対応できるような体制を、9期においては対応していけるように努力していきたいと考えております。

以上です。

○10番(中山美幸君) 介護の認定率が多いからという、町長、若干発言がありました。そこには若干私は疑義があるんですね。ほかのところでも介護の認定率は上がっているところはあるんですね。志布志市なんかは逆に下がっているんですね。それから、鹿児島県内でいう類似団体、長島町なんかはまだまだ低いですよ、8期が5,600円ですかね、若干上がっていますけども、1.8%上がっていますけれども、そういった状況にありますので、介護認定と、度合いにもよりますけれども、1、5、その度合いによって点数が変わってきますので金額は一概には言えませんが、そういったことだけを考えるんじゃなくて、もう少し、ほかの市町村、10段階それから12段階、いろんなことがあって細分化することによって納める金額が変わってくるということですね。今度の9期の部分で考える必要があるんじゃないですか、いかがですか。

○町長(東 靖弘君) 志布志市が12段階に区分されております。鹿屋市が13段階で区分されております。本町の9段階では基準となるところは320万円以上の人たちということでありますので、じゃあそれを10段階、11段階、12段階に引き上げて、もうちょっと高い層の区分をやりながら負担を高めていくという方法も当然考えられるわけでありまして。

課題となるのは、大崎町でどれぐらいそういった対象者がいるだろうかということも考えていかなければなりません、鹿屋市が13段階ということでやっておりますけれども、本町は9段階でやっております。10段階、11段階、12段階に引き上げて、できるだけ所得の高い方々から負担を取って、少ない方々への支援をしていくかということが目的になるわけでありまして、そこらにつきましては介護策定委員会でそういう提案はしてまいりたいと思います。

先ほど介護保険の認定が多いということについてはいささか話が行き過ぎたのかもしれませんけれども、ずっと大崎町の介護認定者は要支援1から要介護5まで900人台をキープしております。大崎町単独で、毎年950人、960人という状況でありますので、曾於地域内で志布志、大崎町と比較してどのようなパーセントであるということはいつも比較するわけでありまして、もう少し考えていかなければ

ればならないのは、日々の中でそれぞれが健康に対する意識を培っていく、あるいは、いつも保健福祉課でやっております健診を受けていきたいと思いますということで健康に対する意識を見直していく、こういう基礎的なことを周知していきながら、自らの健康づくりを少しでも高めていくような意識を持っていただく、実行していただくということが本当に必要なと思っております。コロナの中で健診率もなかなか上がっておりませんが、やはり自分の健康は自分で守るということで様々なスポーツをしながら、そしてまた日常の自分の趣味等を生かしながら社会生活を送る中で維持していくということで、基礎的な部分をもう少し我々も住民の皆さん方に周知していくことで重度化しない対策を講じていくということはとても重要だなと思っておりますので、逐次、職員と打ち合わせをしながらやっていきたいと思っております。

○10番（中山美幸君） 是非ですねそういったことを加味しながら、今後出てくる9期の介護保険事業には反映させていただきたいなと思います。

保険料は各自治体の条例制定でできるようになっているじゃないですか。介護保険施行令の38条、39条でうたっているじゃないですか。我々の町は我々の町でできるんだよということがあるじゃないですか。そういったことを考えながら、もう少し幅を広げていって、6段階以上、5段階が基本となるようですけども、6段階以上についてはいろんな部分がありますし、そしてまた、今後、第9期に向けた国の法律、施行令というのも変わってくるでしょう。そうしたときに低額所得者の減免措置の数字も変わってくる可能性がありますよね。今、本町で0.3ですね、基準額に掛ける0.3でいっていると思いますが、そういったところも今後は変わる可能性があります。そうしたときにもう少し、そういった弱者に目を向けていただく。それこそ、同僚議員が言いました人の命に目を向けていただくような政策ということも真剣に考えていただく必要があると思っております。

最後に、もう1点だけお示しをいただきたいと思っておりますが、我々が大崎町で積み立てをしておりますが、介護保険財政安定化基金について、本町は給付を受けたことがあるのか、それとも借りたことがあるのか、いずれですか。

○町長（東 靖弘君） 財政安定化基金を借りたことがあるか、給付を受けたことがあるかということではありますが、そこについては詳しくは担当課長のほうで調べて答弁をさせていただきたいと思っております。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 本町においては拠出金を借りたことはございません。

○10番（中山美幸君） 本町の現在の介護保険の未収金が約100万円ほどあるようですね。確認します。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時48分
再開 午前11時49分
-----○-----

○議長（富重幸博君） 再開します。

○税務課長（川越龍一君） お答えいたします。

1号被保険者分でよろしいでしょうか。令和4年度末でございますが、現年分で125万5,000円、過年度分で89万円程度でございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸君） これが徴収できなかった理由がおわかりですか。

○税務課長（川越龍一君） やはり生活困窮といいましょうか、それが一番の原因でございます。そういう方につきましては、納税相談を行って随時分納相談なりを行っているところでございます。

以上です。

○10番（中山美幸君） そういった場合に、一生懸命努力をしても回収できない、徴収できないといった場合に、先ほどいった介護保険安定化基金の中から2分の1だけいただけるんじゃないんですか。そういった手続というのはあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 誠に申し訳ありません。そこまで詳細な資料がございませんで、こちらも把握しておりませんが、今後勉強させていただきたいと思っております。

○10番（中山美幸君） その基金の目的等についてはですね、どうしても集金ができない、徴収できない部分については2分の1だっているんですが、確かそういう制度もあったような気がするんですね。本町が全体の資金の3分の1ずつを払っているじゃないですか。そういったものが法的にあるので、そういったところは、もしできるのであれば、私もちょっと不明確ですけども、確かだっていると思います、そういったのが活用できるのであれば、約120何万円についても、結局保険料がそこから入ってくることによって全体の保険料というところに関わってきますよね。そういったところも研究していただきたいなというふうに要望申し上げますし、また、保険料の、先ほど言った、段階による、第9期における段階、9段階現在ですけども、そういったところも経済状況それから財政状況を調べながら段階の変更ということをお願い申し上げますし、また、先ほどの支援金についてももう少し住民の方々に幸せになっていただけるような政策、そういった方向で考えていただかないと保険制度を運用するための基金では駄目ですよ、保険制度を運用しながら

でも、やはり住民が幸せになるような政策を打っていくということが私は必要じゃないかと思しますので、是非そこらは前進するような考えを持っていただきたいと思いますが、最後に町長の答弁を求めます。

○町長（東 靖弘君） 財政的なこともありますけれども、先ほども何回も答弁しておりますが、移り変わりの中で置き去りにされている方々がいらっしゃるという事実を把握しておりませんでしたけれども、ただいま、未納の問題も含めながら、未納も125万5,000円ほどあるんだと、困窮世帯もあるんだということもありますので、そういった実態はちゃんと調査した上で対策を取っていきたいと思います。以上です。

○10番（中山美幸君） 是非、前進できるような政策を9期には打っていただくように要望申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

-----○-----
休憩 午前11時52分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（富重幸博君） 再開いたします。

次に、2番、草原正和君の質問を許可いたします。

○2番（草原正和君） 皆さん、こんにちは。私は、今回、通告のとおり、セントロランド・旧あすばる大崎についてと、ごみ問題について質問いたします。

まず、初めに、セントロランド・旧あすばる大崎について。旧あすばる大崎は、人や物の交流を通して観光産業の振興、住民福祉の向上を推進し、併せて地域情報交換の場として、また、隣接するあすばる物産館は、農林水産物の販売、紹介及び取引の斡旋、並びに消費者との交流による情報等の交換を行い、町の活性化に資する建物であり、その目的を遵守しながら本町の活性化にも積極的に協力いただける民間事業者に建物の無償譲渡、土地の無償貸し付け、固定資産税の10年間補助という条件で行った事業であるが、譲渡後のセントロランドの運営について、どのように把握・評価しているかと問い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 譲渡後のセントロランドの運営について、どのように把握・評価しているかとの御質問でございます。

平成10年度に、広域交流活性化センターあすばる大崎と、平成12年度にはあすばる物産館を、観光・産業の振興、住民福祉の向上と農林水産物の販売等による交流の場として、町の活性化に資するために建設設置いたしました。

その間、地域活性化等の取組を進めながら、指定管理者制度により管理運営を行ってまいりましたが、民間事業者等による施設のさらなる有効活用が必要との判断から、令和2年度に両施設を民間譲渡することとし、募集を行ったところでございます。

その後は、御承知のとおり、令和3年4月1日付で阿部商事有限会社へ建物を無償譲渡し、土地を10年間の無償貸し付け契約を締結したところでございます。

譲渡後は、施設等の改修工事等に着手されまして、令和4年3月に温泉施設を除く宿泊施設や売店等をオープンし、同年11月には温泉施設の完成に伴いましてフルオープンの運びとなり、現在に至っているところでございます。

評価につきましては、民間事業者の発想により客室を増やされるなど、これまでにない魅力のある改修をされておりますので、現段階では一定の評価はしているところでございます。

以上でございます。

○2番（草原正和君） 道の駅としての機能は達成しているのかについて、お答えをお願いします。

○町長（東 靖弘君） 道の駅としての機能は達成しているのかとの御質問でございます。

道の駅くいの松原大崎は、国が整備した国直轄の道の駅でございます。道の駅の登録要件となっているのが、利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場の確保とトイレの設置、道路情報などを提供する案内所の設置、乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なスペースの確保、24時間利用可能な電話の設置が道の駅の登録要件となっておりますので、道の駅としての機能は達成しているものと思っております。

御質問の件につきましては、旧あすばる大崎が道の駅に付随する施設として役割を果たしているのかということであろうかと思えます。旧あすばる大崎・セントロランドにつきましては、道の駅として指定しております敷地内にありますので、その1つとして物産館の経営を継続することを条件の1つとしております。物産館については、現在経営をしていただいておりますので、道の駅の付随施設としての機能は達成していると思っております。

以上です。

○2番（草原正和君） 道の駅としての機能は達成しているということでしたが、道の駅くいの松原大崎内の大崎総合案内所に従業員を1名配置し、情報発信及び観光案内サービスを行うものとする委託業務にうたっているが、その役割は十分に果たしているかについて問います。

○町長（東 靖弘君） 現在、譲渡先であります阿部商事有限会社様との契約に基づきまして、従業員を配置していただいております。総合案内所は24時間利用可能ですが、従業員による案内時間については、原則として週6日、午前9時から午後5時まで常駐することとなっておりますが、現状はセントロランドの営業日と同じ勤務体系となっておりますので、今後、契約内容も含めて検討してまいりたいと思います。

○2番（草原正和君） 1名配置して、週6日ということでしたが、私、聞きに行ってきました。今のところ、週休2日を取っていらっしゃるって、駅長会議等があれば、その週は別な週で代休を取れば3日休む週があるということでした。すごい、改修されて素晴らしい建物になっていると思います。でも、やっぱりいろんな人が来られたときにですねそういう案内発信をしていただきたいので、その部分については十分協議をしてください。

続きまして、あすばる物産館の営業時間、休日、出品者との関係性、利用者のニーズ等を踏まえ、適切に運営されているかについてお答えください。

○町長（東 靖弘君） 現在、物産館の営業時間は午前10時から午後6時までとなっております。休日は、週2回の月曜日と火曜日が休日となっております。また、出品者との関連性については、旧出荷者協議会の出品者の一部の皆様と新たに個別に契約をしてお聞きしておりますので、出品者の皆様と協力しながら、利用者のニーズに合わせた営業努力をしていただきたいと期待をしているところであります。

○2番（草原正和君） 出荷者組合ともいろいろ協議をして、一部のところということでしたが、なぜ一部だったのかということも、また後で質問しますが、続いての質問にちょっと移らせてもらいます。

温泉施設は、住民福祉の向上と健康増進が十分に図れているか、その点についてお答えください。

○町長（東 靖弘君） 温泉施設についての御質問でございます。昨年11月に温泉施設がオープンしたことから、住民福祉の向上と健康増進を目的に、令和5年度当初予算において温泉利用券の予算の増額をお願いしたところでございます。今後も、多くの町民の皆様に利用いただき、住民福祉の向上と健康増進が図られるよう、温泉利用者の推移を見守ってまいりたいと思います。

以上です。

○2番（草原正和君） 温泉施設につきまして、譲渡前、譲渡後を比較して、どのように認識しているか、また、住民はどのように思っているかを認識しているか、また、こちらの施設についても営業時間、休日、料金等はどのように認識しているかにつ

いてお答えください。

○町長（東 靖弘君） 時間につきましては、令和2年度は午前8時から午後10時までで、現在は午後1時から午後9時半まででございます。

休日につきましては、令和2年度は月2回、第一・第三火曜日を休日としておりました。現在は、週2回、月曜日と火曜日の休日とされております。

料金につきましては、令和2年度は、大人1人320円、子ども1人210円、家族風呂1時間1,650円でありました。現在は、大人1人450円、子ども250円、家族風呂は1時間2,000円となっております。

営業時間、休日、料金のみを単純に譲渡前と比較しますと、サービスが低下したようにも思えますが、施設を外観から内装まで改修されておりますので、一概に質が落ちたとまではいえないところでございます。今後、さらなるサービス向上に努めてもらえるよう期待しております。

以上です。

○2番（草原正和君） 民間譲渡時の募集の事業計画、プレゼンテーションがあったと思います、と現状についてをお伺いしたいんですが、一番初めに、源泉の権利についてお伺いします。なぜ、当初の募集では源泉の権利も譲渡するとなっていたが、途中で差し替えがあって、源泉の権利は町に残すと変更になっているようですが、そこはなぜ、町に源泉の権利は残す運びとなったかをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 温泉については、当時、県庁の生活環境課というところ、現在の名称はわかりませんが、そちらのほうに許可申請を出しております。そこで認可をいただいて、1つ目の温泉が駄目で、2つ目についてもその許可をいただいているところでございます。現在2つ目の温泉が利用されているということになります。

申請する段階での許認可業務が非常に膨大な量、期間がかかっております。今回、阿部商事に譲渡するとなったときに、今、10年間の貸付でありますけれども、温泉の泉源そのものも、また改めて計画書をつくり直して、阿部商事のほうに県が許認可を与えるという膨大な作業が発生してまいります。そうすると、期間的になかなか営業には至らないということもありましたので、源泉についてはそのままの形で、営業に向けて努力していただくという形を取りました。

○2番（草原正和君） そのような運びでなったということで理解しました。

こちらは令和3年2月15日発行の議会だよりになります。こちらの中の源泉のポンプの修理代についてお伺いします。源泉の附帯設備は譲渡するが、源泉の権利は町の所有するとあるが、仮に附帯設備が故障した場合の取り扱いはどうなるかとの問いに対しまして、例えば源泉のポンプが壊れた場合には、譲渡の相手方である阿部商事で負担していただくことで了解を得ていると書いてあります。その後、令

和4年11月15日の議会だよりのほうに、温泉はいつ開くのかという質問に対して、源泉の権利を保有する町の責任においてポンプの交換作業を行うという答弁がありますが、全く全然違う回答なんですね。阿部商事のほうで交換をしていただく、源泉の権利は町にあるが負担はしていただくといっているのに、その何か月後には町の責任、権利が町にあるから町が負担するんだという説明があったと思われませんが、その件についてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 確かに譲渡した段階で、阿部商事にポンプも含めて譲渡しますよという形で協議をしたということになっておりますが、温泉の開業に向けてなかなか進んでなかったという実態があります。そこで、調べる中で、20年間ポンプを取り替えていないという事実も判明いたしました。専門的に調査していただいて、非常に劣化しているという状況でありまして、譲渡時でそこまで確認することが、地下のことでもありますので、なかなかできなかったんですが、専門家の方に見ていただいて引き上げてもらって検査もしていただきました。

譲渡する段階で、最初の契約の段階ではそこまで気が回っておりませんでしたので、実際、住民の皆さんから早く温泉を開業してほしい、あすばるを開業してほしいという要望がどんどん高まる中でなかなか進められていない。その要因が、20年間ポンプの取替えもしていない、点検もしていないという実態を突き詰められたところでもあります。そういったことから、我々も譲渡する側としては、誠意を持って譲渡したとも言えないということもありまして、早く開業するといったことも踏まえまして町のほうでポンプについては取替えをさせていただくという方向で進めさせていただいたといういきさつであります。

○2番（草原正和君） 温泉がなかなか開業しないということで、町民からの要望も多かったということで工事をしたというのは御理解しました。

でも、その中でもですね議会だよりの中には、あすばる大崎の修繕等について申出があった場合にはどのような対応となるのかという部分に対してですね、今あるものをそのまま譲渡するということでの契約になっていることから、経営に関する案件が生じた場合は対応する可能性があるが、阿部商事からの申出による理由から修繕等を行うことはない、明確に住民には説明しているんですね。なので、もちろん、早くオープンをさせてほしいという町民の意見を聞いたということではあるんですが、そのこの部分の説明がされていれば、住民の方も納得がいくと思うんですけど、前回までは議会も傍聴したりしましたが、権利が町にあるから、町にあるからという形でしたが、そのこの部分もちゃんと説明がなされていれば御理解が得られると思いますので、一番大きかったのは町民からの要望という形だと思います。

続きまして、今後ポンプ等が壊れた場合には修繕費用はどうされるつもりなのか、

お伺いします。

○町長（東 靖弘君） 原則として、阿部商事に譲渡しておりますので、阿部商事のほうでポンプの故障等について、あるいは取替え、整備は発生するものと認識しておりますが、そういったときにまた、阿部商事側からも何かあるかもしれないんですけど、今回はこういう形を取りましたが、次回は、やはり会社のほうで、20年間取り替えていないという責務もありましたのでそういう方向性を取りましたので、次回は会社のほうでやっていただきたい、そういう協議を重ねていきたいと思いません。

○2番（草原正和君） 理解しました。今後は、阿部商事さんとの協議の上、できるだけ阿部商事のほうで対応していただくという考えであるということ認識いたしました。

それでは、提案のプランと現状についてですね、譲渡先の選定基準の中に事業内容、提供するサービスの内容及び営業時間等について、質の高いサービス提供が期待できるか、料金設定に対する考えは適切か、地域施設の特性を理解し、地域活性化に結びつく効果的な施設活用ができるか、地域住民や地域産業との連携・協働は期待できるか、また、地域経済の効果は期待できるか、利用促進につながる多角的な取組について提案はあるか、複合施設についての利用促進はうたわれているか等あるんですが、プレゼンテーション時点では料金等、営業時間と、週2日休んだり、料金を値上げするということがあったのか、ないのかについてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） あすばるの料金のことについてでございますが、先ほど、料金については令和2年度は大人1人320円であったという説明もいたしたところでございます。現在の料金がこうなっているところでありますが、料金設置について、こういう料金にしていくという説明自体は私は受けておりませんので、これはあくまでも阿部商事の考えのもとで費用対効果や投資費用の回収といったことも考えながらの料金設定をされているのではないかなと思います。

○2番（草原正和君） 今の説明で大体は理解しましたが、やはりですね皆さん、きれいになってよかったなど、見た目もすごくよくなったなどという意見も聞く一方、利用料が高くなってしまったなどか、あと、休日が多かったということで出品者のほうからもですね土日に合わせて出品すると、月・火休みだと、もう水曜日には回収しないといけない等の意見が結構聞かれます。その辺について、今後、阿部商事さんとの話をさせていただくことは可能でしょうか

○町長（東 靖弘君） 我々としてはあすばる大崎の利用増進による成果を当然期待しているところでありますので、ただ、その中で料金設定は阿部商事での判断だとお伺いしたところであります。前回社長と話をしたときには、現在投資をしているの

で、1年間はそういう形で営業をやってみて、その上でまた判断しなければならないのではないかと話を以前はされていたこともあります。料金設定については阿部商事側が判断することでありますけれども、議員さんの思い、いろんな方々の意見を聞いておられるので、そのことについてはお伝えしたいと思います。

○2番（草原正和君） よろしくお願いたします。

道の駅の機能は、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つがあるとうたっています。民間譲渡したことにより改修も進み、環境拠点にできる場所となっています。にぎわいづくり、活気づくり等で、建物に対しては譲渡したということで何もできないでしょうが、イベントを開いたりとか、あそこが人が集まるような場所、そういうような形で人が集まれば、町としてもいいと思います。また、そこを引き継いでくれた阿部商事さんとしても喜ばしいことだと思いますので、その点を踏まえ、今後、何か企画をしていただきたいと要望をして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、ごみ問題について。リサイクルを始めた経緯と現状はどうなっているかについてお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

経緯としましては、平成2年に完成した埋め立て処分場、曾於南部厚生事務組合清掃センターの施設の延命化を目的に、平成10年に、缶、瓶、ペットボトルの3品目の分別から取組が始まりました。

当時、生活の多様化によりごみの量が増加し、当該施設の残余計画年数が予想以上に逼迫しておりましたが、衛生自治会を組織し、ごみを出す住民の皆様の御理解、御協力のもと、以来25年間、分別は確実に定着し、日本最高水準の資源ごみのリサイクル率を維持し、埋め立て処分場の延命化が図られております。

本町のリサイクルの現状としては、直近の環境省が公表したリサイクル率は81.6%の資源リサイクル率となっており、本年まで14回のリサイクル率日本一を達成しております。持続可能な資源循環型の廃棄物処理システムとして国内外から高く評価されている一方、少子高齢化によるゴミ出し困難者の増加や外国人転入者等の増加等による対応等が喫緊の課題としてあることを認識し、今後対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和君） ごみのリサイクルは、埋め立て処分場の延命化という形で始めたということでした。延命化ということで、いつかは寿命が来るんですね。その寿命が来る、最近見た、町のいろんな資料では40年以上は持つのではないかなという文面を読みました。約40年後にいっぱいになるということであれば、今10代

の人、それ以下の人たちにはちょうど50歳ぐらいのときに埋め立て処分場を検討しない時期が来ます。

リサイクルを始めてから、もう結構な日数がたっていますが、次の埋め立て処分場、次世代の人には残せる場所が検討されているのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 40年後、埋め終わった後の計画はどうするのかという質問でございます。

実は、先日、同様の質問を野方小学校の4年生から受けたと、担当課に聞いております。我々大人は、まだ40年使えるからしばらくは大丈夫と勝手に思っていますが、子どもたちからすると、その後のことまで考えてほしいという素朴な問いだったと思います。現在も、現状で満足することなく、埋め立て処分場のさらなる延命化に向けて様々な取組を実施しております。

使用済み紙おむつの水平リサイクル、紙おむつを紙おむつにリサイクルする水平リサイクルや、一般ごみを再分別し、RPFという固形燃料化等の取組が実現していけば、リサイクル率は90%にもっていけるのではないかと考えております。そういう取組をすることによって、さらに延命化は図られると捉えております。

○2番（草原正和君） リサイクルを進めることによって、まださらに延命化が進められるのではないかと回答でありましたが、若い人たちの間ではリサイクル、延命するためにこれ以上細分化していくのか、これ以上、いろんな手間を掛けさせるのかという部分で、家を建てる段階で、居住をする段階でほかのところに引っ越そうかなとか、「大崎町に来ないけ」という、いろんなスポーツ少年団とかそういうところで話が出たときに、大崎に来ればといったときに、「いや、大崎はごみがね」というような感じで言われているような、そういうマイナスの面は御認識されているでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 議員さん方のこれまでの質問の中で、そんなお話を伺いました。大崎町と志布志市は最初の段階からそういう形で取り組んできておりますので、分別しやすい仕組みづくりをやりながら、これからも進んでいくということになります。それをやっているから、大崎町に住みにくい、別のところに家をつくるといった御質問もいただいたところではありますが、容器包装リサイクル法、あるいは資源循環プラスチック促進法といった法律の中では、国はそういう方向でごみの分別化をどんどん、どんどん推進するという方向性であります。もちろん大都市においては焼却炉もありますけれども、資源を有効に活用していくという中でプラスチック資源循環法という法律もできておりますので、それを各自治体にそういう方向で進めていく、プラ循環法は最近つくられた法律でありますけれども、そういう方向性で進んでいきますので、お隣の鹿屋市であっても、あるいは大きな薩摩川内市であ

っても、薩摩川内市もかなりの割合でごみの分別が進んできておりますので、そういうことで住民の皆さん方には今の社会の中でこういう仕組みがあるということをお伝えすることと、非常にこれまで問題になっておりましたごみ出しの環境といったところの充実をしながら、少しでも出しやすい環境づくりをやっていくことに努力していきたいと考えております。

○2番（草原正和君） リサイクルの考え方については理解いたしました。

続きまして、ごみの回収回数増加の要望について、どのように対処されるのか。アンケートが実施されていると思いますが、今、返ってきている回答の中でどのように考えて、どのように進めていくつもりなのか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） 今月から、一部の資源ごみ、空き缶、ペットボトル、プラスチック、その他の紙について、自治会からの要望があれば2回収できるようになり、3月に開催された大崎町衛生自治会の臨時総会と、4月末に開催された通常総会の会場で要望書を配布してとりまとめております。

6月の段階で、新たに2回収の要望があった自治会は29自治会で、既に2回収をしている自治会と合わせて41自治会が、2回収を実施する予定です。

御質問の中で、どのような人が2回収を希望して、どのような人が1回収を希望していると認識しているかとのことですが、一概には言えませんが、子育て世代や集合住宅などで保管場所が狭い方々が2回収を希望されていると認識しております。

以上でございます。

○2番（草原正和君） どのような人が2回収をして、どのような人が1回収を希望しているかについて、子育て世代が2回収を希望している傾向にあるとお答えをいただきました。

アンケートの中で、集落の中でアンケートをとっていると思います。集落の中で2回収を要望する子育て世帯はどのくらいの比率を占めていると思われますか。お答えください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○環境政策課長（松元昭二君） 今、議員のほうから、集落でアンケートということでございますが、1箇所、丁寧に集落でアンケートをとっていただいて、その結果を役場のほうにいただいたところがあります。それ以外は、普通の要望書という形で1枚の要望書に「要望する」「しない」というそれだけのとりまとめを、今している段階です。

集落住民の細かいアンケートということでいただいた資料で、若い方の割合とい

うところまではデータの中ではなかったです。

○2番（草原正和君） 人口の比率からしても、若い人の子育て世帯はどうしても集落の中では少ないんですよね。その中で、アンケート、多数決で決められてしまうと、やっぱり若い人たち、ごみを出したい人、回数を増やしてほしいという人は絶対数ではどうしても劣ってしまいます。いろんなところで話を聞いたところ、うちの集落はわかってくれてね2回にしてくれたよというところと、うちの集落ではもう当番が大変だから駄目だよ、無理というような言い方で、もう強制的に意見が言えないような集落もあったとお聞きします。

そのような中で、合意形成で図られているとは言いますが、そのような場で若い人たちが2回にしてほしいという要望がはっきりと言えて、それが反映されると思われませんか。お願いします。

○町長（東 靖弘君） まず、今回、すべての自治会で各集落でそういう話はされたと思います。詳細にはデータは出ていないという担当課長の話でしたけれども、私たちも集落でそういうアンケートもありました。1回増やして2回でいいという集落、1回でいいという集落といった結果が出てきたということでもあります。

お尋ねの中で、若い人たちの声が届いていないので従来どおりということがありました。私としては、6月からでも4月からでも若い人の声を聞いて2回要望するという形に変わっていただければ、随時対応していきたいと考えております。集落の話し合い活動を、そういったところにおいても一回やっていただきたいなという思いです。また、そこの中でうちの担当者呼んで説明をいろいろしてもらいますということになりましたら、担当者を出すこともやぶさかではありませんので、2回収収を望む方々の声が届いていくということが一番ですが、そういった対応はとれるのではないかとということと、従来どおり1回でいいという方々の、もともとそこに住んでいらっしゃる高齢者の方々を中心として「1回でよかたいが」という方もいらっしゃる、その声を破ることもできないということも声としてあるかなと思いますけど、そこには若い人たちの思いはこうなんだということを伝えていきながら2回にするということをちゃんと指導をしていただく、そういう方向で理解していただくように、まずはそういう指導をしていただければ本当にありがたいと思います。

○2番（草原正和君） 1回でいいがという人たちの意見も、意見です。その人たちの意見の中でですね、1回にする理由のほとんどが、2回当番を立つことは大変だということで2回を選択されなかったところが多いです。

しかしですね、うちの集落はもともと当番が立っていないから2回でよかたいが、2回捨てたい人がいれば2回にすいがという集落が何個かあるとお伺いしました。

集落で当番は立っていないから2回にすいがという集落と、当番を立たせないといけ
ないというルールをしっかり守って、それだったら大変だから止めときましよう
といったところと、当番が立たないところと立っているところと、そういう不平等
があってもいいと思われませんか。お願いします。

○町長（東 靖弘君） 最初、リサイクルをスタートした時点では、各自治公民館長さ
ん、衛生自治会の会員でありますので、立ち会いをしてくださいという形で何年も
それが持続してきたと思っております。

大体、多くの方々が集落の中において、大体分別も間違いなくいけるので立ち会
いをしなくていいのではないかとこの集落の判断でされているということも伺って
おります。自分の集落のことを出すといけないかもしれないんですけど、必ず立ち
会いを、皆さんで班を決めて立ち会いをしているという状況であります。立ち会
いをしないでいいのかという御質問でありますけど、やはり基本的には立ち会いを
して、間違いのないようにしてほしい、適正に出せるようにお互いに確認し合うとい
うことは非常に望ましいことではないかと思っておりますが、ただいまお尋ねの中
で、一回もしていないところもそれでいいのかというようなお話であったような気
がしますので、今回のことを含めて担当課長のほうで状況等に話をさせていただき
たいと思います。

○環境政策課長（松元昭二君） 今、町長のほうから答弁がありましたとおり、分別当
初は、全集落で、全衛生自治会のほうで立ち会いがされてずっといっていたんです
けど、途中から、人の移動が余りない集落は分別の取組に大分慣れてきてくださ
って、立ち会いは不要でないかという形で立ち会いはしないところも幾つか出てきた
ので、今に至っているというのが経緯でございます。

立ち会いする、しないとあるんですが、基本としては、やはり立ち会いをしてい
ただいて、立ち会いをする理由としましては、ステーションの管理は衛生自治会の
ほうで管理をするという形でスタートをしておりますので、ステーションの管理と
いう部分でしっかりと各衛生自治会で対応していただくというのが基本になってお
ります。管理されて出された資源物、ごみ等を行政のほうでしっかりと責任を持っ
て回収をするというのが基本の流れになりますので、今後とも各ステーションの管
理という部分で衛生自治会の皆さんの御協力をいただければと思っております。

以上です。

○2番（草原正和君） 基本的には当番をとということでしたけども、その辺はしなくて
も管理が行き届くのであれば当番を立たなくていいよということなのであれば、そ
ういう説明をした上で登板しなくても、最後にごみが残っていなければとかいうの
があるのであれば、そういう説明を付け加えた上でアンケートを実施していただい

れば、少しでも2回収のほうに動いて、いろんな要望が聞き届けるのかなと思います。

ごみに関していろんな発言をすると、リサイクルに関心がない人だと、環境問題を考えていない人みたいな感じで、なかなか皆さん、発言がしにくいです。ただ、皆さん、リサイクルはいいことだとわかっているんですね。ただ、それが余りにも不便であると。家の中にごみが溜まったりとかそういうところで、どんどん、どんどんその思いが募って、もうリサイクルを止めてほしいという意見まで達する人もいます。なので、そうなる前にですね少しずつでも要望を聞いていただいて、2回収が少しでも多く、1人でもいるのであればそちらにやって、また、当番を立つというのも難儀だという意見も取り込んで、その部分を何かしら、課も2つに分かれて、そういうところに取り組むという形であったので、その辺も考慮していただきたいと思います。

またですね、町長は先ほども近隣市町村をとということでおっしゃいましたが、若い人たちが近隣市町村というと隣の東串良町、ごみはどんどん出して燃やしているんですね。でも、そこを言っても、隣の芝生はよく見えるじゃないですけども、いいところもあれば悪いところもある。大崎町もいいところはもちろんあると思います。ただ、現実として、若い人たちが、それを理由に少なからず町から出て行ってしまう。大崎町に入ってくる人が少ないという傾向はあると思います。その中で、リサイクルをする一方、リサイクルは先ほど言ったように一生懸命する、ほかのところは足並みをそろえるじゃなくて、移住・定住のほうも日本一を目指すような、これもあるよ、これもあるよというようなところを目指して天秤に掛けたときにですね、リサイクルと定住、ほかの要因もあると思います、その要件については、そこにクローズアップしたときには天秤がちょうど釣り合うような政策を、近隣市町村に足並みをそろえずに一步踏み出した政策をしてもらうことはできないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 近隣市町村で東串良町のことが出ましたが、前日も議員さんから出ましたけれども、肝属はすべて焼却炉でありますので、私が説明したのは、その中で決められたものについては分別をちゃんとやるようにということ、既にそんなことはやっておられるんでしょうと。大崎町みたいに27品目やっているわけではない。だけれども、だんだん、だんだんそういった分別の数は増えていく、そういう方向に進んでいく、近隣自治体もそういう方向で進んでいくだろうと認識をしております。

立ち会いが云々ということがありました。先ほどちょっとお話をさせていただいたんですけど、2回収が望ましいところは2回収で進めていただければ別に問

題は何もないと思っておりますが、集落が基礎的な集落というものもありますので、そういう方向性を進められるときにも、やはり若い人たちの意見はこうだからこうしましょうということでやっていただく、そういう伝え方をさせていただいて2回の方向性にかじを切ってもらえば本当にありがたいと思っておりますので、これは期待とか私からの要望とかという形になるかと思えますけども、もう一回、そういったところに立ち入って指導していただければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○2番（草原正和君） またですね、ほかの公民館長からの、ある若い人からの意見ですね、ごみの残っているのがあった場合に名前が書いてあるので伝えに行かないといけないということで、若い世代ですね、子育て世代の人が、もう60代、70代のところに「残っていたよ」と持って行っていたところ、「ここまで来たられば若けたって分けっくれて出さっせくれればよかったとに」と怒られたそうです。同じぐらいの年代の方が持っていくと、「じゃっとや、ごめんな」と怒らないで、そういう人もいますと思えます、若い人が来ようが年配者が来ようが「ああ、ごめんな」という人もいますと思えますけど、わざわざ持つくつたればよ、そこで処理しっくればよかったのに、という意見もありました。その方については集落を止めようかなというような意見まで、やっぱりそういうときの相談窓口、やっぱり若い人がなったときというときで困ったことがあったら相談ができるような窓口の設置というのはできないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 昨年からリサイクルのことについていろいろ御指摘も受けております。確かに集積場で違反ごみが出てきて置かれているといった実態は我々の集落にもあったりすることなので、なかなか相手方にもわからなかったりするので、それを自治公民館長が処理していくということもするわけですが。

これからの在り方の中で、今までも議論をいたしましたけれども、ごみ出しがでしなかつたり、そのときに間に合わなかつたり、あるいは出せなかつたりといった方々のために、そういった集積場を新たにつくるべきじゃないかという御質問もずっと受けております。ですから、そういう方向性にも進めていきたいと考えております。

また、さらに一歩進んで、ごみ出し困難者や、本当になかなか足腰が悪くて出せない方々はたくさん今もいらっしゃるし、これからは超高齢化社会の中で相当出てまいりますので、そういった方々のためにもごみ出しの最善な方法をとっていくということが当然やらなければならないことでもありますので、そういうことも含めて、まずは集積場をどこかにつくっていくことをまず始めていかなければならないと思っております。基本は集落で1回であれ、2回であれ、そういうことをしていただ

ければありがたいなと思っておりますので、できることならば若い方々の意向を酌んで自分の集落を2回にしましょうという話をさせていただければ、それがありがたいことと、そのほかに、まだちょっと時間はかかりますけれども、私たちも議員の皆さんから指摘されましたように、月1回でもそういった集積場に持ってくることの対策をどうつくるかということで考えて、前に進めていきたいと思っております。

以上です。

○2番（草原正和君） リサイクルについての中身は十分理解をいたしました。

リサイクル、皆さん、いいことだとはわかっています。一番、今回言いたかったところはですね、やっぱりこれが理由で人口が減る。自分らの同世代が町外に出て行ってしまふ、入ってこないというのがやっぱり一番残念なことであります。リサイクルを反対というわけではありません。リサイクルを進めるのであれば、その部分にも着目して、同じように進めるように、それが負担にならないように、そこがマイナスにならないように検討しながら進めていってほしいという要望をお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（富重幸博君） ここで、暫時休憩いたします。次は、1時55分から再開いたします。

-----○-----
休憩 午後1時46分
再開 午後1時55分
-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、6番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○6番（稲留光晴君） 日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき、また、関連する質問をいたします。

第1番目。本町自治体とインボイスについてであります。今年10月1日に迫りました消費税のインボイス制度の導入に対する幅広い業界からの反対や、地方議会での意見書採択の広がりによって、政府は納税額の時限的軽減などの激変緩和措置を表明し、原則、今年3月末だったインボイス発行業者の登録締め切りを、税制改正によって9月末まで延長しております。

インボイスを巡っては、自治体に関わる問題が指摘をされております。それでは、本町が売り手となる場合と買い手になる場合、インボイスが導入されたらどういった影響が出てくるかを最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 自治体の消費税につきましては、一般会計や各種特別会計ごとの対応が必要となりますが、まず、本町の一般会計が買い手となる場合、本町では

経費であり、相手側にとっては売上となる場合は、自治体が一般会計に係る業務として行う事業には売上税額と仕入れ税額は同額と見なす特例があって消費税の納税義務はありませんので、申告義務もございません。そのため、インボイスを求めることもありませんし、売り手が免税事業者であっても取引を止めることはありません。

一方、上下水道の特別会計につきましては、従前から消費税の課税事業者であり、上水道使用量の検針等で売り手が個人等の免税事業者であると思われる支払がございます。この取り扱いにつきましては、現在、近隣自治体と協議をし、検討中ですが、個人で課税事業者になるように求めることは難しいとの判断から、この分につきましては、金額も多額ではないことから仕入れ額控除とせずに特別会計で負担する方向で検討をしております。

次に、本町が売り手、つまり本町では収入であり、相手側にとって経費となる場合は本町からインボイスの発行が必要となることから、本町の一般会計、上下水道の特別会計につきましては、既にインボイスの登録を済ませており、インボイスを発行できるよう準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴君） 非常にわかりやすく、今、町長から説明をいただきました。

大崎町が買い手になるということは、本町から売り手のほうにインボイスを出すということでもありますけども、そういった中でも地元の商店とか工務店、もちろん本町が入札をした本町の事業者とかそういった企業間の取引ですね、それとあと、本町の学校給食センターに給食の物資を納入する業者といった中でも、町内で個人商店とかあります。先ほど町長からありました免税業者、売り手ということで町が買い手となった場合に売り手である業者がですね免税業者であった場合は商店からインボイスを町に発行するということになりますけども、そうなりますと、先ほど町長がおっしゃいました免税業者であればインボイスを取るために課税業者にならざるを得ないということを町長、おっしゃいましたですね。それは数字的なことで、ほかの近隣自治体と相談するとおっしゃいましたね。

あと、もう1点、給食物資でいえば学校給食会とかそういったところからの対応とか、こうなさいとかいうのは来ておりませんか。その2点、お答えください。

○町長（東 靖弘君） ただいま、詳細に当たる御質問でございますので担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○税務課長（川越龍一君） ただいまの稲留議員の質問でございますけども、入札であったり、学校給食に係る仕入れであったりという面につきましては、自治体がい

手となる場合がございますので、うちの経費となる場合になるのではないかなと思っておりますので、インボイスの発行が必要であればうちが求めることとなりますけれども、先ほど町長からの答弁もあったとおり、一般会計の支出については特例がありますので、一般会計は納税の義務、申告の義務がございませんので、町が取引相手の業者に、一般会計の場合ですね、求めることはありませんので、買い手方が免税業者であっても、課税業者になってくれ、インボイスの登録をしてくれというふうに求めることはございません。

一方、上下水道の特別会計についてでございますけれども、先ほどの町長の答弁の中で、相手方で個人であり免税事業者である場合があるということでもございましたけれども、上下水道の特別会計は従来から課税業者、消費税につきましてでございますので、当然インボイスを求めることもあるんですけれども、相手が個人の免税事業者であったりする場合には、個人にインボイスの登録を求めることは酷であろうと判断しておりますので、その方向で協議を進めているというところです。特別会計でその分は出さざるを得ないだろうというところで判断が進んでいるというところでございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴君） 私はですね本町が売り手となる場合、買い手となる場合、1個、1個聞く予定にしておりましたが、町長のほうから詳しくありましたので。

やはりインボイスに対しては、町内業者対応と事業者への影響を明らかにして事業所を守るように自治体は務めなさいというようなことがあるわけですね。ですから、今回、町長から、税務課長からありました答弁については納得をいたしたいということでございます。それでは、インボイスの件はこれで終わりにいたしますが。

次に、2番目に入りたいと思います、人口減少対策についてですね。過去10年間の人口推移ですね出生、転入、転出、死亡、人口数ですね推移を示していただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 過去10年間の人口動態についての質問でございますが、人口につきましては各年度の3月31日の数値を、転入、転出、出生、死亡の移動につきましては、各年度の4月1日から3月31日までの届出日で算出しております。年度ごとに、人口、転入、転出、出生、死亡の順に申し上げます。

平成25年度からですが、人口は1万4,190人。そのうち転入542人、転出635人、出生102人、死亡233人です。平成26年度の人口は1万3,933人。そのうち転入559人、転出638人、出生77人、死亡232人です。平成27年度の人口は1万3,805人。そのうち転入631人、転出629人、出生105人、死亡214人です。平成28年度の人口は1万3,488人。その

うち転入556人、転出703人、出生86人、死亡213人です。平成29年度の人口は1万3,277人。そのうち転入579人、転出588人、出生95人、死亡243人です。平成30年度の人口は1万3,062人。そのうち転入608人、転出626人、出生77人、死亡224人です。令和元年度の人口は1万2,880人。そのうち転入663人、転出674人、出生72人、死亡223人です。令和2年度の人口は1万2,675人。そのうち転入579人、転出594人、出生54人、死亡225人です。令和3年度の人口は1万2,331人。そのうち転入393人、転出563人、出生66人、死亡229人です。最後に、令和4年度の人口は1万2,214人。そのうち転入905人、転出849人、出生59人、死亡226人です。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 数字をいただきました。

私の質問の中身、人口減少対策という趣旨でありまして、今、人口の10年間の推移をいただきましたが、やはり10年間で2,976人減少しているということでもあります。あと、転入が25年からすると、令和4年度まで542人から令和4年度は905人、転出が635人から849人。年度を追うごとに転入が増え、また転出も増えるということですよ。ちょっとこの数字が私はつかめておりません、どうして転入、転出が毎年増えていくのか。ちょっと説明をいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 最近増えてきている理由としては、一番は外国人の転入が上げられると思います。

○6番（稲留光晴君） 出生数も、大崎町だけではないんですが、平成25年、令和4年度を比べますと半数近くまで出生数が減っている。死亡数は自然減ということで変わらないかなと思いますが。大崎町の人口減少対策としてこれまでの対策がございましたが、その具体的な対策、この10年間で効果ということについて町長の分析結果からお答えください。

○町長（東 靖弘君） 一番の人口減の要因としては、転入と転出、場合によっては転入が多いときもあったり、あるいは住宅政策やったときには転入が越えていきます。過去の例としてはそういったことでありました。

そういう特別な事業を実施した際にはそういった効果が現れるということと、毎年度死亡が200人を超えているという状況があります。220人とか30人ということではありますが、本当に亡くなる方が多い。そこは高齢者の方々ということになりますけれども、若い人たちが少ないので産まれる子供が少なくなっている。この差をなかなか埋められないので人口減少の要因になっているといえると思いま

す。

○6番（稲留光晴君） 若い方が少ないということで、若い方が少ないから出生率が下がってきていると、そういうようなことなんでしょうけども。どうして若い方が少ないんですか、そういう質問をさせていただきますけども。若い人を増やす、増やせば出生率も増えると思いますけども、その辺はいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 過去から現在までの一番の要因は、地元、大隅半島もそうですが、大学がないということも大きな要因であると思います。地元には鹿屋体育大学がありますけれども、多くの子どもたちは高校を卒業して、専門学校にしろ、ほかの大学にしろ、鹿児島市に行ったり、県外に相当出て行きます。それは大崎だけのことでなく、県内の自治体もほとんどそういった状況でありますので、大学等に進学して、卒業して帰ってきて就職先があるか、自分が好む就職先があるかという、なかなか期待に応えられておりませんので地元に戻ってこない人が増えてくる。都市部で生活するということが増えてくるということが、若年層が少ない要因ではないのかと思います。

その中でも自営をしたり、この地域に住みたいという人たちもいるわけですので、少数ではあっても、そういった人たちがいるということは御理解をしていただければと思います。

今の社会の風潮の中で、出生率が低下する要因の中で独身者が非常に多くなってきているということが上げられると思います。今後、日本の人口の40%には、いわゆる単身者といわれる方々がそれぐらいになるんじゃないかというような新聞記事も見たりしておりますが、現実にはそういった人たちが増えてきているということがありますので、そういったことをいかに解消していくのか、いかに婚姻に向けて支援体制を構築していくのかといったところが大きな課題になってくるのではないかと思います。

○6番（稲留光晴君） 今、町長から、大学の件を言われました。本町に若い人たちの婚活、今もやっていらっしゃるのかな、それで大崎町に住んでいただく、定住化すればですね、それは大人数というわけにはいけないんでしょうけども、ちょっとそこあたりを町としての分析をお聞かせいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） こちらは広域的に大隅5町でそういった支援体制を講じておりまして、定期的にやっております。

実際大崎町に住んでいただいた方々もおられますので、一定の成果はあるのではないかと思います。

○6番（稲留光晴君） 町長のほうに人口減少対策に対しての対策事業とか聞けば、いろいろ数えられないくらい私はあると思うんですよね。それに対する1個、1個の

分析を聞いても、そのときは人口が増えたりするというようなことをおっしゃいました。持続されているとは思いますが、本町はここ数年で一番子育て世代の予算を増やしたというような記事もですね南日本に記事が出ておりました。それはそれで、やっぱり人口減少対策に予算を取って一人でも増やそうと、そういうのが重要ではないかというふうに思っております。町長に詳しく、これはどうですか、これはどうですかと聞きたいところですが、次にいきたいと思います。

3番目の、皆さんにお渡しされているのは空き家及び放棄地となっておりますが、私は荒廃した農地対策についてというふうになっておりましたけれども、空き家と荒廃農地対策ですね、現状を、まず空き家のほうから示していただければと思います。空き家総数が幾ら、また補修をして住めるものか、解体になるのか、その数字があれば教えていただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 人口減少や既存建築物の老朽化、社会ニーズ及び産業構造の変化に伴う空き家等の増加は全国で問題化されており、倒壊の恐れなど地域の安全性の低下を引き起こすとともに、敷地が適正に管理されないことなどから、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を引き起こしております。

国が平成26年に制定しました空き家等対策の推進に関する特別措置法の中で、空き家等に関する必要な措置は市町村の責務と定められていることから、本町における空き家情報の把握については、平成28年度に町内全域を対象とした実態調査を行っております。町内の調査対象は1,587件で、うち居住可能470件、居住不可能322件、補修すれば居住可能195件、非空き家527件、物件なし64件、調査不能7件という結果で、空き家については調査時点で987件であり、人口減少が進んでいる現在ではさらに空き家が増加している現状と考えられます。

次に、農地の現状につきまして御説明いたします。農地の放棄地でございますが、本年4月末現在で再生可能な農地につきましては、田が51ヘクタール、畑が69ヘクタール、合計120ヘクタールで、約1,380筆でございます。また、再生困難と見込まれる農地が、田畑合計で38ヘクタールで、380筆でございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴君） 今、現状をいただきましたが、こういった空き家等は空き家バンクとか登録をしてくださいますと、少しでも空き家をリフォームして住んでいただくと、町内、町外からでもそうなんですが。空き家の現状に対してですね昨年度でもいいですが、空き家が何軒リフォームして、町外から住まれたとかそういうのがあれば答弁していただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 昨年度、令和4年度の空き家のリフォーム助成事業の実績

についてお答えさせていただきます。

昨年度は8件の申請がございまして、助成額としては332万9,000円助成したところでございます。なお、転入か居住者かというところまでは把握はしていないところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 本年度から空き家がですね危険廃屋じゃなくても補助が出るというような、町としてですね現状の空き家解体のそういう申し入れとかそういうのがあれば、危険廃屋も含めて示していただけますか。

○総務課長（上橋孝幸君） 令和5年度からの事業ということで、空き家除去推進事業というところを新規で行っているところでございます。

事業内容といたしましては、公共下水道区域内にある空き家を解体する場合、最大50万円、補助率は2分の1ですけれども、助成する制度です。なお、公共下水道以外にある危険廃屋、空き家を解体する場合は、最大25万円を助成しますよという事業でございまして、現在何件か御相談はいただいているところではあります。一定の条件を付している関係もございまして、実績としてはそこまで多くはないのかなと。現段階ではそういう利用状況でございます。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 下水道区域か、そうじゃないかということでも対応が当然違いますけども。

農地に関して、今、再生が不可能というようなことが町長のほうからありましたが、人が住まなくなって所有者が町外に行かれたりした場合は管理する人がいなくなる。荒廃地といっても、耕作を止めてしまった農地と、将来にも全然耕作をしないという農地があると思いますけど、その辺の農地を再利用してほしいというのは、やはり大崎町のリサイクル、再利用と。ごみのリサイクルの次に来るのは、私は農地のリサイクル、再利用ということではないかなとちょっと最近思うんですが、そこ辺いかがですか、町長。

○町長（東 靖弘君） 毎年6月から7月にかけて農業委員と農地利用最適化推進員による農地パトロールを実施しまして把握に努めております。再生可能な農地につきましては、利用状況調査を行いまして、貸し出しの希望があれば借り上げる農家を探しますが、農地の面積が小さかったり、出入口がないなど、耕作するには条件が悪いところが多いため解消に至っていないと考えております。答弁になっているかちょっとわかりません。

土曜日に国会議員との意見交換会がありました。そのときに耕作放棄地の増加に対しての国の対策、対応を質問をしてみました。私たちの地域も、日本全土ですけ

れども、非常に不便な地域も区画整理事業をやりながらどんどん、どんどん農地を増やしていただくという、これまでの対応はそういったことでありました。しかしながら、棚田があったり山際であったり、区画が小さくて不便なところも、まだ多々あると。そういったところを耕作放棄地として捉えられているけれども、それを農地として戻すのかというところを話もしたところでありましたけれども、国としても非農地扱いにしていくという方向で進めていく考えを持っていることでありましたので、土曜日にそういった意見交換会をしましたので、参考になればと思って説明をさせていただきました。

○6番（稲留光晴君） 荒廃農地利用活用促進交付金というのがあるんですが、その交付金に対する町の取組はおわかりになりますか。

○町長（東 靖弘君） 耕作放棄地に対する取り扱いでございますので、農業委員会局長のほうで答弁をさせていただきます。

○農委事務局長（相星永悟君） お答えいたします。

以前は、遊休農地の解消対策ということで国の補助事業を活用しながら耕作可能な農地に復元するという事業があったようですけども、現在のところ、町長部局におきましても農業委員会部局におきましても、取組はいたしておりません。

以上でございます。

○6番（稲留光晴君） こういった遊休地とか、こういったところを利用して飼料等の自給生産。今、畜産のほうでは、皆さん御存じのように、配合飼料の高騰ですね、今度も農林振興課のほうから補助金が示されたところですけども、とても焼け石に水というぐらい配合飼料が高騰していると。そこで、前も新聞紙上で見たんですけども、大隅地区とか鹿屋とかですねそういったところで集合企業体とかそういうのをつくって配合飼料等をつくろうじゃないかというような、ちょっと資料も見たんですよ。ですから遊休地に、一番栄養価が高いのはトウモロコシと、それをチップにしてつくっているという企業もありますけども、やはり自給をしなきゃ、これからは輸入品に頼ってはどうしようもないという時代だと思うし、また、お金だけ払えば買える時代でもない、そういうふうな指摘をされる学者もいらっしゃいます。まさに私もそういうふうに思っておりますが。本町とか近隣自治体が一緒になって畜産の町大崎町を盛り上げるためにですね配合飼料の自給自足と、生産に関してそういう計画等の考えはございませんか。是非、そこ辺を進めていただきたいと私は懇願するんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 1点は耕畜連携がありますので、今までも取り組んできておりますけれども、そういった事業を、既にやっていることでもありますけれども、粗飼料の確保といったところが難しい状況であるということは、今、我が国の課題で

ありますからそういったことも踏まえながら構築連携事業がいかにかできるのか検討していくべきことであると思います。

今、食糧自給率38%といわれておりますけれども、国産自給率を数字で表すという方向性で、飼料等については海外からの輸入であると、海外で育った、海外の水を使ったということで国産の自給率に換算されていないけれども、それを国内の自給率に置き換えて計算すべきだという方向性も出ていて、その中で、いかにトウモロコシをつくっていくか、あるいはそのほかの粗飼料等をつくっていくことをやっていかなければならないということがいわれております。畜産のトウモロコシの実生についても、それを進めていかなければならないという方向で、国政の中でその地域の中で国産の飼料自給率を高めていくということがこれからどんどん、どんどん進んでいくと思っております。御質問にありましたように、海外に依存することは非常に厳しい状況になっていることが常に発信されておりますので、そういった方向性を認識しながら、いかに我が地域でそういったことができるのか。広域的には経済連が堆肥を宮城県に送って、宮城県からわらを仕入れるといった方向性も実現されておりますので、畜産の飼料確保、農耕飼料確保といったところは極めて大きくて、今後の課題となっておりますので、いろいろと前向きに勉強もしてまいりたいと思います。

○6番（稲留光晴君） 是非前向きに検討していただきたいと思っております。

先ほど、私、聞き漏れをした件があるんですが。遊休農地で有効活用できるところ、何ヘクタールでございましたか。また、私はトウモロコシということしか言いませんが、水はけのいい、日が当たるところが一番トウモロコシはよく育つというところがございますけれども、そういったところで有効活用できる耕地での栽培というような計画等、本町として考えていらっしゃいませんか。

○町長（東 靖弘君） 農地の放棄地の件でございますが、本年4月末現在で再生可能な農地につきましては、田が51ヘクタール、畑が69ヘクタール、合計120ヘクタールで約1,380筆であるということです。また、再生困難と見込まれる農地が、田畑合計で30ヘクタールで、380筆ということであります。

そういった遊休農地を使って畜産の飼料となるトウモロコシ等の栽培の集団化といったお話かなと思っておりますが、非常に作物は地域性によって変わってまいりますので、その場所によってどうなのかということも考えていかなければならないところでもありますので、現在お尋ねになりましたことについては、これから何ができるかという考え方になるのかと思います。中国あたりからトウモロコシの輸入は難しいということが出てきておりますので、その中で畜産振興をいかに図るか考えたときに、そういったものの生産を奨励していく方向性は必要かなと思っております。

○6番（稲留光晴君） ちょっと遊休地とは関係ないかもしれませんが、今の私の提案ですね、来年度から使用が始まる農業公社ですね、そういったところの1つの案と
いいですか、こういう案があるんだけど議題としてですねそういう話ができるのか
どうか。町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 農業公社においては、農作業の受委託作業を主にやっていくと
いうことになってまいりますので、飼料等の梱包といったことも当然やっていくこ
とになりますから、そういった面では一定の役割を果たしていくということになり
ます。現在の畜産の飼養頭数の中でどのくらいの飼料が必要になってくるのか、そ
こは未知数でありますけれども、公社化していくので自給率の確保が少しでも進む
ような方向づけを持ちながら取り組んでいくことは必要かなと。

○6番（稲留光晴君） リサイクルの次は、是非、遊休地の有効活用ということで本町
で取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私のすべての質問を終わります。

○議長（富重幸博君） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本
日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時36分

第 3 号

6 月 1 4 日 (水)

令和5年第2回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和5年6月14日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（7番，8番）

日程第2 一般質問

日程第3 議案第28号 菱田小学校屋内運動場等大規模改造工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 平田慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	上野明仁
副町長	千歳史郎	建設課長	時見和久
教育長	穂園正幸	農委事務局長	相星永悟
会計管理者	西高和義	水道課長	本松健一郎
総務課長兼 企画政策課長	上橋孝幸	教委管理課長	岡留和幸
商工観光課長	竹本忠行	社会教育課長	鎌田洋一
町民課長	谷迫利弘	税務課長	川越龍一
環境政策課長	松元昭二		
保健福祉課長	岩元貴幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	宮本修一
調査係長	松元幸紀
議事係長	上床就路
庶務係主幹	隈本紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、神崎文男君及び8番、宮本昭一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（富重幸博君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。

まず、11番、中倉広文君の質問を許可いたします。

○11番（中倉広文君） 皆さん、おはようございます。

私は、今回水田活用直接支払交付金の畑地化促進事業について、有機農業推進について、そしてマイナンバーカードの活用についての3件について質問をいたします。

まず、水田活用直接支払交付金事業の畑地化促進事業についてお聞きします。さきの一般質問で取り上げましたが、水田活用直接支払交付金事業の改正に伴い、2022年から2026年までに水張りがなされない水田に対しては、この交付金事業の対象外となります。対象となる水田は、これまで湧水や雨水等で水稻を作付けしていた、特に山間部の水田であり、過去の町長の答弁で、本町への影響は耕作者463名で約141ヘクタールあり、交付金額で年間7,400万円の減額が推測されることですが、用水施設が施されていない現状で、水張り水田として復帰することがとても困難な圃場の維持、活用法について、水利組合等で新たに用水施設が設置されない場合は、当該圃場は畑地化し高収益作物へ転換するか、あるいは何もしない場合はいずれ荒廃地になってしまいますので、担当課とも十分協議いたしたいとの答弁がございました。私も、当該地域の実情を認識している者として、その対応策について幾つか提案をさせていただきましたが、この課題について、担当課との協議を経て、現在までにどのような取組が行われているのかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

水田活用直接支払交付金の制度見直しから現在までの取組についてのことです。中倉議員も御承知のとおり、令和3年12月に、農林水産省が水田活用直接支払交付金制度における交付対象水田の見直しが公布をされ、令和8年度までに

一度も水張りを行わない農地については、令和9年度以降は交付対象外とし、転換作物が固定化している水田は畑地化を促すとの方針が示されました。

この公表を受け、全国の農業団体はもとより、国会でも制度見直しに対する反対の声が上がり、同時に、水張りの定義に関する議論が重ねられてまいりました。その結果、今年1月に農林水産省より水張りの定義について、水張りとは水稲作付により確認することとされ、例外として湛水管理を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生しないことを証明できる水田を、引き続き交付対象とするとの説明があったところです。

この説明を受け、今年2月に開催した農政座談会を通じ、水田農家に制度見直しに関する説明を行うとともに、農政座談会に出席できなかった水田農家に対して制度見直しに関する資料を送付し、さらに令和5年度の交付金申請の際においても水稲作付が可能であるか確認し、作付が難しい圃場を有する水田農家に対し畑地化促進事業の説明と要望の有無について確認してまいりました。なお、農林水産省の畑地化促進事業の要望とりまとめに関しては、第1回のとりまとめが今年3月に行われ、本町においても2月末時点での要望をとりまとめ、農林水産省に提出しているところです。

以上が、制度見直しから現在までの取組となります。

○11番（中倉広文君） 農政座談会等でも報告があったということですが、準備段階ではあろうかとは思いますが、私を知る限り、対象となる住民の間では余り危機感が感じられないといえますか、そういった感じで、場合によっては、もう後継者もいないので、あとはどうにもでもなれよというよというような諦め感さえ感じるところがあります。本町の農村環境、その景観形成に少なからずとも影響を与えますし、SDGsの観点からも再考しなければならない問題でもあります。

いろんな課題があろうかと思いますが、畑地化事業の課題をどのように捉えているかについて幾つかお聞きします。事業遂行に当たって、まず、先ほど農政座談会というような話もございましたけれども、関係する地権者、耕作者、そういった方々の意識をどのように、先ほどいろいろアンケート等もあったということなんですけども、把握、向上させていくかについて聞きます。先ほどの座談会もですが、もう少し積極的な取組といえますか、そういった関係者に集まってもらって手法とか問題点とかをやはり執行部共々協議をして前に進んでいかなければいけないのかなというふうに思います。こういった、対面して様々な疑問に答えていくということとは必要でないかと思えますけども、町長いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 確かに制度が大きく変わりますので、そしてまた、耕作者自体が5年後不利益を被るといったことも発生するわけでありますから、そういったこ

とを念頭に置きながら、農政座談会等においてそういった説明をしている。しかしながら、欠席者の方々にはこう変わりますよということで書類も送付しているという状況でありますけど、解釈するのがなかなか難しかったりということは当然出てまいります。そこらについては十分説明する必要があるかなと思いますが、農政座談会にどれぐらいの人が出席して、あるいは出席しなかった人はどれぐらいだったのかということも含めながら、再度、制度が変わっていくことについては周知していく必要があろうかと思っております。私からの説明は以上であります、農政座談会等での状況はどうであったかということは担当課長のほうで説明をさせていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） 農政座談会での状況ということでございますが、毎年2月に座談会を開催しているわけですが、対象者に周知を図って行いますということなんですけども、なかなか参加率も少ない状況でありまして、参加されなかった方々につきましては資料等で全員に周知を図っていたところでございます。

以上です。

○11番（中倉広文君） これまでの周知については確認をしたところです。

また、それぞれ課題についていろいろと提案をさせていただきます。耕作者が借地をしている場合、そういった圃場については交付金が該当しなくなるのであれば、地権者に返そうかというような話が出ています。また、実質的な離農者といえますか、この圃場は荒れてもかまわないよ、私の代で終わりだから荒れても構わんよというような人もいらっしゃると思っておりますけど、こういった圃場について、これは農業委員会も関係するのかもしれませんが、農地の集約集積、担い手への委譲といったことが必要になってくるんじゃないかなと思いますが、このことについて見解を答弁ください。

○町長（東 靖弘君） 対象外水田になるのであれば、借り手としては農地を返そうかという状況が発生すると、そういう声も聞くということでもあります。耕作放棄地になっていくことは一番案ずるところでありますので、対象外になって耕作者が借りていく、次なる段階でどういう手立てがあるか、そういった次に向かっての圃場の在り方の対策を取っていく必要があるのかと思っております。

今まで転作があって、転作に基づいて交付金が交付されて、それが農業生産者が農業を営む場合の1つの原資にもなっていたということでもありますので、それが途絶えるということで次なる手を、高収益作物をどうやっていくのか、圃場整備事業をどうやっていくのかということが大きな課題でありますから、そこらの解消に向けての対策について真剣に考えていかなければならないと思っております。

○11番（中倉広文君） そこで、借り手のいない圃場、なかなか担い手が見つからな

い圃場については、もし、そこが耕作可能な圃場である場合には、現在進めておられる農業公社による自主事業を実施して、公社の運営費の一助にするべきじゃないかなというふうに思います。この自主事業を行うことは、公社が受託作業等で使用する農業機械の有効利用だけじゃなくして農業研修とか、町長がよく話される滞在型のリサイクル研修、農業体験なんかに活用できると考えますし、一番大事なことは、自立した公社の運営を目指す、ここが一番大事じゃないかなというふうに思いますので最善な取組になろうかと思いますが、その考えについてはいかに考えますか。

○町長（東 靖弘君） 離農者の増加や担い手不足により、結果的に借り手が付かない農地が発生することは、景観のみならず耕作放棄地が発生した地区に少なからず悪影響を及ぼすことも想定されます。

耕作放棄地の抑制は、今回の制度見直しにかかわらず大崎町の農業を持続可能なものにするという点で避けられない課題かと考えております。議員も御承知のとおり、現在、持続可能な大崎町の農業の実現に向けた取組として、農業公社の設立に向けた準備を進めているところですが、この協議の際においても、農地を活用した都市・農村交流や農業公社を主体とした耕作放棄地を集約集積し自主事業を行えないかということについて検討もいたしました。結果として、令和2年度農業経営基盤強化促進法の見直しにより新たに設立される農業公社自らが農地を保有することができなくなったため、公社が利用した自主事業を実施するためには、農地中間管理機構などとともに新たな協議会を設置する必要性が生じたことに加え、公社設立直後は安定運営させることが最も重要であり、安定運営がなされた後に人員を増員し、新たな自主事業に着手するべきとの判断に至ったことから、現在、登記に向けた準備を進めている農業公社の定款においては、主たる事業として明記をしておりません。しかしながら、近く設立される農業公社は、持続可能な大崎町の農業を実現するに当たり、行政と密接に連携し相互協力する新たな担い手となることから、その行政と公社の双方の役割などを確認しながら、これらの事業の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（中倉広文君） その部分についてもいろんな課題があろうかと思いますが、今後、そういった方向で着手できるのであれば、できるだけその方向で自主事業ができる方法で、そして、町長はかつて農業実践についてはものすごく関心が高いし価値があるというような答弁もございましたので、是非ともそういった取り組むに向かっていただきたいと思います。

それから、また課題ですけれども、もしここを畑地化する場合には、これまで例

えば水利費、ここは用水が来ない圃場だと仮定しておりますけれども、配水地区として水利組合、土地改良区等で登録されている場合には配水費としてある程度、少額ではございますけれども水利費が発生しておりますね。もし畑地化した場合にはそこをまた除外しないといけないのかなというような手続も出てこようかと思っておりますけど、そういった水利組合、土地改良区との協議ということの必要性についてはどのように考えておりますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

事業を進めるに当たっては、水利組合に限らず関係者との協議が必要となると考えております。これら関係者との競技も含め、本格的な事業実施前の調査、事業の中に必要な準備や課題の抽出などを行えばと考えているところであります。

○11番（中倉広文君） 団体によってどうなるんだろうというのがやっぱり疑問ですね、持っていらっしゃいます。だから、そういった情報提供というのは早い段階で出していただいて、こういった方向で進める計画であるということを伝えていただきたいと思っております。

国が定めている畑地化支援金について、次お聞きします。この畑地化の要件について、何を持って畑地化したと認定するかについて、まずお答えをいただきたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 何を持って畑地化したと認定するかということでございます。

計画認定時点で畑地化が認定されるということではよろしいのではないかと思います。

○11番（中倉広文君） 計画の中身の詳細について、もしわかっていたら御答弁ください。

○町長（東 靖弘君） そこにつきましては担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） 計画の詳細について、推進計画に位置づけられた地区が優先配分されること、受益面積要件が5ヘクタール以上あったこと、地域における連携、供給体制の構築が必要であることから、県内でも申請している地域は少ないところでございます。

なお、水田農業高収益化推進計画に基づく畑地化推進事業は、基盤整備事業の事業費を国が負担するなどにより、広範囲で多額の支援を受けられるということでございます。

以上です。

○11番（中倉広文君） 今、担当課の説明がございましたけれども、5ヘクタール以上の連単ですか、こういった要件があったんですか。確認します。

○農林振興課長（上野明仁君） はい。そのとおりでございます。

○11番（中倉広文君） そういった要件等について、やはり関係者の皆さんにしか

りと提示していただきたい、周知していただきたい。いろんな報道等によって関係者の皆さんも一喜一憂じゃないですけど話をされております。支援金について、例えば畑地化にすれば一括金で幾ら、幾らだよというような、いただけるんだよというような話が先行してしまっているところもございますので、畑地化の要件についてはしっかりと周知をしていただいて、こういった要件がございますということで周知をしていただいて、こういった選択をされるかということに進んでいかないと、そのときになってからそんなはずじゃなかったと、皆さん嫌な思い、大変な思いをされるので、そこについてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

引き続きですね、先ほど町長からもありましたけど、高収益作物というような言葉がございましたが、高収益作物の定義について、高収益作物って何ですかということについてわかってたら教えてください。

- 町長（東 靖弘君） 農業生産の中で広く消費されるということが大きな要因なのかんと思いますけれども。生産性を上げていく中で、例えば圃場整備事業を実施した後に選定する作物として高収益作物、そこは収益性を上げていくということになりますので、そのことによって鹿児島県の計画では葉ネギ、サツマイモ、里芋、キャベツ、タマネギ、そういったものが高収益作物に指定されていると認識しております。
- 11番（中倉広文君） 本町が高収益作物を、例えばこの作物を認定するという事、その作物は決定しているんですか。そこについて確認させていただきます。
- 町長（東 靖弘君） その点につきましては、曾於地区において畑かんセンターを中心に高収益作物の推進がなされていると思っておりますので、本町の場合が決定しているかどうか、作物が決定しているかどうかということでございますので、そこについては担当課長のほうで答弁させていただきます。
- 農林振興課長（上野明仁君） 高収益作物の認定につきましては、既に県の計画において示された高収益作物以外の作物の認定を受けるためには、推進体制と具体の作物を示した上で県と協議をしまして、県計画に示される高収益作物として得られた上で農林水産省の認定をもらう必要がございますので、それによって認定されることとなります。
- 以上です。
- 11番（中倉広文君） 県と協議を経てということで、結構複雑なプロセスがあろうかと思えますね。単純にいろいろ示されている例えば野菜であったりとか穀物類であったりというのが参考の例であったりしますが、そういったものをただつくればいいやということじゃなくて、ちゃんとしっかりと畑かんセンターなり県との協議の上で手続を進めていくということですね。わかりました。

高収益作物で今お聞きしていますので、次に、水田農業高収益化推進計画についてさらにお聞きします。全国各都道府県、この計画書については策定をされていると思いますけども、していないところもあるんですかね、私が確認したのは鹿児島県の令和3年1月策定分ですが、鹿児島県で推進計画については6品目、日置市と曾於市が作成主体になっている、これは令和3年1月分ですけれども。水田農業高収益化推進計画に位置づけられた産地の交付申請者が、当該産地において産地推進計画に位置づけられた作物を作付する場合は、支援機関の最終年度の翌年度まで畑地化の取組を行えば要件を満たすことにしていますとうたわれていました。いわゆる畑地化への取組の猶予期間があるということなんですが、現在、本町にそういった該当される生産者、あるいは生産団体がいらっしゃるのかどうか。あるいは、本町では本計画は見送って手を上げなかったのか、上げられなかったのか。そのことについてお聞きします。

○農林振興課長（上野明仁君） 現在、本町において該当する生産者がいるかどうかということですが、今のところ、本町にはございません。

以上です。

○11番（中倉広文君） 今後、そういった要件に見合う生産者、生産団体となることができるかどうかについてお聞きします。

○農林振興課長（上野明仁君） 要件に合う生産者となることができるかという御質問だろうかと思いますけれども、新たに計画を策定するとなれば、基盤整備事業等を実施するなどの要件を満たす必要がございます。しかし、計画策定自体は可能かと考えております。

以上です。

○11番（中倉広文君） 策定自体は可能ということで確認をいたしました。

いよいよ2026年までということで期限が迫る中で、こういったタイムスケジュールで進めていかれるのかなというふうに思うところなんですけれども、早急に着手する必要があると考えます。そのタイムスケジュールについて、具体的な取組とともに示していただければと思います。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○農林振興課長（上野明仁君） 大変すみませんでした。

タイムスケジュールにつきましては、あくまでも現段階の考えですけれども、まずは今年度中に事前調査などを行いながら、令和6年度においては国の補助事業の活用も念頭に、モデル地区において水稻に変わる新たな作物の栽培実証事業や販路調査などを行って、その結果、事業の成果や推進体制の構築などの見通しが付き、ほかの地区での横展開が可能と判断した場合には、令和8年度までの期間の中で他地区への横展開を図ることで地権者自らがそれらの農地の将来について考え、さらに希望を持てるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○11番（中倉広文君） モデル事業を着手するということですね、それから販路調査等を行っていくことを確認いたしました。

モデル事業をされる事業実施者はどのように選定をされるのか。それから何地区ぐらいこの事業に着手できるのかについて教えてください。

○農林振興課長（上野明仁君） モデル事業の選定につきましては、特に新たな作物を選定するための栽培実証事業に当たりましては、制度見直しにより最も影響を受けるであろう地区に所在する農業者で団体等を構成していただき、委託先として選定できればと考えております。

なお、調査事業の実施地区につきましては、現在は1地区を想定しておりますが、同じ地区でも複数の農地で実証する必要があると考えておりますので、3箇所程度の圃場で栽培実証を行えればと考えております。

以上です。

○11番（中倉広文君） 団体等をつくる、1地区で3箇所ぐらいというような計画ですね。わかりました。

恐らくこのモデル事業については、本町のほうで委託をするというような形になるかと思いますが、その委託費についての算出方法、どういったふうに算出されるのか、そこについてお示してください。

○農林振興課長（上野明仁君） 現在考えておりますのが、試験栽培の委託に関して、基準としましては面積当たりということで考えております。また、圃場の条件などによって変更も考えられますので、詳細につきましては調査事業を進める中で検討していきたいと思っております。現在のところは面積で考えているところでございます。

以上です。

○11番（中倉広文君） 予算との関係もありますけれども、今、面積と言われました、3箇所ということですが、上限というのは今の段階である程度考えていらっしゃるでしょうか。

○農林振興課長（上野明仁君） 今のところ、50万円から100万円程度の予算を計

上する計画でございます。

以上です。

○11番（中倉広文君） 委託費についてはわかりました。

そうしたら、実施の段階になれば圃場改善をしていかないといけないというふうには私は思うんですね。現状では恐らく高収益作物、転植等をしてでも栽培はできないと思うんですけども。圃場改善方法についてはどうされるのか、例えば、1地区3箇所と言われましたけども、箇所ごとに工法を変えて試験をするのか。それから、経費については本町持ちなのか、工事事業者の選定は本町がするのか、そのモデル事業者がするのかということについて、それぞれお答えいただければと思います。

○農林振興課長（上野明仁君） 圃場の改善工法につきましては、調査事業を実施する中で検討していくこととしておりますけども、圃場によっては排水改善が必要になってくるかなと思いますので、そこでまた検討していきたいと思います。それらの課題が把握され次第、必要な措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

それから受益者に対する負担金につきましては、調査事業及び横展開事業の時点では受益者負担を求める考えは今のところはございません。

事業を実施する業者の選定につきましては、特にどこという指定はしていないところでございます。

以上です。

○11番（中倉広文君） どちらが決めるのかということをお聞きしました。モデル事業者が決定しているのか、予算は本町のほうで委託費を払うので本町のほうで決めるのか、そこをお聞きしています。

○農林振興課長（上野明仁君） 事業の選定につきましては、町のほうで選定いたします。

以上です。

○11番（中倉広文君） はい、わかりました。

作物選定は何を基準に、どういったふうに進めるのかとお聞きしたいんですが。これは先ほど畑かんセンターとの協議とありましたけれども、そういった連携で決めるのか。先ほど3箇所とありましたけど、それぞれ、やはり作物を変えて、試験ですから、モデル事業ですから作物を変えるのかどうか。どういった形で作物を決めるのかということについてお聞きします。

○農林振興課長（上野明仁君） 作物選定につきましては、必要な条件といたしましては土壌や日当たりなどの環境条件に加えまして、作物を栽培する際に必要な労働力であったり労働時間、さらには収益性などが重要になるかと考えております。した

がしまして、調査事業の中ではそれぞれの専門家の助言や指導を受けながら、これらの点を考慮した上で最も適した作物を選定していきたいと考えております。

以上です。

○11番（中倉広文君） 質問でも申しましたが、作物を変えるのかどうか。やはり、同じ作物をしてもどうなのでしょう、場所はもちろん違いますけれども、この作物のほうが収益性が高いよねというような比較をとるためには作物も変える必要があるんだけど、1箇所内で例えば作物を変えるとか、同じ作物じゃなくして。1箇所だけで例えば列ごとに作物を変えるとか、面倒ですけどそういった比較試験はする必要がないのかどうか、そこについてお聞きします。

○農林振興課長（上野明仁君） それにつきましては、今後また委託業者と相談しながら考えていきたいと思えます。

以上です。

○11番（中倉広文君） できましたら、せっかくモデルの事業ですので、そういった形で検証結果が明らかになるようお願いをしたいと思います。

この事業の販売について、どういった形で安定販売につなげていくか。なかなか事業者の経営の一環じゃないかというふうに割り切られるのか、それとも町が何かしらそこまでサポートをするのかについて聞きます。

○農林振興課長（上野明仁君） 安定的な販売だという御質問ですけれども、事業が実施されるようになり安定的な生産体制が構築されたとしても、安定した販路が確保されてなければ事業の継続に大きな影響を与えると考えておりますことから、調査事業の時点で販路確保に向けた調査を行うとともに、生産者自らが生産の意義を感じられるように事業の継続性につながる仕組みの構築を目指してまいりたいと考えているところでございます。

○11番（中倉広文君） なかなか答弁が難しい部分もあったと思えますけれども。作付けする作物にもよりますが、できるだけ、本町が今いろんな事業を進めていますけど、そういったイメージとかコネクションをフルに活用していただいて、有利販売につなげられるように御尽力をいただきたいと思えます。

それから、横展開に入った場合、実施段階で圃場改善経費それぞれ必要になってくると思えますけれども、受益者負担というのはどういうふうになりますか。一定の本町からの助成、補助等を考えていらっしゃるのかどうか、そこについてお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 調査事業及び横展開事業の時点について、圃場改善経費の受益者負担を求めることは考えていないところでございます。

また、横展開事業を新たに他の地区が事業を実施しようとする場合においては、

希望される地区の圃場の状況等を踏まえて、支援の可否について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- 11番（中倉広文君） 今後協議をされて決定するということですね。できれば極力負担を求めることのないようお願いしたいと思います。それでは、この問題については以上で終わりたいと思います。

次に、有機農業の推進についてお聞きします。この問題につきましては、町長の6期目の公約であり、大方その内容についてはこれまでお聞きし、担当課共々勉強しながら進めていくように努力すると答弁をされました。

そこで、町長の公約である本町の有機農業の推進について、これまでどのような取組がなされてきたのか、そこについてお聞きします。

- 町長（東 靖弘君） これまでの取組についてということでございます。農業生産に由来する環境負荷をできる限り低減した生産方法を用いた農家に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付することにより有機農業への取組を支援しているところでございます。

具体的な実績としましては、土壌浸食を防ぎ有機物を加えて土壌改良に役立つとされるカバークロップ、緑肥を組み合わせ、慣行からの化学肥料の使用を5割以上低減させた農業者に対して交付金を交付しているところでございます。

以上です。

- 11番（中倉広文君） なかなか広がりが見えないといいますが、私も難しいということは自覚はしているんですけども。本町の恵まれた土地といいますが、4,000ヘクタールの土地を保有していますね。本町約100ヘクタールですか、その中の約40%がこういった農地だということで大変恵まれた環境でもございます。耕種畜産の連携も図られて、本町がリサイクルの一環で取り組んでいる生ごみ、草木等で生成された堆肥を活用した農産物の生産、こういった取組が、本町が行う循環型の町というイメージをPRできる最たるものじゃないかというふうに、これは再三申し上げております。循環型の町としてインパクトのある、こういったストーリー性を持った大崎の特産品、ブランド、これからの本町にとって必要な取組だと思っておりますので、是非とも着手をしていただきたいと思っております。

これまで幾度となく示された、町長からもありましたけれども、サーキュラービレッジ構想ですね、エコタウン大崎のネーミングに合致した取組です。是非とも実践していただきたいと思っております。その中でですね、町長、進め方についていろいろ手をこまねいている部分もあろうかと思っておりますけども、課題についていろいろとまた検討していきたいと思っておりますが、町長の公約を進めるに当

たって、実際どういったことが課題になっているのか、現在把握されていることがありましたら答弁してください。

○町長（東 靖弘君） 有機農業の推進についてということは、先般の町長選挙の立候補に当たって公約として掲げさせていただきました。これについては何回か議論したことがありますけれども、我が国が2050年のカーボンニュートラルを目標としながら、我が国において有機農業の推進について生産物の25%、100ヘクタールを目標として有機農業を推進するという方向性は位置づけられているところがあります。2030年までにそれらの課題を克服しながら、あと20年間かけて2050年までに有機農業を推進することは国の方針かと思っております。

本町においても、先ほどもサーキュラービレッジ構想の御意見が出ましたけれども、循環型の農業を推進していくということは国の食料システムの中では当然取り組んでいかなければならないものであるし、だけれども大きな課題であると思えます。なかなか有機農業を進めていくハードルが高いということを非常に感じておりますが、有機肥料や減農薬、あるいは他の除草剤といったものをいかに有機肥料、減農薬を推進しながら他の除草剤等の取組等についていかに低減していくのかが上げられるところではありますが、今の課題といたしましては、本町の有機農業を推進しておられる事業者は一人か二人ということであります。過去におきましては数名おられたんですけども、生産に対する価格の問題がありまして、あるいは高齢で止めていかれた方々がおられるところがあります。しかしながら、推進する上で有機堆肥、減農薬を推進する中での作物をどう選定していけばいいのか、組織化をどうして進めていけばいいのか、生産されたものをどういうふうに活用していけばいいのか、その道筋がなかなか見えないところで、先ほども販売という意見が出たところでありましたけども、取り組みたいという中でなかなかその方向性を示されていない現状でありますので、前向きに取り組んでいくということしかないのかと思えます。

○11番（中倉広文君） なかなか難しい部分は私も理解していますが、最初から純然たる有機農業を目指していくと、どうしてもハードルが高いので、例えば、今、本町がおかえり環ちゃんのようなああいったリサイクルの副産物ですね、そういったものを活用して、少しでも活用して圃場に投入する、そういった中で有機農業の理解を少しずつ高めていく、広げていくというような手法、そういった取組をやった方がいいんじゃないかと思えます。最初から高いハードルで有機農業を求めていくと、どうしてもなかなか採算性の問題とか、栽培技術の問題とかいろいろ出てきますので、できれば、まず簡単なところから、そういった手軽なところから少しずつ有機資材を活用していくというような提案でやっていく方法もあるかなというふうに思

いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどおかえり環ちゃんの見意見が出たところでありますが、本町が特出する中で家庭の食物残渣、草木を発酵させて有機堆肥をつくっておりますので、現在もそれは使用されているわけでありまして。これが利用しやすいようにペレット化という形に進んでいくと非常に畑地、水田への還元をやりやすいのかなと思っておりますが現時点では袋に入っているという状況で、しかし、利用率は非常に高いということがあります。純粹に有機肥料でありますので、本町の有機堆肥を使いながら作物を生産することは、ペレット化のこともお話ししましたけれども、そういったことが進んでいけば非常に推進しやすいのではないかと考えているところでございます。

一番私が思っているのは、水田農業で利用していけないかなと、一番手っ取り早いのではないかと思います。本町は水田も多くて米どころであります。そういった有機堆肥を使いながら米を生産していく、それを販売していくというやり方、その手法を講じることができればと思っておりますので、こちらについてはいろいろと勉強をしながら前向きに取り組んでいきたいと考えています。

○11番（中倉広文君） 肥料のペレット化の提案がございましたけれども、大変いいことだと思います。私も農業をやっていて、非常に取り扱いやすい、散布しやすい、そういった形状でございますので、できましたらそういった形でペレット化を推進していただければ、利用者もどんどん、どんどん増えて有機に対しての理解というものも深まるんじゃないかなと思っております。

今、水田からというような話もございましたけれども、私も水稻をつくっておりますが、米の話になるとちょっと熱くなるんですけども、町長は過去に学校給食についてこういったことができないだろうかという考えがありましたが、給食への利活用ということについて、今後どのように考えておられますか。

○町長（東 靖弘君） 学校給食で活用できればということで申し上げたことはちゃんと記憶しております。野菜類については学校給食に地元の生産農家が提供しておりますけれども、米についてはなかなか実現できておりません。

現在の学校給食においては無洗米を使用されているということもあつたりして、なかなかそこをどういうふうに解決していくのかがありまして実現ができていないところでありまして、しかしながら、地元のお米、地産地消ということがありますので地元の米を使いながら学校給食に提供していくことが一番子どもたちにもわかりやすい、そういう方向性がありますので教育長ともそういった方向性を確認しながら今後も進めていきたいと思っております。

まず、そういった米を生産する農家の方々が有機堆肥、減農薬でどれぐらい参加

される方々がおられるのか、それに対して組織がつくれるのかという課題もあります。現在、1週間に2回、米飯給食があります。これを1年間通してしたときに、米をそれだけ供給できるかという大きな課題もありますので、まずできることとして週1回で提供するような組織体制をつくっていく、何らかの課題を捉えながらそういう手法を議論していくことが、まずやらなければならないことではないかと思えます。無洗米のことにも触れましたけれども、こちらは生産者が生産された米を専門のところをお願いして無洗米とするということではできないかと思えますので、教育長とも昨日もそういう話をさせていただいたところであります。

全国の状況を調べてみたんですが、有機肥料を使いながらの米生産の中で学校給食に提供しているところが、一番この米が利用されているのは学校給食では3.9%というデータがあったのを見ました。どの地域も地産地消で子どもたちに地元の米をとということで、どの地域でも、どの自治体でもそういう思いがあって普及に努めているということでもあります。今まではやりたい、やりたいと思っておりましてけれども、これをより一歩前に進めて、有機肥料を使った、そして減農薬で米を生産していくことを前段に押し出しながら、教育長と協議を進めてまいりながら、どこかの時点で実践できるようにやっていきたいと考えております。

○11番（中倉広文君） 町長の強い意志が感じられましたけれども、できるだけそういった形で、一番わかりやすい取組だと思えます、学校給食への活用というのはですね。つくるほうも食すほうもやっぱりいろんな形で有機農産物に対する理解というのが深まるんじゃないかなと。本町の飲食店等にもそういった呼びかけをしていただいて、活用をやっていただくというふうに進めていただければと思います。

あと、これは生産段階の話ですけれども、我々農業者にとってはいろんな農産物認証制度というのがございます、有機資材を使った取組、あるいは減農薬、無農薬、いろんなタイプがありますけれども、そういったK-GAP、J-GAP、あるいはJAS規格、日本の規格もございますけれども、そういった高いレベルのものまでいろんなタイプがありますが、そういった認証取得を促すため、何らかの支援を本町でやっていただけないかなと。これが有機農業への関心が盛り上がる取組の1つではないかなというふうに私は考えるんですが、このことについてはいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 本町におきましては、鹿児島県農林水産物認証K-GAPを取得されている農業者が、法人を含めて4名ほどおられます。また、その上のランクの認証制度J-GAPを取得されている農業者も数名いると聞いております。

毎年更新ですので、現在も取得されている農業者、今後新たに取得される農業者も含めて認証手数料の支援については前向きに検証してまいりたいと思えます。

○11番（中倉広文君） 是非ともよろしくお願いをいたします。私も関係者の一人ですのので有機農業の普及拡大に尽力いたします。町長以下、執行部の皆さん、そして関係者の皆さんの英知を結集して、さらに前進していただきたいと思います。

引き続き、マイナンバーカードの活用についてお聞きします。現在、様々なトラブルですねこういったことが指摘されておりますが、もともとこの制度は国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現、この3つを実現するため導入されたものでございます。本定例会初日に行政報告で町長からも報告がありましたけれども、マイナンバーカード直近の交付率、申請率と合わせ、本町の交付率等の目標値があったはずですけども、その目標値に対しての現在の達成率がわかれば示してください。

○町長（東 靖弘君） マイナンバーカードのこれまでの利用状況についての御質問でございます。まず、本町の申請と交付の状況をお答えいたします。

5月31日現在の本町のマイナンバーカードの申請件数は1万1,504件でありまして、交付件数は1万382件で、交付率は83.40%でございます。鹿児島県の交付率が78.34%で、全国の交付率は72.42%となっております。

交付率の目標値でございますが、国は国民一人一人にマイナンバーカードが行き渡ることを目標として、交付率100%を目指すとしております。本町におきましても、最終的には100%を目指して取り組んでまいりたいと思います。

○11番（中倉広文君） 目標値は100%ということわかりました。本町の83.4%ということで達成しているということでもあります。

大分交付率、取得率は上がったようですが、そこで、現在、住民が身近に感じるサービスについて、どのようなサービスに現在活用されているのかについてお示してください。

○町長（東 靖弘君） 現在の活用でございますが、マイナンバーカードで利用できる本町のサービスといたしまして、住民票等のコンビニ交付を令和4年10月に、庁舎の窓口での交付を本年2月に開始しております。

○11番（中倉広文君） コンビニ交付の紹介がございましたが、このサービスについては大変住民からは関心度が高いのかなというふうに思いますが、コンビニ交付について、その他のサービスについてもですけども、もし、本町でその利用状況がわかるのであれば示していただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 現在の利用状況でございますが、6月6日現在でコンビニ交付が595件、庁舎窓口交付が71件という状況でございます。

○11番（中倉広文君） 大分活用されているなというふうに思いました。住民の皆さんからも、土日役場が休みだったら便利だよねというような話で、そういった話も

聞いたことがございます。大変いいサービスかなというふうに思っております。

冒頭に触れましたが、マイナンバーカードに係るトラブルが報道されておりましたが、本町でそういったテレビ、新聞等で報道されるようなトラブルについて確認がされていないかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） マイナンバーカードを巡っては、他人の公金受取口座が登録されたり、あるいはコンビニ交付システムの住民票などが誤交付されるなど、トラブルが相次いでいるところでございます。本町におきましては、現段階でいずれの事案も確認していないところでございます。

○11番（中倉広文君） 確認されていないということですが、報告がないからというようなこともひょっとしたらあろうかと思いますが、こういったトラブルを回避するために本町でやっていた対応、あるいはどういったことに留意していたのか、もし、そういったところがあれば聞かせていただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 本町のトラブルを回避するための対応ということでございますので、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○町民課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

本町でのトラブル回避への対応ということなんですけれども、例えば口座の誤登録という事案が出てはきているんですけれども、そういう口座の登録については誤登録の要因というのは先に手続をした利用者のマイナポータルサイトを利用した後にログアウトをせずに、次の人が手続をして誤って他人の口座がひも付けられたということでございます。

現在は、本町は、自治体専用の登録サイトがございます、そこから入りまして登録の支援を行っております。その際、やっている作業といたしましては4点ほど注意しております。まず、利用者本人のマイナンバーカードであることで、それでログインをするということです。それから、口座情報に間違いがないか、それから入力した後、登録のボタンをちゃんと押したか。最後に、完全にログアウトしたかということ、職員と本人さんとお互いにそれぞれの段階で確認をし合って登録の支援を行っております。留意点としましては、最後のログアウトまできちっとしたかということに注意してやっているところです。

以上でございます。

○11番（中倉広文君） そういったことに留意をされていたということで、住民の皆さん、やはり報道にもものすごく影響をされていて、どうなるんだろう、使うのが何か怖いよねというような話もやっぱりあつたりしますので、今そうやってしっかりとした対応をされているということで安心しましたけれども、今後も留意をいただいて、住民の不安解消といえますか、そういったことに御尽力をいただければと思

います。

このような個人番号制度ですね、識別番号制度については、日本は割と先進国の中でも後発であるようです。海外でもいろんなトラブルがあったというふうにお聞きしますけれども、現在、厚生労働省のほうでは、自分の情報が正しく登録されているかどうかについてポータルサイトで確認ができるからやっていただきたいというような打診もしているようなので、私もそれを聞いて、だよねと思って確認をしたところなんですけれども。自分で確認をするということも、こういったトラブルを未然に防ぐ上で大事なことかなというふうに認識をしたところでございます。

マイナンバーカードの活用というのは、今、世界的にも進めているDXの流れの1つでありまして、今後もさらに利便性を追求した活用が望まれます。今後さらに、国、行政、国民の間で信頼関係が構築されていくことが不可欠でありますけれども、本町でこのカードの利活用について、さらにどういったことに使っていけるのか、可能性も含めてですね検討されているかどうかについてお聞きします。過去の質問の中で、国制度と併せて利用の促進について検討を行うというような答弁がございましたけれども、その検討内容、これまでの検討結果について、もしありましたら御答弁をください。

○町長（東 靖弘君） 現在、コンビニ交付を行っている証明書は、住民票、印鑑証明、所得証明、課税証明の4種類でございます。過去の答弁での検討内容、結果でございますが、当時実施しておりませんでしたコンビニ交付につきましては、本町の総合行政システムと連動しております部分につきましては、先ほど申しました4種類を導入したところでございます。

課題として、戸籍謄本等の交付を行っている自治体があるということは認識しておりますが、戸籍謄本を希望される方々もいらっしゃるということは事実でございます。そこについては対処できているわけではありませんが、戸籍謄本を交付する戸籍システムにつきましては、先ほどの総合行政システムとは別のシステムがありまして、このことから別のシステムを導入する費用が非常に高額であるところでございますので、国・県の財政支援の状況把握に努めながら、また、その動向を見て検討をしているという状況でございます。

○11番（中倉広文君） 4つのサービスをやっているということで、今、戸籍謄本等について町長からもありましたけれども、私も身近なところからそういったのが取れなかったというような話を聞きまして、早速ホームページ等で確認をして、だよね、近隣では鹿屋市が取り組んでいるなというようなことも確認をしたところですけど、今町長からありましたように別なシステムということで理解をしたところでございます。また、住民からの要望等も含めて今後また検討をしていただければと

いうふうに思います。

本当にこのサービス、いろんなことに各自治体、されていると思いますけれども、住民の皆さんに喜ばれるようなサービスの展開というのも今後またしっかりと検討をしていただきたいと思います。冒頭申しましたように、マイナンバーカードに係るトラブル報道が今続いておりますけれども、この取組はDXの流れ、この一環ですので今後さらに活用は展開されていくことと思います。トラブルのあった事案については早急に改善が図られ、国民の信頼回復に努められると思いますが、本町におかれましても、先ほど担当課からもありましたが、利用者に誤解を与えない工夫や人為的なミスを発生させないための対応、また、チェック機能をさらに充実しまして、よりよい活用法を模索していただき、これからも利用者にとってさらに利便性の高いツールとなりますように、せっかくこうやって普及をやっておりますので、そういった要望をいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（富重幸博君）　ここで、暫時休憩いたします。次は11時20分から再開いたします。

-----○-----
休憩　午前11時08分
再開　午前11時20分
-----○-----

○議長（富重幸博君）　休憩前に引き続き再開いたします。

次の質問者の前に、先ほどの中倉広文議員の一般質問に対する町長答弁の中で、学校給食における米飯給食の回数について訂正の申出があるということで許可いたしました。

○町長（東　靖弘君）　先ほど中倉議員への答弁の中で、米飯給食を週2回実施しているとお答えいたしました。週3回の誤りでございましたので、お詫びして訂正させていただきます。済みませんでした。

○議長（富重幸博君）　次に、3番、岡元修一君の質問を許可いたします。

○3番（岡元修一君）　この4月に、町民の皆さんからの付託を受けました。託された思いに応えていけるよう頑張っております。今日は、教育の町大崎の実現について、大崎町にぎわいづくり事業について質問します。

それでは、最初の質問に移ります。現在、大崎町を含め多くの自治体が人口減少の影響を受けて活力を低下させています。この厳しい状況の中で町の存続と発展を目指すには、何よりも魅力のあるまちづくりが必要です。町の魅力といえば自然や文化、歴史や伝統などをまず考えますが、教育面の魅力づくりも必要だと思います。そのためには、子どもたちの健全な育成を町全体で支援する「教育の町大崎」の実

現が求められます。

大崎町にある6つの小学校と大崎中学校では、児童と生徒が平等に学び、学力や体力だけでなく人間性も身につけます。そうして社会に貢献できる人になるように、我々大人は全力でサポートするのが使命だと考えています。

そこで、町長にお伺いします。3月の所信表明の中で述べられた教育環境の充実について、町としてどのように取り組んでいかれるのか、再度お示してください。これを最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 学校教育における令和5年度の所信表明につきましては、3月の第1回議会定例会で述べさせていただいたとおりでございます。子どもは未来を担う貴重な人材であり、子どもが描く夢に向かって挑戦していけるような環境をつくり出すことが、大崎町が持続可能なまちづくりであり続けるための重要な要素であると考えております。

そのために、大崎町総合計画の重点目標に「子どもの夢を育む町をつくる」を掲げ、学校教育の充実に努めているところでございます。特に令和5年度の学校教育におきましては、児童・生徒の快適な環境政策や安心・安全に学校生活ができるような対策を図るとともに、子育て支援の取組を推進してまいります。

施設環境の施策につきましては、菱田小学校の屋内運動場等の大規模改造工事や大崎小学校及び大崎中学校の特別教室等の空調整備設置工事などが主なものでございます。また、子育て支援といたしまして、本年度から小学校でも、入学時にかかる保護者の経済的負担を建言するための入学援助金の助成を実施したところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） 今お言葉をいただきました。

それでは、教育長にお伺いします。町長が3月に述べられた教育委員会の施策の中の令和5年度の学校教育で、鹿児島県の指針を踏まえて教職員の研修や支援体制を整え、これらの社会に求められる資質、能力を育成する事業改善を図ると言われております。子どもたちの成長や人間形成の重要な事件の対応を大崎町としてどのように取り組まれるか、具体的にお示してください。

○教育長（穂園正幸君） ただいま、教職員の研修及び支援体制、事業改善の本年度の施策についての質問でございます。

まず、鹿児島県教員等育成指標の改訂から御説明いたします。令和5年3月に、鹿児島県教員等育成指標が改正されまして、教職員のキャリアステージごとの研修で求められる資質が見直されました。また、教員免許更新講習の廃止に伴いまして、今年度から研修履歴カードの記入が求められるようになりました。このことにつき

ましては、各学校で本年3月と4月の2回にわたりまして職員研修で全職員に周知しているところでございます。

各学校では、教職員の経験年数に沿った研修や個人が学びたいと思う研修に関しまして、計画的に研修を受けさせております。研修内容といたしましては、管理職研修、初任者研修、特別支援教育、人権同和教育、ICTの技術研修、各教科研修と多岐にわたっております。町教育委員会といたしましては、各研修の申し込みの集約や県総合教育センター等への研修申し込みの呼びかけ、各学校の研修会での指導・助言などの支援を行っております。

教師の研修の支援につきましては、本年度初めて先生になった新採1年目の先生には、指導教員が計画的に指導を行っております。同じように、新採1年目の養護教諭や栄養教諭にも指導教員が指導を行っております。事務職員につきましては、毎月1回程度、学校事務支援室を開き、お互いに業務の研鑽をしながら教え合うような体制をつくっているところでございます。

また、小学校の英語につきましては、セット加配を配置し、1人の教諭が6つの小学校の英語の授業を行っております。これによりまして、各担任は英語の時間の半数を加配の教諭にやってもらえるため、学級事務の時間が確保できます。子どもたちにとっても専門の先生の英語の授業を受けるメリットがあります。

学力向上に向けた研修でございますが、各学校では大崎中学校の学びの共同体をはじめ、各教科における学力向上に関する研修を行っております。また、大隅地区研究協力校といたしまして、本年度は中沖小学校、来年度は大崎小学校で国語科の研究公開を予定しているところでございます。

町教育委員会が主催する研修といたしましては、管理職研修、授業力向上委員会、各係ごとの研修などを定期的に行っております。8月には、目白大学の中山教授をお呼びいたしまして、大崎町の環境教材による教育授業実践を進めるための学習スケジュールの講話を予定しているところでございます。また、ICTを活用した授業についても研修を行います。授業改善に向けて各学校でテーマを決めて、授業を伴った研修を進めておりますが、確かな学力の定着に向けて取り組んでもらっているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） 今のお話を聞きまして、大崎町も研修に向けて取り組んでおられると思います。

では、教員の支援体制の観点から、教員の働き方改革について、教育庁の考えをお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 教職員の支援体制、授業改善に向けて、働き方改革も踏まえ

て具体的にどのようなように行うかとの質問でございます。

教職員の支援体制につきましては、3点ほど考えております。まず、1点目は、ICTを活用した業務改善の支援でございます。学校では、多くの名簿を作成したり、通知表でありますとか学期末の成績処理に追われることがあります。全学校にスズキ校務というソフトを導入して作業の効率化を進めているところでございます。

2点目は、教職員を支援する人の配置でございます。特別支援教育支援員をはじめ、学習支援員、かけはしサポーター、ICT支援員、教育相談員などを配置しているところでございます。多様な子どもたちに多くの職員が関わることで、教師の負担を軽減しながら外部機関との連携で児童・生徒の心のケアを行っているところでございます。

3点目は、部活動の地域移行でございます。様々な課題があることから、本年度、検討委員会を立ち上げまして、大崎ならではの地域移行を検討してまいりたいと思っております。これは教員の業務改善でもありますが、生徒が専門的な指導を受けるよい機会になるとも考えております。

また、授業改善についてでございますが、本町では、先ほども申し上げましたが、大崎中学校が研究してきました学びの共同体を中心に、全校で子ども主体の授業づくりに取り組んでおります。現在、1人1台タブレットが整備されましたので、タブレットを活用した授業を行っております。令和4年度は、持留小学校で地区の研究公開を行いまして、タブレット等を活用して研究の成果を発表いたしました。本年度は、11月に中沖小学校で地区の研究公開を予定しております。今年の8月には、小中学校の全教員を対象にしたICTの研修会を計画しております。学校を休んでいる児童・生徒も授業を受けられるリモート授業や、授業を録画したオンデマンドを活用した授業など、新しい方法を取り入れられるような研修も計画しているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） 今の教育長のお話の中で、支援体制で特別支援員を全校に配置されているとお聞きしましたが、各学校ごとに人数がわかれば教えてください。

○教委管理課長（岡留和幸君） ただいまの御質問ですが、特別支援員ですけれども、各学校にどのような人数が配置されているかということでございます。

大崎小学校におきましては5名の先生方に入っております。菱田小学校が2名、現在1名になっておりますけれども、4月時点では2名でございました。中沖小学校が1名、持留小学校が1名、大丸小学校が2名、野方小学校が1名、大崎中学校が3名でございますが、うち1人は学習支援も兼ねておりますので、以上、

15名の方が各学校で配置をして先生方のサポートに回っていただいております。
以上でございます。

○3番（岡元修一君） それでは、特別支援員のできる仕事とはどういうことがありますか、学校内で。

○教育長（穂園正幸君） 特別支援員の主な仕事ですが、困り感のある児童・生徒がおりますので、例えば学習に困っていたり、ノートを記録するのに困っていたりと、困り感のある子どもたちに寄り添って、その支援員の先生が指示をしていただいたり、ここに書くんですよとか具体的に、先生のお話があれば、その話を今説明があるところを聞いてごらんというような形で寄り添って支援をしていただいております。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） それでは、現在の大崎町の各小学校の児童数と学級編成、将来の児童数予想と学級編成数予想を、教育長、お示してください。

○教育長（穂園正幸君） 町内の各小学校の児童数及び学級編成、将来の児童数及び学級編成の予想についての御質問でございます。

6月1日現在の児童数と学級数について説明いたしたいと思います。大崎小学校は、児童数320人、通常の学級12学級、特別支援学級5学級の計17学級でございます。菱田小学校が55人、通常の学級が5学級、3・4年生が複式学級でございます。特別支援学級2学級の計7学級でございます。中沖小学校は50人、通常の学級6学級、特別支援学級1学級の計7学級でございます。持留小学校は26人、通常の学級3学級、全部完全複式の学級でございます。特別支援学級1学級の計4学級でございます。大丸小学校は62人、通常の学級6学級、特別支援学級2学級の計8学級でございます。野方小学校が77人、通常の学級6学級、特別支援学級2学級の計8学級でございます。

これからの児童数と学級編成の予想についてでございますが、現在の国の学級編成の基準につきましては、例えば1・2年生の場合は合わせて8人以下、3・4年生、5・6年生の場合は、それぞれ合わせて16人以下であれば複式学級となります。また、2年生、3年生あるいは4年生、5年生などの変速複式の場合は9人以下となるなど、県の学級編成の取り扱いについての要素も考慮されることもありますことから、現段階では複式学級の予想をお答えするのは難しいのではないかなど考えております。

しかしながら、本町の5月24日現在の年度別の出生によりますと、6小学校への入学全児童数を見ますと、令和6年度入学児童が全体で93人、令和7年度は79人、令和8年度が71人、令和9年度が56人、令和10年度が70人、令和1

1年度が59人と、年々減少傾向に推移してまいりますことから、各小学校においては年度によっては複式学級あるいは単式学級になると予想されております。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） 現在と将来的数字について、教育長はどのような感想をお持ちでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど数字を申し上げましたが、子どもの出生が年々少なくなってきたというのは、人口減少とともに、今、そういうふうになっているのかなと思っているところでございます。

ただ、子どもたちがおりますので、子どもたち一人一人を大切にしながら教育の支援をしていって、立派な子どもたちに育つように学校教育、社会教育面で頑張っていきたいなと思っております。

○3番（岡元修一君） 今、上げられたとおり、だんだん小規模化となると推測されます。学校の小規模化が進むと、教員の配置や教育内容に影響が出て、学習環境が劣ってくるという可能性もあります。

それでは、単式、複式学級それぞれの担当教員の労働環境の違いを、教育長、お示してください。

○教育長（穂園正幸君） 教職員が担当する単式学級及び複式学級における労働環境の違いはという質問でございます。

まず、授業につきましては、複式学級は1単位時間、小学校でありますと45分間ですが、その時間に2つの授業を、2学年を行いますので、授業の準備が、単式学級の2倍になるということ。一方で、単式学級の場合は、複式学級よりも児童数が多いですので、テストの点数の採点あるいは個別指導など、複式学級よりも負担が多くなると考えます。日記を宿題に出した場合には、単式学級の教諭は多くの時間を費やしてコメントを書いている姿も見られます。

次に、校務分掌の校内の仕事についてでございますが、複式学級の学校は、先生の数が少ないために1人でたくさんの分掌を持つこととなります。そういう意味では報告物等の負担は大きくなると思います。一方、単式学級は1人の校務分掌は少なくなりますが、職員への共通理解を図るために細かい会議資料の作成と様々な会議が設定されておりますので、口頭で簡単に説明できる複式学級に対しまして、会議を開いて説明をする単式学級とでは時間的な束縛という点では単式学級の負担が大きくなるのではないかなと考えております。

続いて、学期末の事務処理でございますが、事務処理の内容は、どちらも同じですけれども、単式学級のほうが負担が大きくなると思っております。通知票を書くだけでなく、学級会計の処理、出席簿の管理、児童の作品処理など、児童・生徒数

が多いほど負担が大きくなります。

最後に、職員の出張等のサポート体制でございますが、出張等で職員が学校から出たときの学級の補供対応につきましては、教職員の数が少ない複式学級がある学校のほうが負担が大きくなると思います。管理職などがサポートして、子どもたちが自習にならないようにしております。

このように、単式学級と複式学級を比較した場合に、観点によって労働環境の違いが見られますので、チーム学校、組織としてできる支援体制を整えていくことや、あるいは地域の力を借りまして地域学校協働活動などに生かしていくことが大切だと考えております。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） 複式学級を担当する教員は、学級を編成して授業をするために、より多くの工夫や支援が必要になる場合があると考えられます。私の思う教育の町大崎とは、学校だけでなく家庭や地域、そして行政も一体となって一步踏み込んで子どもたちの学舎成長を応援する町です。そのためには、学校教育の質や環境を向上させることが重要です。

先ほどの説明からわかるように、大崎町では単式学級と複式学級が混在しており、教員や児童にとって様々な問題が生じています。教育長にお尋ねします。複式と単式学級で学ぶ子どもたちに、学習の深度や理解度に差は生じないでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 複式学級及び単式学級で学ぶ子どもたちの学習の深度あるいは理解度に差は生じないかとの御質問でございます。

どの学校も教育課程がございまして、その教育課程に基づいて年間指導計画を作成し、その学年で学習しなければならない内容をその学年で計画的に学ぶようにしております。同じ教科書で学んでおりますし、学校行事の関係で少しのずれは生じますが、学校間で遅れ等がないよう進められているところでございます。

次に、子どもたちの学習の理解度についてでございますが、複式学級のある持留小学校を例に申し上げますと、ここ3年間の鹿児島学習定着度調査の結果では、すべての教科で県平均を上回っているところでございます。すべての児童に教師の目が行き届き、学力については成果を上げていると思っております。複式学級の授業では、単純計算いたしますと45分の半分しか教師が付けられないこととなりますけれども、子ども同士で学ぶガイド学習でこれを補っているところでございます。子ども同士で進めるガイド学習につきましては、今、鹿児島県が進めている子ども主体の学びにおいて、見本となるような学習であると注目されているところでございます。

ほかにも、持留小学校につきましては、学校独自の工夫もありまして、5・6年

生の理科と社会は特別支援学級の担任の協力をもらいまして、それぞれに分かれて授業を行っております。時間割を工夫することで複式を解消する時間も設けております。

一方で、人数が少ないと多様な意見や考えが出てこないというような考えの広がりや学びが深まらないという課題、あるいは児童相互で切磋琢磨していこうという状況ができにくくなるという課題などもあります。そこで、中沖小学校では、7月に、野方小学校とオンラインで合同授業を行う取組を大隅地区の先生方に公開いたします。単式学級と複式学級の両方に強みと弱みがあり、各学校で強みを活かしながら、また弱みを補いながら授業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） やはり複式学級とは同じ教室で異なる学年の子どもたちが一緒に学ぶ学級のこと、先ほども触れましたとおり、担任は1人で複数の教科や学年の指導を行わねばならず、授業の準備や管理、評価などに多くの負担がかかります。また、児童は、教育長が先ほど言われましたとおり、45分の時間のうちで直接先生から指導を受けられるのは半分だということもありまして、学習の深度や理解度にやはり個人差が生じやすくなるのではと、私としては考えます。成績がいいというのは本人の能力の高さもあると思いますし、子どもたちが実際45分、直接授業を受けられたら、まだ伸びる可能性もあると思います。

このような問題を解決するために、複式学級において教師の授業をサポートする学習支援員が必要だと私は思います。ここで、私のいう学習支援員とは、児童のサポート側に回る特別支援員とは異なり、教員免許を持っておられる方で複式教室で子どもたちに授業を受け持つことができます。また、特別支援員の役割も担います。そうすることで、担任は一方の授業に集中でき、児童は自分に合った指導や支援をより多くの時間、受けられます。生徒数によって受ける授業の内容に濃淡が生じるのをなるべく低く抑えることができます。

もちろん、複式学級においては自主学習能力や、異なる学年の児童が互いに協力したり、刺激し合ったりすることで多様性の理解やコミュニケーション能力が育まれるメリットもあります。

教育長にお尋ねします。町内に教員免許を持っていて教職に就いていない方の把握はできていますか。

○教育長（穂園正幸君） 教員免許状を持っていて、町内のそういう把握をしているかという質問でございます。

現在、鹿児島県全体で教員不足になっている状況でございます。本町のみでなく大隅地区全体で教員免許を持っている方を探している状況でございます、地区内

にも、まだ正式な教員が未配置されている学校等もあると聞いております。

本町でも、退職前の教員に再任用等の希望調査をしたり、以前、教員だった方に声をかけたり、各学校にチラシを配布し、少しでも情報を集めているところではございますが、個人情報等の兼ね合いもありまして、教員免許を持っていて教職に就いていない方の正確な把握は、現在のところできていないところでございます。

声を掛けた方の中には、子どもが小さいから、まだ家庭で子どもと一緒にいたいという方々、あるいは年を重ねていて、もう体が思うようにいかないので体育とかそういう授業もできないという理由で断られている方もあります。

今後、調査につきましては、個人情報等も含めまして、どのような方法があるのか、他市町村等も聞きながら、前向きに研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） 是非、今後ども一歩踏み込んだ調査をお願いいたします。

私は今回の質問を行うに当たり、先進地である和泊町の教育委員会に電話取材をしました。その中で驚き、そしてうらやましくもあったのは、現在4つの小学校と2つの中学校に9名の学習支援員を、単式・複式に関係なく配置され、授業内容の充実を図っているそうです。そして、その方々は、公募ではなく人づてに集まった方々でした。そのようなことが、人口6,000名の町で実現したということです。地域の活動にも積極的に参加されているそうです。もちろん人々のつながりが強いという地域性もあると思いますが、地元子どもたちは地元で育てるという思いの表れだと思えます。一度は島を離れた若者が、また島に戻ってくる割合も多いと聞きました。

教育長にお尋ねします。この町の取組にどのような感想をお持ちでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 学習支援の状況で先ほど議員がおっしゃいました和泊町、私もちょっと聞いてみましたが、特別支援教育の支援員を兼ねた学習支援員を9人ほど雇っていらっしゃるということでした。

そのほかにもちょっと聞いてみましたが、霧島市は特別支援教育支援員の採用条件に教員免許を持っていることを掲げておりますが、実際に学習の支援や授業は行っていないということでした。また、曾於市では、以前は教員免許を持っていることを条件にしておりましたが人手不足とか、教員免許を持っている方が少ないという状況から、現在は教員免許を持たなくても特別支援教育のほうの支援員を雇っているというようなことでした。

いずれにしても、考え方といたしましては、まず教員の定数に満たない学校に正式な教員を配置することが最優先だと考えております。そして、教員免許を持たない方には、特別支援教育の支援員になってもらって先生方が授業に集中できる

環境をつくることが大切だと考えております。

現在、各学校の小中学校の校長先生方の意見を聞いてみますと、特別支援教育支援員の存在がとても大事で、特別支援教育支援員の拡充を望んでいらっしゃるという声が多いようです。

先ほどもありましたが、現在7校に15人程度の特別支援教育支援員を採用し、複式学級での支援も含めて、すべての学校において困り感をいただいている児童・生徒に寄り添って支援をしているところでございます。

今後、学習支援員の拡充につきましては、先進地等の取組、教員免許状の有無、教員不足等の諸事情を勘案いたしまして、前向きに研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） 教育長も苦勞されているとおり、自分も和泊町のほかではなかなか学習支援員を採用しているところは簡単には見つかりませんでした。

しかし、和泊町がこの問題に取り組むということは、このことが必ず子どもたちのためになるという信念からだと思います。知識はお金では買えません。大崎町の今、厳しい状況を聞くと、なかなかお願いもしくいんですけど、やはり複式学級は確実に増えていきます。学習支援員を複数人そろえれば、複式学級にとどまらずすべての学校に配置でき、大崎町の教育向上につながります。

また、若者が、今住まいを決める条件に、どこの学校に通わせるかを参考にすることも聞きます。そのときに、大崎町で学ばせたいと真っ先に考えてほしいと思います。これは、まだ1つの提案にしか過ぎませんが、どうか情熱を持って取り組んでください。そして、教育の町大崎の確立に御尽力ください。教育長の御意見をお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 議員のおっしゃる熱い思い、子どもたち一人一人に熱い思いを持っていらっしゃるということは私も同感でございますので、大崎の子どもたちを、地域の子どもは地域で育てるという視点の中で一緒になって健やかな成長を願って学校教育も進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） 是非、前向きに取り組まれるよう願います。

それでは、次に、町の補助事業である地域にぎわいづくり事業について質問します。

○議長（富重幸博君） ここで、最初の通告の分は終わりということで確認してよろしいですか。それでは、昼食のために暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

3番、岡元修一君の質問を許可いたします。

○3番（岡元修一君） 次に、町の補助事業である地域にぎわいづくり事業について質問します。

この事業の目的、そして、この事業はいつから始まりましたか。それから、補助対象となる団体を、町長お示してください。

○町長（東 靖弘君） 大崎町地域にぎわいづくり事業は、地域のにぎわいづくりや課題解決に取り組む団体に対し必要な助成を行うことで、地域の活性化を図ることを目的として平成28年度から取り組んでおります。

補助の対象となる団体は、地域づくり協議会、公民分館、自治公民館、NPO団体で、これまで6つの団体がこの補助金を活用し、9つの事業を実施しております。以上です。

○3番（岡元修一君） 今述べられたように、地域にぎわいづくり事業は、さきに述べられたように各団体が自ら発案、計画、申請、実施でき、まちづくりの大きなチャンスになります。

それでは、続けて質問します。募集することに当たり、年間予算と補助上限額は幾らですか。

○町長（東 靖弘君） 大崎町にぎわいづくり事業に関する予算につきましては、令和5年度当初予算において20万円を計上し、3月議会において御承認をいただいたところでございます。

また、補助の上限額につきましては、1団体当たり10万円と定めております。

○3番（岡元修一君） この金額は、補助事業が始まった当初からですか。

○町長（東 靖弘君） はい。そのとおりでございます。

○3番（岡元修一君） それでは、この補助事業は、1団体は通算で何回利用できますか。

○町長（東 靖弘君） 令和4年度から、1団体につき2回までの利用とさせていただいているところでございます。

○3番（岡元修一君） 通算2回までと決めたのには理由がありますか。また、応募条件の2回を使い終わった団体がありますか。

○町長（東 靖弘君） 令和3年度までに5つの団体から7つの事業に対して申請があ

りましたが、広く様々な団体への活用を促進するため、令和4年2月に補助金交付要綱の一部改正を行い、1団体についての利用限度を設けたところでございます。また、これまで2回の利用上限を超えている団体は、2団体でございます。

○3番（岡元修一君） それでは、今まで、過去に採択された活動のその後の状況を調査していますか。

○町長（東 靖弘君） 過去に事業を実施した6団体、9つの事業につきましては、終了後、事業報告書の提出を求め、事業に対する評価を行っております。

これまでに提出された事業報告書を総括いたしますと、それぞれの事業において事業の対象者となる方々は異なりますが、どの事業も所期の目的を達成しているものと評価しております。

また、その事業が定着しているかどうか、その後についての報告は求めておりませんが、おおむねそれぞれの団体で、引き続き事業が実施されているようでございます。

○3番（岡元修一君） ここまで示された回答をお聞きした上で、私の意見を述べます。

この地域にぎわいづくり事業は、私の思いである自分たちの町は自分たちでつくりを後押ししてくれる大きな補助事業でもありますが、示されたとおり、予算は1回当たり10万円以下であり、応募が1年に2回までとなっています。

また、1団体の利用は、通算2回までと制限されており、これでは地域の魅力を十分に発揮することはできません。私自身、昨年、世代間交流と健康維持を目的として、オリジナルの縁側カーリングを申請しました。しかし、どうしても予算内では目的の半分の資材しかそろえませんでした。そこで、やむなく活動対象を広げて、他の団体との両申請としました。偶然にも、昨年は私たちの申請しかなく、採択されました。

また、2回の事業制限についても疑問があります。その活動が3年間継続して地域に根ざし、活性化に貢献したことが調査で確認された場合には、利用回数をリセットして、新たな提案を可能にするべきだと思います。さらに、ほかの地域にも応用できるような優秀な提案は、表彰されることが望ましいと考えます。

人口減少で地域の活力が低下している現状では、自治体からの従来の統一した活動提案では機能しにくいのが現実です。

そこで、地域から、その地域に合った新たな集いを提案することで人々に活力が生まれると考えます。この補助事業は、現在に合った夢のあるものであり、優秀な提案は町の活動提案にまで引き上げられる可能性があります。そのための予算の増額と条件の改正を要望します。町長の御意見をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 大崎町地域にぎわいづくり事業は、先ほど答弁しましたとおり、

地域のにぎわいづくりや課題解決に取り組む団体に対し必要な助成を行うことで、地域の活性化を図ることを目的としております。

事業の目的を考慮しますと、特定の事業のみに補助するものではなく、新たな事業を実施しようとする団体への資金面において、事業を後押しするための補助金であると捉えております。事業の活用を考える団体から補助制度の内容等について御意見、御要望等をいただきましたら真摯に対応し、多くの団体に地域の活性化を図っていただけるよう、必要に応じて制度の検討をしてみたいと思います。

いろいろと提案していただいて、そしてカーリングを手作りされるなど非常にユニークなアイデアで地域のにぎわいづくりに対して熱心に取り組んでおられる状況は十分把握いたしております。この事業の目的が真に地域の活性化ということでありますので、様々な幅の広い理解をしていってもいいのではないかという思いがあります。実際、持留の地域づくりの中で、手作りで縁側カーリングということをやっているところではありますが、そういったものを整備しながら地域の方々がどうやって参加して、そして自分たちのにぎわいをつくって地域の活力、人と人とのきずなが生まれるか、非常に大切なことであり、その原動力を担ってきていただいているということを認識しております。

先ほど活性化の図っていただけるよう、必要に応じて制度の見直しを検討してみたいと思いますと締めくくりましたけれども、また、いろいろ一地域の一人として提案したいというものがありましたら、担当課のほうにどんどん提案していただいで、それによって我々も検討することができると思います。

以上です。

○3番（岡元修一君） 前向きなお言葉をいただきました。是非、住民への周知も含めて、これがなかなか周知が届かなくて補助が受けられないということもあると思いますので、是非、前向きな取組を望みます。

終わります。

○議長（富重幸博君） 3番、岡元修一君の質問をこれで終わります。

次に、1番、藤田香澄君の質問を許可いたします。

○1番（藤田香澄君） 皆さん、こんにちは。私は、先日、通告のとおり4点について御質問をいたします。

1点目が、子どもの大崎町での居場所づくりについて、2点目が、子ども真ん中のまちづくりについて、3点目が、男女共同参画推進事業の進捗について、そして4点目に、選挙公報の導入についてをお話ししたいと思います。

国のほうでは、昨今、子ども真ん中の社会を目指して子ども家庭庁が創設されて子ども基本法が今年の4月より施行されています。この子ども基本法第2条におい

ても、子どもの定義として、心身の発達の過程にある者というふうに定義されております。つまり、年齢を制限するものではなく、大人になるまでの方々ということで定義をされています。また、取り組むべき子ども施策については、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる、子どもの健やかな成長に対する支援というふうに定義されております。

そのため、行政はもちろんのことなんですけれども、私たち議員、そして本日お集まりの町民の皆様も交えて、この一人一人が子どもの成長というものをちゃんと自分ごとと化して取り組んでいく必要があるというふうに私は考えております。

そこで、まず、1つ目のテーマとして、大崎町では切れ目なく子どもの支援ができていくのかというところについて確認をしていきたいと思っております。最初の質問として、まず、不登校及び不登校とは定義されないが学校に通いづらいと感じている子、あるいは通級クラスという、通常学級とは一部時間を別にして行動しているような子たち、あるいは特別支援学級の子たちが、現時点で本町においてどのくらいいらっしゃるのかというところについてお答えをいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（富重幸博君） ここで、報道関係者の撮影機材については、さきの通告に基づき撤収していただきますのでよろしくお願いをいたします。暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時13分

再開 午後1時14分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 再開します。

○教育長（穂園正幸君） ただいま質問のありました不登校及び学校に通いづらいと感じている子の数等についての御質問でございます。

まず、不登校につきましては、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されております。

昨年1年間のうち、30日以上学校を休んだ児童・生徒は、小学校で12名、中学校で15名でございます。年間30日以上欠席になっていないけれども、学校に通いづらいと感じている子ども、いわゆる登校しぶり等の子どもは、小学校で7人います。中学校ではゼロでございます。

通級の対象児であります。大崎小学校に設置しておりますLD・ADHD通級

教室、いわゆる発達障害のある子どもの通級の教室でございますが、現在4人の児童が通っております。また、町内ではございませんが、志布志市の香月小学校の言葉の教室に、本町から2人の児童が通っている状況でございます。

また、特別支援学級の児童・生徒数につきましては、小学校全体で42人、中学校で17人でございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

小中学生の今、在校生徒数は総勢で800名程度でよろしかったでしょうか。

○教委管理課長（岡留和幸君） 本町における児童・生徒の生徒数でございますが、4月時点の6小学校につきましては587名、中学校につきましては288名、合計875名というのが4月当初の人数となっております。

以上でございます。

○1番（藤田香澄君） そうしますと、先ほど、冒頭に教育長が数字をお話しいただいたと思うんですけども、単純に合計すればいいというわけではないんですけども、合計すると大体100人ぐらいの子たちが通常学級ではないところにいる、あるいは第三者の支援を受けながら学習に当たっているというような状況下と認識をいたしました。

100名ということで、900弱のうちの100名ということで1割以上はいるような状況だと思うんですけども、そういった方々に対して、現時点で具体的にどういったサポートをされているかというところを教えてください。

○教育長（穂園正幸君） まず、不登校の子どもたちにつきましては、学校に通えない子どもたちがいるんですけども、学級には入れないけれども学校までは来れるという方がいらっしゃいますので、そういう場合にはかけはしサポーターの小山さんが配置されておりますので、その教室のほうに入って支援している状況もございます。

それでも学校に来れない子どもたちがおりますので、今、タブレットを配布してありますので、通常の授業の様子をオンラインで授業の様子を見たり、ナビマというAIドリルがあって、タブレットの中にドリルが含まれておりますので、自分の学習の進展に合わせて自主学習といいたいでしょうか、そういうものもございます。

そのほかにはフリースクールがあるんですけども、これは町内にはございませんが、鹿屋市に民間のNPO法人とかいろんところが設置しているところがありますが、こちらのほうに通っている子どもたちもおります。そういうような状況の中で、不登校の子どもたちにそういうような支援もしておりますし、先ほど申し上げました通級の子どもたちについては、通常の学級に通いながら、例えば吃音の子

どもが言葉の更正、いわゆる発音とかそういうのを学習したり、あるいはADHDの子どもたちについては社会的なスキル、コミュニケーションの取り方を先生と子どもが一对一になって学習する支援とか、そのような活動を行っているところがございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

令和5年3月にこども家庭庁創設の動きの中で設立準備室というものができていて、その中で子どもの居場所づくりに関する調査研究報告書を出しています。そこで様々な研究者の方であったりとか実業家の方々と話をして先行研究とかもまとめて、その中では子どもの居場所というものを大きく2つに整理をされています。

1つ目が、子どもたちを学年で分けられないような公園のような居場所、他世代の子たちが交流を目的としたような子どもの居場所というのが1つです。もう1つが、課題を持っているであったり、それに対して何かしらの福祉的なサービスをすることを目的とした、支援を目的とした子どもの居場所という、交流目的と支援目的と2つにいったんは整理されているんですけども、今伺いました中では、どちらかという学習支援であったりとか、先生と子どもの関係の中でどう社会的スキルを身につけていくかというところの支援を行っているように見受けました。

やはり、子どもの居場所というのは、最初に上げた子たちもいますし、あとは、今、学校に実際通っていて、だけれどもちょっとふとした瞬間に居づらいと思うような子たちもいるとは思うんですけども、そういった子たちも含めて、第三の居場所に関してニーズの調査、子どもたちであったりとか親御さんに対するニーズの調査、及び、これまで把握をされようと努めた動き等がありましたら教えていただければと思います。

○教育長（穂園正幸君） 教育委員会サイドでのことを申し上げたいと思います。

先ほどは、おっしゃったとおり、2つの支援の方向性のものがありましたけれども、普通の子どもたちが公園とかそういうところでの交流であるとか、あるいは困り感のある子どもたちの支援の2つの部分があるというところがございます。

先ほども申し上げたとおり、第三の居場所づくりという点では、中学校において、先ほど申し上げたとおり、困り感のある子どもにおいてはかけはしサポーターの小山さんが配置されているところということでしております。あと、不登校の児童・生徒の学びの場の確保や、学びたいと思ったときに学べる環境も、先ほど申し上げた学習という部分についてはオンラインでありますとか、そういうふうに支援しております。

ただ、調査について、どういう居場所を親御さんたちに求めますかとか、ちよっ

と福祉サイドの部分はわかりませんが、教育委員会サイドでそのことをアンケートでとったことはありません。また、今、指摘で思うことは、地域で子ども会でありますとか社会教育活動の中で交流をしたり、あるいはスポーツ少年団であるとか地域を土壌にした中で子どもたちが異年齢の中で交流する、そういう場面というのはあるのではないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄君） 今、地域の中で子ども会であったり、異年齢の交流が図られているのではないかなということなんですけれども、子どもの居場所といっても、単純に放課後の時間とかフリースクールというようなところだけでなく、様々な考え方があって、実際文献とかを見ていると、本当に多様で、図書課であったり児童館を使ってやったりとか、あと、今、町でも実施している子ども食堂であったりとか、他世代の異年齢交流であったり、あとは性的マイノリティの子たちに対する支援という居場所づくりということで、非常に多様な考え方がありますというのを、いろいろと文献でも見ているので、是非、今、大崎町にいる875名の子たちが、大崎町に住んでいて楽しいと思う経験を1つ積んでもらうということが今後の大崎町の発展にとっても非常に重要だと思うので、今いる子たちのちょっと一回洗い出しを行って、それぞれどういう層がいて、どんな課題を抱えている子がいるのか、あるいは今後抱えそうな子がいるのかというところを一回洗い出しを行って、それぞれに適した場所があるかというところをしっかりと、ニーズ調査を含めてやっていただきたいなというふうに思っております。

○教育長（穂園正幸君） おっしゃるとおり、子どもを取り巻く環境は地域であったり、学校であったり、家庭であったり、いろんな場面がございます。そういう意味では、非常に子どもの教育的作用、いろんな支援の作用は多くの環境があるんじゃないかなと思っております。

ですので、私は教育委員会サイドですけれども、これは保健福祉サイドともタイアップして、是非連携しながら、いろいろな角度から多角的に見たときに、子どもを取り巻く環境がいかにあるべきなのか。あるいは、そういうニーズでありますとかそういう調査も含めて、福祉サイドのほうも子ども・子育て会議がございますので、多角的に、教育委員会も含めまして子どもを取り巻く環境がどうあったらいいのか、ニーズは何か、そういうのを調査していけるようにしていきたいと思っております。

○1番（藤田香澄君） 親御さんに対してもそうですし、是非、子ども真ん中のまちづくりということで子どもに対しても行っていただけるといいかなと思っております。

そして、周りにいる大人たちのサポート体制というところもしっかりと定義していく必要があるなど思っていて、今、障害者の権利に関する条約のほうでは、障害を持っている子たちに対して合理的配慮を行うということが法的に義務づけられていると認識をしております。先ほどもありましたADHDなど発達障害と診断される子が今社会的に増えている中で、その子たちにどういった配慮をするのが適切なのかというのをしっかりと周りの大人たちが共有をしていくというところから始めていく必要があると思うんですけれども。今、実際に教育現場のほうで、この子に対してはこういう配慮をしてほしいというような確認のフローというのが、実際に親御さんたちであったり子どもたちになされているのかということに関して教えていただければと思います。

○教育長（穂園正幸君） おっしゃるとおり、様々な困り感を持っている子どもたち、そういう背景のある子どもたちがいると思いますが、学校現場での教職員の理解といたしましょうか、そういう研修をしたり、そういう場がどうなのかということで説明をしたいと思います。

まず、各学校の取組について説明しますと、学校では、毎月、いじめアンケートの実施をしております。いじめは不登校につながったり、いろんな背景がございますので要因にもなりますので、早期発見・早期解決に努めているところでございます。また、学校楽しいーとというアンケート、これは県の総合教育センターが発行しているんですが、大体28項目ぐらいに分かれてチェックを入れていくアンケートですが、そういうようなアンケート、それから学校独自のアンケートを使って年に3回程度、子どもたちの自己肯定感であるとかそういう部分の調査を行っております。

子どもと向き合う教師であるために、各学校では年3回以上の人権教育に関する研修をはじめ、研究事業を通じた校内研修、それから教育支援員会の開催、校外研修への参加促進など、理解促進に向けて取組を行っているところでございます。

また、定期的に生徒指導部会、あるいは町の保健福祉課と連携したケース会議などを行って、子どもたちの困り感はないか、家庭の状況であるとか、そういうような情報共有と対策等を話し合っております。

教育委員会といたしましては、年に2回、生徒指導主任研修会を行っております。本年度の第1回目は今月21日に、大崎中学校の吉留校長先生に制度指導提要についての講義を行ってもらう予定でございます。各学校の要となる生徒指導主任の先生方には、町全体の課題の共有であったり、校則の問題、子どもたちがどんなふうにいるのか、あるいは先ほども議員からもありましたLGBTQなどの新しい課題、困り感のある児童・生徒に対して発達指示的な生徒指導の方法を学んでい

ただきたいと思っております。そういう中でいろんな子どもたちの様々なニーズと
いまいしょうか、困り感に対応できる、この子に応じてどんな対策がいいんだろう
かということ研修していきたいと思っております。

そのほかにも養護教諭部会、あるいは人権同和教育の担当者会、特別支援教育担
当者会、いじめ対策連絡協議会、民生委員・児童委員との連絡会等を開催して、そ
ういう困り感のある児童・生徒の実態等の情報共有を図っているところございま
す。

以上でございます。

○1番（藤田香澄君） 様々な取組をされていると思うんですけども、教職員の方々の
理解度みたいなものは、何かそういった研修に取り組みまして変化があったとか、
より多くのケースを取りこぼすことないように対応できるようになったといったそ
ういった変化はございますでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） すべての子どもたちを取りこぼさずに完璧に支援ができるか
という、そこまでは至っていないのじゃないかと思いますが、先ほどあるように、
ケースバイケースの中でどのような支援をしていったらいいのか、そして、その支
援の中でも特効薬といいましょうか、こうしたらすぐよくなるかそういうのはご
ざいませんで、また、こういう方法でやったら成果が出た、こういう方法だとち
よっと課題が残ってきたということを出し合いながら、いろんなケースの場合を出
し合いながら教師自身もいろいろ工夫しながら高めていけるものじゃないかと思っ
ておりますので、すぐすぐこのような方向でやったらよくなったという、そういう
場合もあるかもしれませんが、一朝一夕、いろんな部分の中で取組をやって
いく中で課題が見えてきたら、その課題に対する対応を考えていく。そうして、少
しずつ変容を目指していくということになるかと思えます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄君） 是非、子どもたちも本当に些細なことで授業に集中できないで
あったりとか、例えばいろんなことが入ることによって集中できないので、できれ
ば一番前の席にしてほしいといった、いろんな背景があると思うので、そういった
声を1つ1つその場で解消して行って、教職員の方々も多忙かということではある
んですけども、そこはうまく業務の適正化などを図りつつ、子どもたちを周りの
大人でサポートしていけるような環境づくりに努めていただければと思いま
す。

そのまま次のテーマに移らせていただきます。子ども基本法ということで教育関
係でもありますし、保健福祉課の関係でもあると思っております。ここは切れ目なく、
今後も議論を進めていけたらと思っているんですけども。今回の子ども基本法に

において第10条で市町村が子ども計画を策定すること、あるいは第11条で子どもの意見を反映することということが努力義務になっているかと思えます。

子どもの意見反映に関しては、その中を読み進めていきますと、子どもの施策とかを地方公共団体に策定したり、あるいは評価するに当たっては対象となる子ども、またはその子たちを育てている関係者の意見を反映するために必要な措置をするようにというふうに盛り込まれています。地方公共団体の補足説明として、行政だけじゃなく、ここでは議会であったり、あるいは教育委員会などの委員会等も明記されているので、これはもちろん、今回この場では行政に対して要望していくんですけども、我々議会としても、子どもたちの声をしっかりと反映していく一般質問等ができるようにしていきたいと感じております。一応この場では行政に対しての質問をしていくんですけども、今回のこの国の動きを受けて子ども中心のまちづくり、または子ども施策をどのように推進していくように考えていらっしゃるか教えていただければと思います。

○町長（東 靖弘君） こども家庭庁の創設や子ども基本法の施行に伴い、大崎町では子ども中心のまちづくり及び子ども施策をどのように推進していくかという考え方の御質問でございます。

こども家庭庁は、今まで複数の省庁にまたがっていた縦割りを打破し、子ども真ん中社会を目指すことを理念とし、妊娠、出産支援や就学前の子育て支援、子どもの貧困対策、児童虐待防止、ひとり親家庭への支援、ヤングケアラーの支援などにあるため、首相直属の組織として本年4月1日に発足したところでございます。

また、これと同時に、時代の社会を担うすべての子どもが、その権利の擁護が図られ将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することを目的として6つの基本理念の子ども基本法も施行されたところであります。

本町としましても、今後策定される子ども大綱の内容やこども家庭庁の動向を見ながら、まずは町民の皆様に広報をし、ホームページ、LINEなどを通してこれらの情報を周知していきたいと考えております。加えて、放課後児童クラブや子ども食堂の支援など、これまでに実施している子どもに関する事業がさらに充実するよう支援していきたいと考えております。

また、困りごとを抱える子どもに対しましては、国・県及び近隣の市町、関係各課、その他外部機関とも連携を図りながら役割の明確化を進めるなど、それぞれの子どもの状況に応じた支援ができるよう本町なりの施策を検討し、実施していきたいと考えているところでございます。そのためには、親権者だけでなく子どもの意見を聞き取る仕組みづくりを目指し、そこからの提案・意見などを取り入れること

で子ども中心のまちづくりにつながっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

子ども大綱が国のほうで今、作成を進められていると思うんですけども、それを踏まえて本町でも子どもに関する計画というものを定める予定はありますか。

○町長（東 靖弘君） そういうふうに進めてまいりたいと思います。

○1番（藤田香澄君） 是非、お願いできればと思います。

先日、大崎町から周辺の高校に通う子どもたち30名ほどとちょっとお話をさせていただく機会をいただいたんですけども、その際にいろいろと意見交換の中で、高校生の子たちからしっかりとこういうことをしたいという意見が出てきたんですね。例えば外国人との交流というのをもっと増やしていきたいであったりとか、あとはお年寄りの方々と若い人がしっかりと交流をしていくようなイベントを実施してみたいという声であったりとか、あるいはもっと具体的なものでいうと公園を新しくしてほしいであったりとか、バス停に屋根を付けてほしいといった意見が、しっかりとした軸のある意見が出てきたので、そういったものを聞く。やっぱり聞く場というものをどうつくっていくかで、どれだけいい意見が聴取できるかというものにも関わってくると思うので、いかにその場をつくっていけるかというところを考えていっていただきたいなと思っております。

先ほども、広報誌、LINE等で周知していきたいというお話もありまして、今後具体的に何をやっていくかというのは、これから計画していくかと思うんですけども、現時点でどういった形で子どもの意見というのを拾っていくか、あるいは子どもとの関わりしろをもっとどういった形でつくっていくかということに関して、どのようにお考えかというところを、最後お伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） 現時点で子どもの意見を反映したほうがよさそう、関わりしろをつくろうと考える取組はないかとの御質問でございます。

現在、大崎町子ども・子育て支援事業計画の第2期計画期間中でありまして、計画期間が令和6年までとなっていることから、本年度は次期計画策定に向けましてのニーズ調査を行う計画でございます。

このニーズ調査は、学校教育、保育、地域の子育て支援事業について、利用状況の把握、評価、課題や要望などのアンケートを行い、次期計画における利用量の見込みを推計し、具体的な目標や新規事業の設定を行うための業務であります。前回のニーズ調査では、親権者のみを対象に行っておりましたので、今回は小学生、中学生及び高校生も対象に含めるなど、子どもの意見を反映させる機会をつくりたい

と考えております。

また、現在、中学校にかけはしサポーターが配置されておりますが、不登校をはじめとする悩み事を持つ子どもたちの窓口として寄り添っておりますので、そのような人材をさらに確保できるよう努めてまいりたいと思います。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。是非、いい計画及びその後の実行部分でいい状態をつくれるように進めていただければと思います。

それでは、次の3つ目のテーマに移らせていただきます。大崎町の男女共同参画推進事業の進捗等についてお伺いをいただければと思っております。

まず、質問として、現在、大崎町役場の女性男性比率、一般職、会計年度任用職員それぞれを含めてということをお聞きしたいのと、あとは、その中で管理職の女性男性比率というところをお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） 町職員の女性男性比率に関する御質問でございます。

職員数は、4月1日現在で一般職と会計年度任用職員合わせまして224名おりますが、このうち女性は84名で37.5%、男性は140名で62.5%でございます。また、224名の内訳でございますが、一般職が150名のうち、女性は25名で16.7%、男性は125名で83.3%となっております。同じく、224名のうち会計年度任用職員は74名でございますが、女性は59名で79.7%、男性は15名で20.3%でございます。なお、一般職150名のうち、課長職である管理職が14名おりますが、全員男性でございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄君） 役場全体としては女性が37.5%で、一般職の方が16.7%、会計年度任用職員が79.7%、管理職は一人もいないということで認識いたしました。

本町ではSDGsをSDGs未来都市としてしっかりと取り組んでいくというふうに明記されていると思うんですけども、その中でいろいろゴールがある中で、ゴールの16番に「平和と公正をすべての人に」というところの中において、そこで行政であったり議会、あるいは公共サービスを提供する組織においてしっかりと男女参画、男女隔たりなく参画を推進していくというものが明記されています。この指標を見ていくと、何を目標にするかということは各地域、各自体によってよりけりだとは思いますが、1つ、参考としては、国全体の比率に対して現状がどうかということが明記されています。つまり、国全体が女性は5割、大崎町に至っては女性のほうが割合としては多いと思うんですけども、そこに対して行政の機関はどうなのかということが、ひとつ考えていく必要があることかなと思っております。

その中で、大崎町では男女共同参画計画というものを策定されていると思うんですけれども、この中で、今日この場では、今後も継続的にこの男女共同参画は取り上げていきたいと思うんですけれども、この場では行政の状況、進捗について伺っていききたいと思います。

その中に、町職員に対する研修の実施、あるいは町の政策・方針決定過程の女性の参画推進ということがゴール、目標を目指すところとして明記されていると思うんですけれども、そこの進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 男女共同参画事業に係る最終の目標値と進捗に関する御質問でございます。

本町では男女共同参画社会基本法に基づく第2次男女共同参画基本計画を策定しており、この計画に基づきまして各種施策に取り組んでいるところでございます。

この中で、研修の実施については、女性の人材育成とキャリアアップに向けた支援に取り組むとしております。具体的には、女性職員のみを対象とする研修や市町村アカデミー、自治大学校等の研修期間に派遣し、意識改革に取り組むことを設定しております。

研修に関しての具体的な目標値は設定しておらず、進捗としては、近年コロナ禍の状況であったため、研修期間への派遣そのものが困難であり、実施できていない状況でございます。

次に、町の政策・方針決定過程への女性参画の一例といたしまして、各種審議会等の委員登用や職員の管理職登用などがあると認識しております。各種審議会等の委員登用に関する最終的な目標値は、女性委員の割合を、令和7年末までに40%以上60%以下とすることとしております。また、進捗状況については、女性委員の登用割合が5月末時点で26.8%でございます。

さらに、女性職員の管理職登用に関する最終的な目標値については、令和7年度末までに管理職を7%としておりますが、現在のところ管理職は全員男性であり、達成できておりません。

そのほか、管理職以外の係長以上、課長補佐級以下の役職に関する目標値として25%以上としておりますが、現在のところ14.0%で、こちらも目標値を下回っているところでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄君） 管理職、令和7年度末までに目標値として7%ということなんですけれども、そこに向けて現状の計画に明記されている施策で十分なのかどうかというところをお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） 現在、説明いたしましたように、女性の管理職が配置されてい

ないという状況であります。男女平等参画社会の中で、女性の管理職を登用していくことは当然のことですので、そこに向けては人材育英を図りながら取り組んでいきたいと思っております。

これまで女性の管理職といったことにつきましては、いなかったというわけではなかったと思いますけれども、町立保育所がたくさんありましたので、その中には所長さん方を配置していたということがあります。三位一体改革において民間にゆだねる事業については民間に任せようという、当時の国の方針が出ておまして、それに基づいて町立保育所をすべて民間に移していたといういきさつがございます。その中で町立保育所の職員の方々を役場のほうに全部引き上げて、今まできているという状況でありまして、管理職の登用という面では実現はしていないところでありますが、過去の変遷を御理解いただければと思っておりますので説明させていただきました。

○1番（藤田香澄君） 今の答弁で、女性の管理職を増やすことの重要性というところをお話いただいたと思うのですが、今、計画を見ている限りでは研修への参加等で、コロナで実際実施はできていないということなんですが、これから実施されていくとは思いますが、それで果たして十分なのかどうかというところは改めて御検討いただきたいと思っております。

いろいろと調べていると、今、女性の管理職割合、全国1位なのは鳥取県庁なんですね、22.7%になっているんですけども。そこでの取組として意識されたのは、やっぱり職員の配置というところをしっかりと考えていく、取り組んでいくというところで、今、現状、これはもう本当に男女関係なくなんですけども、現状の業務で非効率的なところ、あるいはあふれてしまっているようなところをしっかりと改善して、誰もが働きやすい環境づくりを整備することによって女性の関心を得て、そこから女性をトレーニングしていくという形で、いきなりステップアップ、登用させるのではなく、しっかりとトレーニングを進めていながら現在の全国1位という数値に至っているというものを拝見しました。

ですので、やっぱりここは、一步一步研修を受けていくところだけでなく、町長として今後、大崎町の人材の配置というところをしっかりとそこにも目を向けて力を入れていくということにかじを切っていただく必要があるかなと思っております。もし、今の点に関して答弁ございましたら、いただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 管理職の大きな役割の1つに、判断や意思決定をすることが上げられると思っております。当然のことながら、町の政策・方針決定に至るまでの過程に少なからず管理職の判断や意思決定の結果が反映されてまいります。この過程において、女性の管理職の存在は望ましいものと認識しております。

女性管理職が存在することで、より多角的な視点で政策等戸捉え、結果的に住民

サービスの向上に寄与できるのではないかと考えております。もちろん、登用に当たっては知識や経験に加え、折衝能力、調整力など管理職としての能力が必要になってまいります。このため、取組としては、求められる能力の向上を図るため、計画で掲げている研修に引き続き取り組んでまいりたいと思います。

また、女性職員にとっては、出産、育児に伴う時間的制約の影響で十分な職務経験が蓄積しにくいことや、職責から生じる心身や家庭への負担感など、キャリアアップに対する不安を抱えていることも想像をしております。このため、人事評価制度や育児休業制度における面談の場を活用しながら、不安を取り除くための意見交換も効果があるのではと思っております。

さらに、管理職への登用とはいいまでも、課長補佐級及び係長級の職員も少ない状況ですので、まずは能力がある職員をこれらの職位へ登用することが重要と考えております。加えまして、管理職も、職員としての第一歩は新規採用職員でございますので、採用試験で能力のある人材を採用してまいりたいと思っております。

これまでそういった研修の場、あるいは仕事においても多様な場を経験していくということを蓄積することによって仕事に対する熱意、あるいは実績ができてきて管理職への登用が可能になると思っておりますので、そういったことも踏まえながら多様な経験ができるような形で提供しながら育成していきたいと考えます。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

令和7年度までに管理職7%を目指すというところの目標を掲げているからには是非推進していただきたいなと思っております。この議場が、こちらから見る景色というものが、次の4年間の中で少しでも変わっていったらいいなというふうに思っております。

それでは、最後の質問に移ります。選挙公報の導入についてというところなんですけれども、今回、初めて選挙を経験してちょっとびっくりしたのが、自分がいろいろとネットで探して選挙準備をしていくと、選挙公報というものが世の中にはあって、大崎町では選挙公報を行っていないということを知って、じゃあ、住民の皆さんは候補者一人一人が何を訴えているのかであったりとか、どういったまちづくりをしていきたいかというのを、横に並べて確認する媒体がないということに少し戸惑いを覚えました。実際に世の中でのデータを見てみても、今、投票の手がかりとして選挙公報の重要性というのが少しずつ高まっていて、公益財団法人の明るい選挙推進協会というものが2021年、これは衆院選なんですけれども、そのときに行った調査では、実際に投票に役立ったものとして選挙公報というふうに答えた方が19.4%いらっしゃったようです。それは、テレビとかの政見放送に続いて3番目に高かったものとして、実際に注目というものが上がっているかなと

いうふうに思います。全国的に見ても、町村の部で選挙公報を導入している自治体が約5割程度というデータも出ているので、今後、大崎町も是非、選挙の際に適切な候補者を選ぶためにも、導入をしていただきたいなというふうに考えております。

実際に公職選挙法の第172条でも、選挙公報を導入するかどうかということは買う自治体の条例で定められるというふうになっているので、大崎町として、今後導入の検討というものを、今まで、これまでしたことがあるかというところを先にお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） 本町では、令和2年12月に選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの選挙行為に係る条例を制定したところでありますが、その際に選挙公報についても検討を行った経緯があります。

しかしながら、選挙公報の印刷、発送スケジュール等を考えた結果、導入を見送ったという経緯がございます。

○1番（藤田香澄君） 鹿児島県内でも選挙公報を導入している町村が3箇所しかないのか、3箇所あるんですけれども、さつま町、屋久島町、和泊町の3自治体が今、選挙公報を導入されています。私も実際にお話を伺って、発送までのスケジュールというのが非常にタイトというところは実際に伺っています。告示から投票まで5日間の間で、原稿をもらって印刷をして郵送するというところがかなりタイトなスケジュールということなんですけれども、実際にいろいろと調べていると、2011年から選挙公報というものは郵送に限らずウェブでも掲載できるようになっておりますし、あとは自治体によっては工夫をされていて、期日前投票が、今、告示の次の日から始まっていると思うんですけれども、投票所の入り口のところにまずは置いておく、後日、投票日までに郵送するというようなそういったこともされているのをいろいろと調べて見ていたので、是非そういった形で工夫したら不可能ではないのかなというふうに考えております。今後検討をしていただきたいと思っておりますが、その点に関して、町長いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 課題としましては、選挙公報の印刷及び発送のスケジュールと認識しております。印刷及び発送業者に確認しましたところ、選挙公報の受注から納品までに2日程度必要であり、配達には最低4日程度必要とのことであります。

町政選挙の場合、告示日から投票までの期間が非常に短くて、選挙公報を投票日前日までにすべての有権者にお届けすることが厳しい状況であります。また、先日執行されました大崎町議会議員選挙の期日前投票所での投票率は、全体の投票率の42.65%となっております。選挙公報が家庭に届く頃には投票が済んでいる方も多く、選挙公報が十分に生かされないといった課題もあると認識しているところ

ろであります。

- 1番（藤田香澄君） 発送に2日程度かかるということなんですけども、そういった意味でもデータを告示の日にもらった時点でウェブ掲載から始めていくというようなやり方もあると思うので、期日前投票にももちろん間に合うように何かしらの可能性というものをあらゆる角度で検討を進めていただきたいなというふうに考えております。

また、検討をされるに当たっては、やはり住民の方々、いろんな方々がいらっしやって、例えば視覚障害を持っていらっしやるような方々もいらっしやって、今いろいろと調べていると、議論としてはネットに選挙公報の写真を載せただけだと、それを見えないという方々がいらっしやるので、それを音声データで掲載するというような取組をされている自治体も実際ありました。なので、あらゆる方々に実際候補者の情報というものがちゃんと届くように可能性というところも含めて検討を進めていただきたいというふうに思っております。その点、可能でしょうか。

- 町長（東 靖弘君） 先ほどあるというところで、お話をさせていただいたところですが、選挙公報が届く頃は投票が終わっているというようなお話もさせていただいたところがございます。今の御説明の中でも県内で3箇所あるということ、あるいはウェブでの掲載ができるといったことがございますので、また、聴覚障害、視覚障害の方々も適正に情報を取ることができるようにという、そういったことができるように改善していったということの御提言でございますので、そこらについては十分検討し、少しでも実現できるようにしていきたいと思っております。

- 1番（藤田香澄君） 是非、よろしく願いいたします。

今から4年後のことではあるんですけれども、今から制度であったり仕組みというものを変えていかないと、4年後に立候補される方々のためにちゃんと我々は環境整備をしていきたいというふうに思っておりますので、その方々が気持ちよく4年後を迎えられるように、是非一緒になって検討していただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（富重幸博君） ここで、暫時休憩いたします。次は、2時15分から開会いたします。

-----○-----

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

-----○-----

- 議長（富重幸博君） 再開いたします。

次に、4番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○4番（平田慎一君） さきに通告してあるとおり2点、町民の情報公開について、及び行政監査の現況認識について質問してまいります。

まず、初めに、町民への情報公開の認識及び考えを問うてまいります。本町の取り組んでいる、また考えている町民への情報公開の認識と現況についてですが、質問趣旨の情報公開とは、町政などに関する情報を町民に公開することです。法制化されているのは行政機関に保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法と独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律です。本町でいえば大崎町情報公開条例及び関連する規則等もありますが、この情報公開法が国民の知る権利を具体化していることは確かで、知る権利は憲法第21条が明記する表現の自由の1内容であり、自己実現、自己統治の重要な手段であり、町民が調整などについて情報を十分に公開されることにより、一人一人がその情報を吟味した上で適正な意見を形成することができるようになり、情報公開は町民による町政などの監視・参加を充実させるものです。むろん、行政だけではなく立法や司法の分野もあります。

本町における町民への積極的な情報公開と町民との情報共有の必要性及びその御認識、考え、並びに情報公開の現況を、まずお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 町民への情報公開の認識及び考えに関する御質問でございます。

本町におきまして、町民の知る権利を尊重するという趣旨のもと、平成15年度に大崎町情報公開条例等を制定し、町の保有する公文書の情報開示請求ができる環境を整えているところでございます。

この制度は誰でも請求できるものであり、原則公開です。例外として、個人のプライバシーに関するものや、法人などへの正当な利益を害するものなど開示できない情報もありますが、町民参加による公正で開かれた町政を推進することを目的としておりますので、引き続き、公文書の情報開示や情報提供に努めてまいりたいと思います。

本町の情報提供につきましては、予算・決算の概要など広報誌やホームページを活用するとともに、庁舎1階に情報公開コーナーを設置しておりますので、これからも町民への情報提供に努めてまいります。

しかしながら、全国を見ますと、踏み込んだ形で行政の持つ情報を開示、提供している地方自治体もありますので、そういった先進地の取組内容を参考にしながら検討をしてまいりたいと思います。

次に、情報共有の必要性につきましては、町政に関する情報を町民の皆さんと共有することは十分に必要性を感じておりますので、わかりやすい情報の内容の充実を図りながら、引き続き、地方自治の諸活動を町民に説明する責務を全うし、町民の皆さんに御理解いただきたいと思います。

今後も、情報公開条例の目的に沿った情報公開と情報提供を図りながら町民の町政に対する理解と信頼を確保し、町民参加による公正で開かれた町政の推進に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） 情報公開に関しましては、インターネット上でもですね情報公開法等の内容は件数等を含めて出ておりますが、今、町長の答弁の内容で情報共有、わかりやすく情報共有をしてまいりたいというふうに言われておりましたが、現状の情報共有の手法、手段、どのような形で町民に対する情報共有を行っているのかをお教えてください。

○町長（東 靖弘君） 本町は、現在、町民の皆さんと情報を共有するということを出しておりますのは、町の広報あるいはホームページ等で掲載といったことになってくると思います。

○4番（平田慎一君） 個人情報保護法という部分と不正競争防止法との認識と考え、その取り扱い状況及び運用状況についてとお聞きするんですが、関連でですね。法律を含む情報公開できないものの認識、今、情報公開できるものとできないものというものがございまして、その部分なんですが、本町の運用状況について情報公開できるものがあればできないものもあります。不開示情報として個人情報保護法第78条に記載され、5つの概要というか類型として明記されてもおります。そのほか、行政機関の長は開示請求に係る行政文書が存在していれば開示決定または不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。これは法第9条に記載されているんですが。要は開示できない、情報公開の開示の拒否もできるというふうに条文で書かれております。これの本町の運用状況、取り扱い状況についてお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 開示できない情報としましては、個人のプライバシーに関するもの、あるいは法人などの正当な利益を害するもの、国・県・市町村などの協力関係が損なわれると認められるもの、また人の生命・財産などの保護、犯罪の予防などに支障があるもの、未確定で町民の誤解を招くなど公正な意思形成に著しい支障があるもの、また監査、試験、交渉などの事務事業の公正、円滑な執行に著しい支障があるものが上げられます。

○4番（平田慎一君） 一般的に書かれている条文の内容と一緒に、ほかの市町村も大体それに似たような感じでされているというふうに認識しております。

あと、情報公開請求を行わなくても情報公開を行う場合があると思います。また、本町においてそういう場合があるのか、また、それはどのような場合か。そして、本町の情報公開請求の申請状況及び許認可状況についてもですね直近の状況をお示

してください。

○町長（東 靖弘君） 情報公開請求以外に情報公開時を行うことがあるのかとの御質問でございます。

初めに、本町の情報公開条例に基づく開示等について申しますと、請求に対して開示できるかどうかにつきましては、実施機関において開示請求に対する決定をしております。なお、決定の内容につきましては原則公開による開示、部分開示、不開示、不存在等の決定をしているところであります。

また、近年の2か年の実績を申しますと、令和3年度の開示請求の件数は7件で、開示が2件、部分開示が3件、不存在が2件。令和4年度が開示請求の件数は3件で、開示が1件、部分開示が1件、不存在が1件となっております。いずれも、開示決定等に対する不服等の審査請求はございませんでした。

質問の、制度による情報公開請求以外に行政の情報を開示することはないと考えますが、専門的な事案につきましては、関係機関と連携しながら制度の趣旨に沿った内容で決定し、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） 多分ですねそういった部分は警察関係とかそういう犯罪関係等、そういう部分の関係に関する部分は多分開示できる部分が法律に記載されていたような気がするんですが。

先ほど町長が言いました部分開示と不開示の部分で数件あるという形で御説明がりましたが、部分開示と不開示の内容をお教えてください。

○総務課長（上橋孝幸君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、開示、これは全部開示のことですけれども、内容といたしましては税関係の、例えば家屋の評価といったものが多い、あるいは土地の資産の評価算出とかそういうものが主になっているところであります。

それから、部分開示につきましては、いろいろ補助金の関係資料であったり契約書の一部であったりということがありますけれども、それにつきましては、やはり個人情報保護の観点からどうしても全部公開というわけではなくて一部伏せた形で部分開示しているところでございます。

以上です。

○4番（平田慎一君） よく言われる部分開示は、よくテレビ等で見る黒塗りになっている文書ですよ。そういう部分もあるということで認識させていただきました。

次に、行政監査の現況認識について質問してまいります。本年3月議会です。個別外部監査契約に基づく監査に関する条例を議員発議し、議員の全会一致の議決にて承認されました。その後、個別外部監査請求及び監査請求の議案上程が否決さ

れましたが、内容を町民の皆さんが御存じないと思います。なぜ、これを議員発議で本条例の提起に至ったのか、その部分の情報公開の意味も含めた内容は、個別外部監査請求に関する決議を地方自治報第252条の40第1項の規定により個別外部監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものです。

個別監査を求める事項として、令和4年度一般会計補正予算、令和5年度一般会計予算、大崎町SDGs推進協議会、大崎町衛生自治会、有限会社そおりサイクルセンターに関する事務執行について。監査結果の報告期限は令和5年4月30日、これは前回の議会議員の任期満了に合わせたものでございます。理由、項目として3項目ほど提出しました。1つ目、一般社団法人大崎町SDGs推進協議会は本町の企業版ふるさと納税等の事業及び事務執行を中心に、負担金や補助金を管理運用しているが、大崎町衛生自治会と共同による鹿児島相互信用金庫所有のマルおおさきの改修と備品購入に係る予算3,186万2,000円を組んでいたが、議会への説明も予算審査も行われていない状況で工事の事前着工を行っていた。そのような状況を受け、先般、12月議会で住民環境課分の当該予算は取り下げとなったが、その影響は他の補助事業団体への関連性もあり、早急な事務監査が必要である。よって、協議会に係る監査を求めるものである。

2つ目に、大崎町衛生自治会は本町の資源ごみの分別回収等の役割を担う住民の任意団体であり、関連する資源リサイクル関連の補助金等が充当されているが、上記団体と共同事業予定の鹿児島相互信用金庫所有の建物改修に伴う工事予算の委員会審査時に収支決算に出てない通帳の存在が発覚し、不透明な会計処理の説明責任が果たせず、全会一致にて本議案が否決された。同時に、大崎町議会議員全員協議会にて大崎町衛生自治会助成事業に関する関連資料の提出を求めたが、期限内に出されないばかりか、衛生自治会から文書で現在の最高レベルの公認会計士、当該会社名不記載に監査を行ってもらい、運用は適正であるとの判断から議会に対する資料提出の必要はないと理事会で議決した旨の文書が町長宛に送付され、議会に配付され、関連資料の提出はついに出来なかった。また、本年3月議会の一般質問にて衛生自治会の会計管理は役場の住民環境課が担っており、会計処理も行っているにもかかわらず、使途不明金や計上すべきものが予算計上されていないと思う問題が発覚した。さらに、ルール上、会計課に預けなければならない通帳を職員が隠し持っており、通帳の資金を決裁や許可を得ずに使用していた事実も発覚している。行政が不正な会計処理を行っており、さらに不正な会計処理を知りながら報告、是正を行わなかったものであり、地方公務員報第29条の規定により関係職員の処分は免れない。よって、衛生自治会に対し早急に厳格なる監査を求めるものである。

3、有限会社そおりサイクルセンターは、本町の廃棄物やし尿処理及び上下水道

事業の委託管理などすべて随意契約の1社独占の契約をしているが、委託料から上記関連団体に同じような委託金が流れていたり、そのまま仕事を横流ししているとの指摘が委員会に出ている。また、本町住民がリサイクルし、分別したものが市場価格より安値で取引されていることが12月議会で判明した。JICA事業についても、本町が契約者であるが、事業主体と資金の管理は有限会社そおりサイクルセンターであることを鑑みれば、上記団体との関連性も含め、適切な事務処理が行われているのか監査を求めるものである。

以上が、3月議会にて議決する予定であった外部監査請求及び監査請求の上程内容でございます。これが議員発議で外部監査の条例導入に至った理由ですが、本決議案については一般会計予算特別審議委員会の折、議員全員にて話し合い、討議の結果、地方自治法第98条2項の監査請求ではなく、同法第252条40第1項の外部監査を入れるべきとの意見に集約され、全議員に尋ねたら反対もなく、賛成意見のみでの発言で本決議案を請求するに至ったものであります。

本会議にて上程、議案の監査請求にはまだ至っておりませんので、現在、外部監査は行われておりませんが、通常監査は行われるはずですので、後ほど、本日、監査委員のほうにもお越しいただいておりますのでお聞きします。上記の流れを踏まえまして、特に1番から3番、今説明しましたが、その中で私が指摘、質問した部分を特にお聞きしていきます。まず、一般社団法人大崎町SDGs推進協議会の相互信用金庫跡地マルおおさきの改修工事の事前着工の認識と対応についてお示ください。

○町長（東 靖弘君） マルおおさきにつきましては、昨年12月の第4回議会定例会から、議員の皆様に対しまして、これまでいろいろと御説明申し上げてまいりました。

平田議員から御質問いただきましたマルおおさきの改修工事について、改めて御説明申し上げます。まず、大崎町SDGs推進協議会から改修費の予算を執行することとなりました経緯についてであります。令和4年度の協議会予算において、本町の第3次総合計画で本町の将来像であるサーキュラービレッジのビジョンマップに掲げております環境学習拠点の整備費を計上しております。協議会としても、環境学習拠点の整備については、大崎町衛生自治会の御協力が不可欠であるとの考えでありましたので、昨年12月議会における衛生自治会に対する補助金の予算計上を行ったことから、拠点の整備は衛生自治会が主体の事業と整備いたしました。拠点整備に必要な改修費用は総額3,186万円でありましたが、協議会としても環境学習拠点の整備費として支出する妥当性があるとのことから、総額のうち1,400万円について執行する予定でありました。

平田議員から御質問のあったマルおおさきの改修工事に係る事前着工の問題についてでございますが、協議会と衛生自治会、財源と工事箇所がそれぞれ異なることとはいえ、工事の発注は衛生自治会が一体的に行っていたこと、また、議会の皆様に対して財源等について丁寧な説明を行っていなかったことから、御指摘のとおり、予算の可決前の工事着手と捉えられてもやむを得ないと判断いたしました。この点につきましては、深くお詫び申し上げます。今後は、これまで以上に、事業について丁寧な説明を徹底するとともに、同様の問題が再発しないよう、予算執行に係る透明性の向上を図り、議会に対する信頼回復に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） マルおおさきに関しましては、先般ですね今回の議案上程をされている部分で代表の副町長をはじめ、説明を受けました、詳細ですね今後の方針についてですが。その中で我々もちょっと知らなかったんですが、私は単純にSDGs推進協議会が事前着工したのかなというふうに認識していたんですが、先般の委員会の質疑で、今の町長の答弁でもあったんですが、事前着工の部分は衛生自治会がしたという形になっているということだったんですよね。工事着工分の金額は幾らぐらいの金額だったのか、今会計の議会のときに聞いたとき165万円程度支払わなければならないとありましたが、これは衛生自治会が165万円、前着工分を払うのか。農業委員会等でいうと事前着工をした場合は元に戻さないといけませんから、その分は負担しないといけないわけですよ。だから、その負担は誰がするのかといたら、衛生自治会がしますみたいな感じの答弁があったんですが、そういう認識でよろしかったでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 対応について検討中でございます。衛生自治会にも相談させていただき、衛生自治会にて支出するか確認させていただきます。SDGs推進協議会で執行する予定はないと伺っております。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） そのあたりはですねよくよく話し合いのほうは多分されたほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたので質問させていただきました。

次にですね大崎町衛生自治会の収支決算に出ていない通帳の発覚についての認識、また、会計管理は旧住民環境課が担っており、ルール上、会計課に預けなければならない通帳を職員が隠し持っていたわけですよ。この通帳の資金を決裁や許可を得ずに使用し、さらに不正な会計処理を知らながら報告是正を行わなかったものであり、これは地方公務員報第29条の規定に抵触すると思いますが、その認識と対応をお示しくください。

○町長（東 靖弘君） 御質問に係る論点が3つほど上げられると思っております。

1点目に、会計処理に関して、旧住民環境課職員が行っていることの是非、2点目に、衛生自治会の収支決算に関して一般会計以外のものが公になっていなかったこと、3点目に、通帳の発覚の部分、この通帳はどのような性質、内容のものであり、どのように取り扱われるべきであったのか。これら3点を個別に把握、判断することで地方公務員法に抵触するのかどうかを判断すべきであろうと認識しております。

この点について、さきの3月議会開会以降に調査を行い、それに対応したところも含めましてお答えいたします。

まず、1点目に関しまして、会計処理を旧住民環境課職員が行っていることとございます。これは、衛生自治会会則で住民環境課に事務局及び会計を置くと規定されていたこと、及び町行政組織規則で衛生自治会の普及及び連絡調整に関することと規定されていることから、法的にも事務的にも支障はないものと理解しております。また、町が事務局を担っている任意団体の事務につきましては、担当課が職務として所掌してなくても、職務専念義務の免除申請を提出させ、広く公務として取り扱っておりますので、支障はないものと理解しております。ただし、町の職員としては任意団体の現金を取り扱う事務が含まれるため、他の団体の現金を取り扱うというリスク軽減の点から、この部分は将来的には切り離していくことが望ましいと思っております。

2点目の、衛生自治会の収支決算に関して一般会計以外の会計が公になっていなかった点でございますが、こちらは町の収支決算ではなく、あくまで衛生自治会の収支決算であるため、私の立場ではっきりと明言することはできかねるところでございます。しかしながら、衛生自治会において会費500円の用途をはじめとする、いわゆる一般会計と呼ばれるものは公にされていて、それ以外の会計については公にされていなかった、これは調査の結果、事実でございましたが、このことが妥当である合理的な理由はまったくなかったと認識しております。しかも多数の大崎町民が会員となっている点、町の旧住民環境課が衛生自治会事務局を担っている点、加えて団体の会計処理においては常に透明性が求められる点からも、決して好ましい状況ではなく、誤解を招きやすい状況であったと認識しております。これらのことから、環境政策課職員には、透明性を確保するため、すべての会計を公にするよう強く支持したところでございます。

3点目に、通帳の発覚の部分。この通帳がどのような性質、内容のものであり、どのように取り扱われるべきであったのかについて調査いたしました。この通帳は、衛生自治会名義の通帳であり、そうしんビジネスイノベーション大賞受賞時の副賞100万円が入金された通帳でございます。調査の結果、用途不明金や私的流用は

なかったものの、通帳を取り扱う職員が事務局の旧住民環境課職員ではなく、担当課以外の職員であったこと、加えて、準公金として会計課で保管すべき通帳であったにもかかわらず、これが遵守されていなかったことがわかりました。以上の点から、4月に職員懲戒審査委員会を開き、この中で地方公務員法第29条の適用を含めた処分に係る検討をいたしました。同法第29条は、いわゆる職員の懲戒処分に係る規定でございますが、これを適用するかどうかの判断基準は、法令違反、義務違反及び非行等の量定、重さ、軽さによって決められるものでございます。この考えに基づき、人事院や町が定めている懲戒処分の標準例を参考にすることになりますが、この上旬例に当てはめた場合、最終的には同法第29条には該当しないと判断したところでございます。ただし、法に抵触していなかったとはいえ、町の職員が守るべき事項を遵守できていなかった点は事実でございますので、関係職員については、公金公物処理に適正さを欠き、公務の運営に支障を与えたため既に処分を行ったところでございます。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） 調査をされて、今、中身をちょっとお聞きしましたが、納得できる部分でない部分もでございます。1点、この会計の部分はですよ大体総務課が扱っているんですよね。この通帳の部分というのは、総務課は把握されていたんですかね、会計課は。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時43分

再開 午後2時44分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） 大変失礼いたしました。

公金以外の取り扱いに関する通帳は、かねてから会計課のほうに全部預けるようになっておりますので、そのようにしております。

ただ、先ほど説明いたしましたように、1点だけ、旧住民環境課職員が持っていたのは個人が所有していたということで、先ほど述べたとおりでございますので、そこについては処分をいたしましたということでもあります。

○4番（平田慎一君） ということは、会計管理課はその通帳のことは認識されていなかったということによろしかったですか。

○町長（東 靖弘君） 1点だけ本人が持っていたということに対しては、会計管理者自体は認識してないと思います。

○4番（平田慎一君） わかりました。やっぱりその部分がちょっと問題なのかなというふうに思うんですよ。

次に進みます。令和4年12月議会の一般質問で、6日の議案第36号大崎町一般会計補正予算（第6号）審査特別委員会の審査過程で発覚した問題に関する資料の提出を、同年12月28日水曜日までに議会事務局まで提出するように、大議発290号にて大崎町長に町議会議町名の公文書にて申し入れたが、一部行政側の資料の提出で肝心な決算処理や会計基準、通帳等の提出が全く出されなかったわけですが、これは議会に対してですが。これは委員会議事録にも提出を求める詳細が記載されていますので、誰でも閲覧できますけども。その中で見つかった通帳は、町長が言われたように1つなんですけれども、その中ですべての通帳の提出を求めたんですが、その返答もなかったんですが、ほかにも本会計に入っていない通帳の存在はないのか。これは委員会でも出たんですが、通帳名がほかの会社名になっているという部分もございましたが、そういう部分も含めたほかの通帳等はなかったのかですね、多分調査されていると思うんですが、そこをちょっとお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 大崎町との協定に基づく公益事業会計として、会費収入以外ではごみ袋及びエコ商品販売事業、2、菜種油販売事業、3、にぎわいづくり事業があると伺っております。

公認会計士管理のもと、一般会計とは区別してそれぞれ通帳を保管しており、令和4年度に関しては、令和5年度総会で公益事業会計として収支等の報告を行っている衛生自治会から伺っております。これらの通帳については会計課に全部預けてあります。

○4番（平田慎一君） わかりました。ほかの通帳に関しては会計課にちゃんと預けてあったということで認識させていただきました。

次に、リサイクル品の民間と価格差の問題、あとJICA事業について、これは年5回ですね、今までインドネシア、バリを含む部分に本町職員を含め、同じような方が常に渡航している状況でございますが、行政として事務処理も含めて適正なのかを、まずお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） JICA事業の参加者について、プロジェクトを実行していく上で民間企業の方も含め、必要な人材を必要な回数の渡航となっております。

現地での指導内容により人選は若干の変更があるので、同じ方と決まっているわけではございません。行政職員は出張命令を行い、適正に派遣しているところでございます。

○4番（平田慎一君） 資料をいただいたんですが、JICA事業におかれましては、ほとんど同じ方が行かれているんですが。その中で、リサイクルセンターの部分は

ですねお名前が載っていないんですが、これも大体同じような方が行かれているという認識でよろしかったですか。

○環境政策課長（松元昭二君） 先ほど町長のほうから答弁がありましたとおり、民間企業の方も含め、必要な人材を必要な回数渡航すると、プロジェクトを進める上で必要な人材を必要な回数という形になっております。

重なる方もたくさんいらっしゃるんですけど、そうでない方も渡航をお願いする場合もあるというふうに御理解いただければと思います。

○4番（平田慎一君） これを見るとですねほとんど、前半10年ほとんど重なっているいるんですが、それも年5回ですよ。これは、JICAが選定されているのか。特殊技能をお持ちで、この人じゃないとどうしても駄目だという形になっているのかですね。その辺の選定基準、選定理由は決まっているのか、そこをちょっとお教えください。

○環境政策課長（松元昭二君） プロジェクトを進行していく上で、現地の状況や状態によって様々課題等が新しく出てきたり、出てこなかったり、うまく進んだりというような形で動きがございます。そのプロジェクトの進行状況を見ながらプロジェクトマネージャーと一緒に、人材の選定を含めて、どうやって進めたらうまく行くのかということを検討している流れでございます。

○4番（平田慎一君） この人選についてなんですけども、やはり同じ人が5年も10年も年5回行くというよりは、やはり新しい人材等も含めて育てていくことも、職員をです、新しい人材を育てていくのが大事なんじゃないかなというふうに思います。その辺の入れ替わりも含めてですねやっぱり考えていくべきなのかなというのは、この出席名簿を見て思います。

リサイクルセンターの名前が入っていない部分に関しては、これは個人情報の絡みで名前を入れていないのか、それとも、重複している方がいて、わざと名前を書いていないのか、お聞きします。

○環境政策課長（松元昭二君） 個人情報の観点から、役場職員の分は記載して提出させていただきましたが、リサイクルセンターのほうは抜いてあります。

○4番（平田慎一君） わかりました。

これについてはメンバーとしては、やはり衛生自治会のメンバーなんかも入れて出席させたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですよ、一緒にごみをしているわけですから。その辺の人材、名前もあえて言いませんけど、ほとんど一緒の方ばかりですよ、課長とか係長とかですよ。年に5回ですよ、もう10年以上行っているわけですから、その辺はちょっと再考して、やっぱりいろいろ考えていっていただきたいというのは伝えておきます。

次に、リサイクル品の媒介について、これは私が指摘したときは511万1,000円だったんですけども、安いですよといったときはですね。その後、値段が上がってきていますよね、821万、そして、この前得られたデータでは900何万ですかね、倍近くに上がってきていますが。その理由は何なのかというのを教えていただくとともに、リサイクル品の売却益の用途、使い道、ちょっと詳細を、前回もちょっとお聞きしたんですけども、一部だけ言って、残りの詳細はお教えいただけなかったので、そこも含めてお示してください。

○町長（東 靖弘君） 昨年度の資源ごみの売却益は、諸収入の雑入として992万6,343円の収入がございました。全体的に、古紙及びペットボトルの資源不足に伴い、再生市場での需要が多くなっております。

議員からの御指摘があったように、前々年度から大きく変動しており、これは買取相場の影響を受けての結果でもあり、町としましては国内での安定処理を第一に対応していきたいと思っております。

売却益の充当に関しては、リサイクル未来創生奨学金制度のための資金として充当しているほか、目3環境衛生費のうち報償費、環境衛生協力金として155自治会に還元させていただいております。さらに、清掃費の生ごみ処分手数料や資源ごみ回収業務委託料の廃棄物の処理に充当しております。

令和4年度リサイクル奨学金が100万円、令和4年度環境衛生協力金143万8,200円、令和4年度清掃費の充当額748万8,143円ということでございます。

○4番（平田慎一君） 衛生自治会の部分と今言われた奨学金の部分に使われている。前回、私が言ったのは、志布志市の場合はほぼ衛生自治会のほうにこの売上金の予算は使われているというふうに、志布志のほうは説明を伺ったんですけども。大崎町の場合は、前からすると倍、1,000万ぐらいあるわけですから、この部分をうまい具合に利用して、住民のごみ分別の負担軽減策に使えるようなものを考えていけばいいんじゃないかなというふうに思います。単価が上がってきているわけですし、この辺はですね。

これも前の一般質問のときに言ったんですけども、1社独占ではなく、競争入札にすべきと御指摘さしてもらいました。そして、答弁で、一般廃棄物の処理責任は行政の責務だが、安定処理が一番で随契が望ましいと。リサイクル品の売却益や処理費や収集運搬費等の金額を安くするための、いわゆる町民への経済的理由についてどのような認識を持たれているのかをちょっとお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 一般廃棄物処理基本計画及び実施計画により、そおりサイクルセンター及び山崎紙源センター大隅営業所を利用することで適正に廃棄物処理を行

っております。

資源ごみの売却益に関しては、周辺の価格を参考にするため調査を行っている状況であります。先ほども申し上げましたが、国内の安定処理を第一に考えながら適正に売却しております。

町民への経済的利益に関しては、中長期的な視点で廃棄物コストが削減することが重要であり、実際、全国平均の3分の2の経費となっていることから、教育費や福祉の費用等にも充当することができ、町民に還元することができていると思っております。

それから、平田議員の御質問の中で、そおりサイクルセンターの1社独占の契約状況というところがございます。こちらについては御理解をいただきたいと思っておりますが、容器包装リサイクル法が制定されて、平成10年から缶、瓶、ペットボトルの3品目に大崎町はスタートしたところでありまして、容器包装リサイクル法が平成10年から本格施行する過程の中で合併前の曾於8町において、これから分別が開始されるそれらの保管庫や処理といったものをどうしていくかということが課題になりまして、それぞれの自治体で処理するところをつくることのできないということで、曾於8町の町長たちで民間によって、今のリサイクルセンターでありますけれども、民間で設置して、そこに事業費を8町がいろんな比率において負担するという形でこの事業はスタートしているところであります。当時、町長、担当課長で決議されておりました、既存のところは1社独占で出しているのではなく、そおりサイクルセンター、大隅衛生企業が前身ですけれども、建物、機械の償却に対しては全部、8町が応分に負担して処理していくということで、これは行政施策を進める上で必要不可欠ということで決定をいたしました。ちなみに、民間が建てる工事費でありますので相当安く抑えられたということでお聞きしておりますけれども、そういった過程の中でそれぞれの自治体が、そういう方向で事業を推進していくので委託していくということでスタートしておりますので、1社独占という形からすると少し解釈が違うのではないのかと思いますので、そこについては御理解をしていただきたいと思います。

○4番（平田慎一君） わかりました。

私がですね前、価格が違いますと言ったときに、町長は反問権を使って言われたのかなと一瞬思ったんですけど、違ったということで後で町長に説明しましたけど。金額の差額の説明をしてほしいと言ったときに時間がなかったものですから、飛び越えて別な質問をしたんですけども。何を言いたかったかということ、リサイクルセンターとかごみの集積所の1社独占を変えなさいという意味じゃなくて、単価が余りにも安くで、民間単価より安くでなっているから、缶とかペットボトルを売って

いる業者は違いますよね、全部。だから、そこの部分を民間の競争入札みたいな形で持っていけば単価が上がってくるんじゃないですか。逆に、多分、そういうのを一般質問で言ったからそういう話が出たんだというだけでも単価が上がっていくことが出てくると思うんですよ、少しでもですね。それが住民の福祉の向上につながっていく。予算的にはそれが衛生自治会に行ったり、住民のごみの分別の予算に入っていたり、先ほど町長が言われたようにそういう予算に行ったりですね、子どもたちの予算に行ったりするわけですよ。そういう部分はですね随契という部分ではなくてそういうふうにしていただきたいなと。前説明をされたときに、1社独占という意味合いというのが、そこの部分に任せないとつぶれてしまったときに、他者の許可を認めてしまえば処理価格が下落し業者が共倒れするようなこと、それによって住民に不利益がかかるみたいな感じの御説明があった、町長じゃなくて担当課長から説明があったんですけども。

それをちょっといろいろ調べてみたらですね訴追の訴状分が幾つか出てきて、わかりやすい部分で、最近の阿久根市も同じような裁判を行っているんですよ、その中で判決文の中でですね廃棄物処理法では既存業者の経済的利益の保護は趣旨としていないというふうな判決文が出ているんですよ。これは平成20年11月の裁判なんですよ。だから、ほかの業者を入れることは不可能ではないという判決が出ているんですよ。

もう1つ、裁判で、ほかの業者を入れることはできないというような形のことを言われていたんですけど、それは一般廃棄物処理計画の中にそれが明記されていれば、それができるという最高裁判例であるというふうに書かれているというふうなそういうニュアンスのことを多分言われたのかなと思うんですよ。そういうのは大崎町の一般廃棄物処理計画の中には記載されていないんですよ。だから、記載されていても、それは認めないというふうな部分の判決も出ていますので、だから、そこは理由にならないのかなと。この前そういう説明をされたから調べてみたわけなんですけどね。そういう部分も含めてですね、今、私が説明した中の内容の流れの部分の不透明さを払拭する部分の1つの案として内部統制制度を導入すべきではないかと思っております。

内部統制制度は、地方自治法の一部を改正する法律が平成29年、平成32年に改訂されておりますが、地方自治法の規定では内部統制制度の導入は努力義務、市町村は努力義務なんですけど、政令指定都市はつくらないといけないというふうになっているんですけども。近年不適切な事務処理の発覚や不祥事の発生などによる全庁的なガバナンス強化を図るため、また、町民の皆様から信頼される行政サービスを提供するために、地方自治法に基づく内部統制制度を導入し、それに基づく体

制整備を行うことができると考えます。そういった意味で内部統制制度を導入するべきではないかと思いますが、町長の御見解をお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 内部統制の導入に関する質問でございます。地方公共団体における事務が適切に実施され、業務の効率的かつ効果的な遂行など目的が幾つかあるようでございます。

この制度は、事務を実行する町自らが行政サービスの提供等の事務上のリスクをコントロールし、事務の適正な執行確保をする体制を整備するよう義務づけられているようであります。内部統制制度導入により適正な業務執行の確保やマネジメント、管理能力の公評価、また、職員にとっては安心して働きやすい、魅力的な職場環境が実現され、住民には信頼に足る行政サービスを享受できるなどの実施効果が示されております。

議員が先ほど述べられたように、都道府県等におきましては整備が義務づけられておりまして、そのため市町村にあっては整備が努力義務とされているところでございます。

お尋ねの、内部統制制度の導入については、制度内容の理解を深め、課題等を整理した上で調査研究してまいりたいと思います。

○4番（平田慎一君） よろしく申し上げます。是非ですね、やはりそういう情報公開も含めた部分の意味合いも含めておりますので、そういう行政の透明性、公平性という部分ではですねこういう部分の導入、そして規約の規定、制定等がですね必要なのではないかなと思いますので、是非検討のほうを考えていただきたい。

次に、上記の件についてですね、本日、監査委員に御出席いただいております。上記の件について、内部統制制度も含めてですね監査委員の認識、御見解をお聞きしたいと思うんですけども。自治体は住民の皆さんに行政サービスを提供するために交付金をはじめとする様々な資産を保有しています。いわば住民全体の共有財産を預かっているわけですから、その管理運用は常に正確で効率的なものでなければなりません。もし、これが違法な、好ましくない扱われ方をしていたら、これは住民にとって大きな損害となります。自治体に置かれる監査委員は、自治体の主として財務の関する事務について、法令に違反してはいないか、効率的に行われているかを監査し、その結果を広く住民に知らさなければならない。また、普通公共団体の長から請求があったときは、その普通公共団体が財政的な援助、いわゆる補助金や負担金を与えている団体に対して、その財政的援助に関係する出納、その他の事務の監査を行うことができます。今般問題になっている財政援助団体等の監査についての監査委員としての御所見を、まずお伺いいたします。

○監査委員（遠矢 忠君） 答弁をさせていただく前にお断りをしておきます。この答

弁は、監査委員たる遠矢忠の認識、見解であります。対外的に大崎町監査委員の統一した認識と見解ではないということはあらかじめ御承知置きください。

それでは、お答えします。

監査は監査基準に則り独立かつ客観的な立場で、常に公正普遍の態度を保持し、適切かつ有効に正当な注意を払ってその職務を遂行しなければならないということになっています。また、監査委員は、議会、首長、その他の執行機関あるいは外部の圧力等によって何らの干渉を受けることなく、また特定の者や特定の集団によって何らの干渉を受けることなく、また特定の者や特定の集団に対して特定の利益または不利益を与えることなく、常に法令及び条例規則に従い、自らの判断と責任において誠実かつ厳正にその職務を遂行すべきという基本的義務を有しております。

議員が言われる、問題になっている財政援助団体の監査についての監査委員としての所見を述べよとのことでございます。私としては、各案件の内容について、これまでのことの成り行きや経緯など、個別具体的に把握はしておりません。また、事実関係も含めて担当課の関係者に話を聞いていない状況であります。議員が言われる、今般問題となっている点が、果たして衆目の一致する問題なのか、また、問題があるのか、ないのかについての判断もできかねます。

このようなことから、私としては予断を持って所見を述べることは差し控えさせていただきます。なお、当該団体において、ほかの財政援助団体に実施している監査と同様に、適切な時期、少し事態が落ち着いた時期に監査を行うことは可能と考えます。

以上です。

○4番（平田慎一君） ありがとうございます。

一般監査は通常行われるはずなので、それは通常の常態的に行うということで認識させていただきました。また、上記の課題を踏まえてですね財政援助団体の監査は早期に行うべきだと、本当は思うんですが、また、一般監査で、行政等でもよく言われるですけども、外部監査をやっぱり入れたほうがいいのではないかと思います。なんでかという、やっぱり調査内容の多さ、一般監査を含めた町の監査の場合は業務内容も多いです、人数も少ないです。仕事量、調査権限、あと調査と権限の違いも含めてですが、その中で監査委員にお聞きしたいのが、一般的な監査委員と外部監査委員の違いですよね、どういう権限が違うのかということをお示しいただければと思います。

○監査委員（遠矢 忠君） お答えをいたします。

一般的な監査と外部監査の違いやその進めるべき方向性の認識についての質問ということでよろしゅうございますか。一般的な監査とは、先ほどの質問でもお答え

いたしましたように、監査基準や職務を遂行する上での基本的義務に則り行われます。監査委員が定期的に行う監査、例えば財務監査、決算審査、現金出納検査など、また、必要があると認められるときに行う監査としては、行政監査、財政援助団体等の監査などが考えられます。このほかに、要求に応じて行う監査としては、住民監査請求による監査、直接請求による監査、議会からの請求による監査などがあると考えております。

次に、外部監査でございますけれども、監査の独立性を強化することを目的に創設された制度でございます。外部監査委員は、監査を行う上で必要であると思ったときには、関係人に出頭を求め、帳簿や書類などの記録の提出や調査を求めることができるというふうになっております。外部監査には包括的外部監査と個別外部監査がありますが、本町では個別外部監査のことが今話題になっておりますので、このことについてですけれども、個別外部監査とは、住民監査請求、直接請求、議会請求などの監査があった場合に、監査委員に代わって個別外部監査によることが適当であるときに外部監査人が行う監査というふうに認識をしております。

○4番（平田慎一君） ありがとうございます。

今、外部監査と一般監査の場合は、一般監査の場合は、今言われた団体の通帳等、出納帳等しか監査できないんですけれども、外部監査なら、その全体が監査できるというふうに記載されております。

また、今回、条例で出した部分は、議会が議決したら監査ができるというだけではなくてですね、本来は町民がそれを申請して、選挙権を有する方が監査を求めた場合は、それが上限に達すれば監査請求が行われるというふうに、もしくは町長が任命した場合、指定した場合、あと議会がした場合とありますので、その辺は誤解がないようにですね町民の方には伝えていきたいなというふうに思っております。

あと、やはり我々議会はですね行政のチェック機能というのが一番主だと思っております。何かあったときに、問題があったときにはやっぱりすぐに確認し、動いて、それが広がらないようにやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。何で私はこんなにこの問題に対してはくどくいうのかといったら、昔もあったんですよ、広域法人で同じような問題、同じような問題というか、まだまだひどい問題だったんですが、金の使い込みだったんですけども、同じような経験をしたことがございました、公益法人でした。本当ですね自浄能力もなく、問題解決は自分たちで、個人でしたんですけども、役員もみんな逃げました、実際ですね。その辺の現状は見ておりますので、やはりこういう問題があったときには率先して早くその問題を解決して前に進むべきだという認識でおります。その辺はよく御理解していただいて、今後もですね議会のチェック機能の一人として、議

員の中の一人としてですね今後もこういう部分で御指摘していく部分がございます。できれば建設的な質問を今後はやっていきたいというふうに思っておりますので、また、いいふうな形でこの問題を解決していただきたいなど。町長もいろいろ考えて、今お聞きしましたので、中のほうでも話をしているということでもいろいろされているということだったので、是非ですねその辺の情報公開、我々に対してもこういう形で進めてますというのを伝えていただけて進めていただければというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時16分

再開 午後3時23分

-----○-----

○議長（富重幸博君） お諮りします。25分からということで言いましたけれども、全員おそろいですが、始めてよろしいでしょうか。

再開いたします。

-----○-----

日程第3 議案第28号 菱田小学校屋内運動場等大規模改造工事請負契約の締結について

○議長（富重幸博君） 日程第3、議案第28号「菱田小学校屋内運動場等大規模改造工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、菱田小学校屋内運動場等大規模改造工事請負契約の締結に関するものでございます。

菱田小学校の屋内運動場は、昭和53年に建設され、築45年が経過し、老朽化が著しい状態となっております。児童が安心して学び、快適な学校生活が送れるよう環境の整備を図るために大規模改造工事に係る請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明いたします。

本案につきましては、5月19日に指名委員会を開催いたしまして、設計額、工事内容等を考慮し、町内の工事实績のある建設業者格付建築Aを有する3社、及び鹿児島県建設工事入札参加資格者格付建築Aを有する志布志市内の業者2社を選定いたしました。その後、6月2日に入札を執行し、入札の結果、株式会社村岡工務店が落札し、同日、仮契約を締結したところでございます。

以上が経緯でございます。

それでは、議案書に沿って御説明いたします。契約の目的は、菱田小学校屋内運動場等大規模改造工事でございます。契約の内容は、屋内運動場等大規模改造。鉄筋コンクリート造り平屋建て、718平方メートルでございます。契約の金額は、1億5,125万円でございます。契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。契約の相手方は、曾於郡大崎町野方4647番地、株式会社村岡工務店、代表取締役、村岡博文でございます。

なお、2枚目以降に参考資料として入札執行調書及び改造後の平面図を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○5番（児玉孝徳君） 今度の菱田小学校屋内運動場大規模改造ですね、まず、いつまでに行うのか、その期間をお示してください。

○総務課長（上橋孝幸君） 工期の関係でございますけれども、契約締結日の翌日から140日間を想定してございます。

以上です。

○5番（児玉孝徳君） 相当な期間を要するわけですけど、その間、屋内運動場が使えないということで、その期間の雨天のときとか体育館での行事等ですね、その期間はどうやって行うのか、その辺をお示してください。

○教委管理課長（岡留和幸君） 学校活動における体育館の使用ということでございます。

これが締結されますと、いろんな安全確認、材料の確認、承認というふうに段取りが進んでまいります。夏休みから工事が始まればということで1学期間は体育館のほうも使える状況でございます。しかしながら、2学期に入りますと工事中でございますので、子どもたちの安全を確保する意味では体育館は使えずに、運動会になりますので外での体育ということになります。雨天時の活動はなかなかでき

ない状況でございます。場合によっては、学校と調整して、必要であれば総合体育館のほうを使用できるように今後調整しながら、子どもたちの活動に大きく影響が出ないような形で進めていければと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳君）　今回は大規模改修ということで1億5,125万円計上されておりますけど、いわゆる建て替えの場合との比較はどのくらいになっているのかお示してください。

それから、工事期間中に工事車両の出入りがかなり多くあると思うんですけど、この辺の安全対策はどうなっているのかをお示してください。

○教委管理課長（岡留和幸君）　もし体育館のほうを新築でした場合との比較ですが、済みません、その辺の資料を持っておりませんでした。53年度に建築ということで、45年ほどたとうとしております。当然、老朽化も激しい状況でございますが、耐震性はあるということで、その辺については診断を受けております。

これまでも、ほかの学校につきましても、新築ということではなくて、今あるところを生かして大改造をしながら長寿命化を図るということやってまいりましたので、敷地の面と、あるいは、取り壊すとなるとそれなりの時間もかかりますので、そういう面では、多分、比較というよりも、既存の施設を何とか老朽化を図りながら進めていくということになったのではないだろうかと考えております。

それから、工事の搬入でございますが、当然校庭は子どもたちが使いますので、夏休みから入りますが、そこについては子どもたちはいませんので、入りやすい場所から、グラウンドのほうからなのか正門のほうなのか、これから、そういうところを十分安全性を検討しながら進めてまいりたいと思います。2学期に入ると子どもたちも学校に通学しますので、十分、事故等、けが等を考慮しながら安全確認を業者とも学校とも調整しながらさせていただければと考えております。

以上でございます。

○7番（神崎文男君）　2点だけお伺いします。

電気工事のほうも含むのか。今、ライトの球の交換のときに大変苦勞しているようですので、そういった面を1点と、それと屋根の部分は、今の屋根を利用して使うのか、そこら辺りを2点お願いします。

○教委管理課長（岡留和幸君）　まず、1点目の電気工事ですが、電気を含めて一体的にすべての工事を行ってまいります。電球等につきましては、すべてをLED化に図りますので、長寿命化がすごく図られるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、今の屋根を生かした形になりますが、雨漏り等が結構、今ございます。

継ぎ目の部分から特に雨水が漏るということで、継ぎ目の部分の防水を十分対策するような工事になっているようでございます。

以上でございます。

○7番（神崎文男君） 電気工事も含むということですので、球の交換については上げ下げができるのを要望しておきます。

屋根のほうも昔のつくりというか、四十何年前のつくりですので、防水には十分気をつけて工事を行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（富重幸博君） ほかにございませんか。

○10番（中山美幸君） 今、平面図が添付がしてございますね。平面図について、使い方その他で質問したいと思いますが、現場に行っておられると、この階段が45センチ幅が広がっていますよね。階段があります放送室の前のあたり、そこにピアノが置いてあるじゃないですか。そうしないと控室に入るドアが開かない状態が多いんじゃないのかというふうに考えるんですが。また、ステージの高さについても立面がわからないので既存のままの高さなのかということが私は理解できていないんですが。今、非常に舞台、ステージは高いんですよね。高い部分があって、もし落下も私は考えられるのかなと。したときには大きな損傷が出るのかなと思いますし、それからアリーナ部分の床についても、結構いろんなところの損傷が出ているようですね。そういったところまでやられるのか、アリーナの部分。

それともう1点は男女のトイレ。非常に暗いんですよ、現状では。非常に私は暗かった印象があります。それと換気が悪い。臭気そのまま残っている状態がありました。これは両更衣室についてもそうだと思います。結構、年に何回か、雨の日はアリーナ、体育館を使っていろんな小学生の方々の活動をやっておりますが、そういったところが非常に使い勝手が悪い、非常に換気が悪い。そういったところの修正ということは考えられているのか。図面上、それが出てきていないので、換気扇の設置も書いていないですね。そういったところはどうなっていますか。

○教委管理課長（岡留和幸君） 結構昔に建築されているので、大分使い勝手が、今の体育館では悪いというような、子どもたちの活動には非常に使いにくい体育館であったということで、その辺の改修につきましては、それを考慮したところも十分あります。

まず、ステージにつきましては、現状より広く、ステージの裏のほうに椅子等を置く倉庫があったんですが、それを外しまして、今よくある、ステージの下に入れ込むような収納施設をつくってあります。

それからピアノにつきましては、各学校、入学式、卒業式、いろんなイベントで

ピアノを体育館のほうで使ったりします。その場所につきましては、私のほうで確認はそこまで十分しておりませんので申し訳ありませんでした。そこについては十分スペースを確保しながら利用できるような在り方で注意してまいりたいと思います。

トイレにつきましては、今回、多目的トイレを入れてあります。そういった点が今回の改良の1つと、それから臭気につきましても、当然、利用する方々は児童生徒だけではなく、保護者の方、一般の方、体育館を学校開放で使われる方もいらっしゃると思いますので、更衣室等も含めて、そこは工事の中で十分検討しながら進めていければと考えております。

床の改修ですが、これは全面改修します。すべてやり替えて、新規の床を設けまして、バレーボール、それからバドミントン、バスケットといったラインのほうもすべて引けるような形で、新規でアリーナの床のほうは対応したいと考えております。

以上でございます。

○10番（中山美幸君） 先ほどは失礼しました。声のほうは通っていたのかなと思います。

先ほど申しました更衣室の部分、それからトイレの部分の換気、ステージの高さの変更についてはかなり厳しい部分があるのかなというふうに想像もしますが、できればそういったところまでですね思考していただいて、現地を見ていただいて、利用状況を見ていただいて設計されるのが私はいいかと。先ほど同僚議員が質問しましたように、子どもの意見をちゃんと聞いていただいて、よく、あそこはバレーで使っていますよね、大人のバレーのグループがよく使っているようですが、そういった方々の意向というのも私は必要かなと思いますし、やはり換気ということは非常に大切です。ものすごい臭気が残っているんですよ。床は確かタイルだったと思いますが、現状ではブルーのタイルがあったと思うんですが、非常に残っています。清掃の状況も悪いのかなと思ったりもしましたけど、しかし、やっぱり換気扇をぴしゃっと付けていただく。大きな換気扇でちょっとオーバーかなというぐらいの換気扇を付けていただいて臭気の除去をお願いしたいなというふうに希望しておきますので、実施図面においてはしっかりとそこを確認していただいて施工するように要望申し上げておきます。

○議長（富重幸博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第28号「菱田小学校屋内運動場等大規模改造工事請負契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号「菱田小学校屋内運動場等大規模改造工事請負契約の締結について」は可決されました。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時40分

第 4 号

6月20日 (火)

令和5年第2回大崎町議会定例会会議録（第4号）

令和5年6月20日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（9番，10番）
- 日程第 2 議案第24号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）
（令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）審査特別委員長報告）
- 日程第 3 議案第25号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号） （総務厚生委員長報告）
- 日程第 4 同意第 3号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 発議第 2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書
について
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 藤 田 香 澄 | 7番 神 崎 文 男 |
| 2番 草 原 正 和 | 8番 宮 本 昭 一 |
| 3番 岡 元 修 一 | 9番 吉 原 信 雄 |
| 4番 平 田 慎 一 | 10番 中 山 美 幸 |
| 5番 児 玉 孝 徳 | 11番 中 倉 広 文 |

6番 稲留光晴

12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	上野明仁
副町長	千歳史郎	建設課長	時見和久
教育長	穂園正幸	農委事務局長	相星永悟
会計管理者	西高和義	水道課長	本松健一郎
総務課長兼 企画政策課長	上橋孝幸	教委管理課長	岡留和幸
商工観光課長	竹本忠行	社会教育課長	鎌田洋一
町民課長	谷迫利弘	税務課長	川越龍一
環境政策課長	松元昭二		
保健福祉課長	岩元貴幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	官本修一
調査係長	松元幸紀
議事係長	上床就路
庶務係主幹	隈本紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、吉原信雄君及び10番、中山美幸君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第24号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）

○議長（富重幸博君） 日程第2、議案第24号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）審査特別委員長の報告を求めます。

○令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）特別委員長（中倉広文君） ただいま議題となりました議案第24号について、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）審査特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本議案については、6月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、当委員会では6月7日に全委員出席のもと委員会を開催し、各担当課からの補足説明を受け審査いたしました。内容については、委員会において全議員が出席しておりますので、詳しい説明は省略し、主な質疑、答弁を、歳出の事業ごとに報告いたします。

まず、企画調整課所管について、款2総務費、項1総務管理費、目10企画費、節18負担金、補助及び交付金420万円は、一般社団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業補助金であり、下益丸自治公民館が行う自主防災支援活動推進事業230万円と、正坂自治公民館が行う異世代交流促進事業190万円が交付決定を受けたことから補正するもので、一般社団法人自治総合センターからの100%補助であります。

委員からの質疑で、この助成金の要綱は自治公民館のように単位が規定されているのか。また、集落未加入者の方々にもこのような情報が届くようにしていただきたいがとの問いに、要綱では市町村が認めるコミュニティ組織ということになっているので、自治公民館とは限らない。中央公民館や校区公民館もあるので、そのような組織単位も対象になると考えるとの答弁でありました。

次に、保健福祉課所管について、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総

務費、節18負担金、補助及び交付金245万円は、送迎バスの園児置き去り防止のための安全装置を設置する保育所等送迎用車両安全装置補助金であります。財源は、子どもの安心・安全対策支援事業補助金201万5,000円の国庫補助金と、43万5,000円が一般財源であります

委員より、設置義務の対象外となっている車両も保有されていると思うが、緊急時などはそのような車両を使用する場合もあると思う。装置が付いてない車両もあるということ保護者に情報提供すべきではないかとの問いに、装置については3列シートからの車両に設置義務があるが、2列目までは設置義務がない。車両を使う場合の注意喚起は、補助をする時点で再度指導していきたいとの答弁でありました。

次に、環境政策課所管について、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金の1,506万5,000円の増は、環境拠点整備事業補助金であります。これは、環境拠点整備事業を進めるために新しく実行委員会を組織し、環境拠点施設の改修を行いながら、整備後の施設運営の方向性と体制づくりを検討する目的で、当実行委員会に補助金を支出するものであります。

委員より、この実行委員会はどういったことを議論するのかとの問いに、これまでも議会や住民の方々から問題点や指摘を受けているが、役場だけでは気づきにくい視点について、多くの方々から意見をいただき、実行可能な組織として、環境拠点整備に向けてこの実行委員会を進めていきたいとの答弁でありました。

また、普段ごみ出しをされている方が実行委員会に入っていないと、課題も見えてこない。もっと町民が集いやすく利用しやすい工夫をしていただきたいが、また、そのような場所になるよう検討できる実行委員の選定もすべきとの問いに、環境拠点になるように進めているので、実行委員会の選定も踏まえて町長に伝えていくとの答弁。

さらに、なぜ法人化にしなければならないのかとの問いに、法人化については町長の公約であり、国の方向性としても様々な分野で中間支援組織が求められており、現在、支援もされているところである。特別交付税の財源を確保しながら住民の皆さんに直接的にサービスが行き渡るよう実施していきたい。法人の中身については、実行委員会ですっきりと議論していただきたいとの答弁。

さらに、改修工事はどの段階で着手をするのかとの問いに、委員会における検討の優先順位として、会計年度内という期限もあるので改修工事の検討を先にさせていただき、その後、優先順位を踏まえた上で、その後の議論をしていただくという認識であるとの答弁でありました。

次に、農林振興課所管では、款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費、

節12委託料150万円の増は、農業機械センター改修工事に係る管理業務委託料、また節14工事請負費4,500万円の増は、農業機械センターの改修工事であります。

委員より、農業機械センターの改修工事との関連で、先般、大崎町農業公社定款の案が示されたが、現在どのような進捗状況かとの問いに、現在の進捗状況は、5月に設立準備委員会が開催され、同公社の定款の案についての承認がなされ、併せて、定款に記載される設立時の評議員と理事についても承認がなされた。今後、幹事を決定させていただき、その後、法人登記のための定款が完成する予定であるとの答弁でありました。

また、今後の運営経費をどのように試算しているのかとの問いに、運営経費については、現在の機械センターの収支をもとに試算すると、年間約2,900万円からスタートし、その後、人件費の上昇とともに増加し、おおむね3,000万円から3,500万円の間に5年間は推移していくものと試算しているとの答弁でありました。

次に、同項、目15新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金2,900万円の増は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響で配合飼料の穀物価格が高騰し、畜産農家の経営を圧迫している状況がある中、経営の維持を図ることを目的に、増加した経費の一部を支援するものであります。

委員より、配合飼料の価格高騰対策事業の補助単価については、近隣市町と足並みをそろえるだけでなく、畜産の町大崎にふさわしい支援の在り方をさらに検討すべきではないかとの問いに、今後、検討をしていくとの答弁でありました。

次に、商工観光課所管では、款6商工費、項1商工費、目3観光費、節14工事請負費1,970万円と、節17備品購入費27万円は、それぞれくのにの松原キャンプ場バンガロー4号棟の建設工事費と、バンガロー用ベッド・テーブル等の購入費であります。

委員より、今後、利用者の増加をどのように考えているのか、また、4棟を建設したことにより本町の商工業や住民の方々にどのような利益が生まれるのかとの問いに、現在、1号棟と2号棟で年間当たり40%の稼働率である。また、4年度の7月から8月のキャンセル待ち数が104件ほど出ていたが、今回、4号棟の建設でカバーできると考えている。現在、直接問い合わせが来た分は町内業者を紹介しており、その方々が毎年来られリピートされていると考えているが、今後はホームページや看板等にQRコードなども活用し、町内商店街の位置図や商店の紹介などをさらに推進していきたいとの答弁でありました。

また、既設の6人用・8人用バンガローの稼働率はどうなっているのかとの問い

に、6人用4棟の稼働率が18%であり、8人用2棟は15%であるとの答弁。この答弁を受け、さらに、既設バンガローの稼働率が上がっていない状況で4号棟の建設が本当に必要なのか疑問である。建設から30年近いバンガローではあるが、内装や備品の改修、改善などで稼働率を上げることも必要なのではないかとの問いに、経年のため備品や配置などの問題もあると考える。そのような部分の改修についても検討し、また、施設管理の問題もあるので、その部分については指導をしていくとの答弁でありました。

次に、同項、節18負担金、補助及び交付金1,000万円は、スポーツ合宿等誘致促進事業補助金であります。全額、スポーツ庁からの国庫補助金であります。担当課からの説明で、昨年度からスポーツコミッション設立に向け、組織構築及び設立準備委員会を開催し、本年3月にスポーツ観光おおさきの設立に至った。今回の補正は、スポーツ観光おおさきの専任職員に係る人材育成カリキュラム費用や、スポーツ合宿者のアスリート向け食事等の食品開発、町内外へのプロモーション戦略策定などの業務についての補助金であるとの説明でありました。

委員より、アスリート向けの食事やメニュー開発について、どのように実施していくのかとの問いに、まずは町内の食料品や生産物を活用してアスリート向けの商品開発ができないかということの説明会等を、町内の生産者や飲食店、宿泊者の方々に呼びかけ、年間に何回か開催したいと計画しており、今後検討をしていくとの答弁でありました。

次に、社会教育課所管について、款9教育費、項4社会教育費、目4文化振興費300万円は、ふるさとゆかりの偉人漫画制作のための補正予算であります。財源は公益財団法人ブルーシー&グリーンランド財団、略称B&Gからの100%補助であります。

委員からの質疑で、ふるさとゆかりの偉人漫画制作について、どのような方を題材にするのかとの問いに、予定として、荒佐野を開拓された出原次左衛門という方を計画している。もともと大坂の出身で、元禄元年、1688年から7年間、薩摩藩の協力のもと、4回にわたって124名の方々が野方荒佐野に移住されている歴史がある。野方の荒佐野を開拓された人物として歴史に名を残しており、その方を漫画本に取り上げ、地域の小学生、中学生に学んでもらう計画であるとの答弁でありました。

また、つくられる部数と配布先及び活用法はどの問いに、政策部数は、現在の計画で2,500部を予定している。町内の小学校、中学校の児童生徒、職員、また補完用に1,500部ほどである。さらに、検討委員会など様々な関係者、関係イベントなどに数百部を利用する予定である。今後、学校授業での活用や、地域のま

ち歩きなど社会教育講座等にも活用ができればと思っているとの答弁でありました。

さらに、偉人の選定について、幾つかの候補者があったのかとの問いに、複数の方の候補があったが、他の方々は生き様を追うには情報量が少なかった。出原次左衛門氏に関しては、荒佐野由緒記という古文書が残っていたため、荒佐野のいきさが細かく書かれており、単年度で資料を収集する上でベースがしっかりしていたことと、野方の開拓に大変尽力されたこと、また、その精神についても後世に伝えていきたい偉人であるというところで選定をしたとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決に入り、議案第24号、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに全出席委員の意見の一致をみました。

以上で、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）審査特別委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

議案第24号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第24号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第25号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（富重幸博君） 日程第3、議案第25号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第25号、令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、6月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月6日に全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,064万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,539万9,000円とするものであります。

内容につきましては、本会議での説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款7、項1、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料の1,064万3,000円について、この返還金は、介護保険事業の財源のうち、国からの交付金50%の部分であるかとの問いに対し、介護保険事業の財源は、保険料が50%、国・県等の公費が50%となっている。今回の返還金は、公費部分を返還するものであるとの答弁。

さらに、委員から、交付金を返還する要因は何かとの問いに対し、介護サービスには施設利用や施設入所等があるが、利用者の増減があり予測が難しいため、多少上乘せをして交付申請をしている。このたび、令和4年度分の介護給付費1棟が確定したことに伴い、超過交付分を国及び県へ返還するものであるとの答弁。

さらに、直近の高齢化率はとの問いに対し、3月末現在の高齢化率は41%であるとの答弁。

さらに、第1号被保険者及び第2号被保険者の認定率は、との問いに対し、第1号及び第2号被保険者数は、令和5年3月末現在、5,068名となっており、認定者数は979名で、認定率は約19.3%であるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第25号、令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における経過と結果の報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

議案第25号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第25号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 同意第3号 農業委員会委員の任命について

○議長（富重幸博君） 日程第4、同意第3号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、現在の農業委員会委員の任期が令和5年7月19日で満了となるため、令和5年5月12日に農業委員会委員選考委員会を開催し、十分な御審議をいただいた上で、大崎町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第8条の規定に基づき11名を次期候補者として選任いたしました。なお、農業委員会等に関する法律第8条に、委員の任命について規定されております。一部を申しますと、同法第8条第5項の規定により農業委員会の定数の過半数以上が認定農業者であること、同条第6項の規定により農業委員会の所掌に関する事項に関し利害を有しない者の中立委員の任用、同条第7項の規定により年齢、性別等に著しい隔たりがないよう配慮しなければならないと、青年、女性の積極的な任用などが規定されております。参考までに、選考基準での青年とは、おおむね50歳未満の若者、女性の積極的な活用とは、女性の割合を令和7年度までに30%を目指すことといたしました。いずれの候補者も、農業委員会委員として適任であると思われまますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

はじめに、大崎町菱田671番地に在住の平野美智子氏、昭和31年10月9日生まれの66歳です。氏は、夫婦で水稻を中心とした農業に従事されております。

農業委員会委員には青年、女性の積極的な任用に努めることが法律で定められていることを踏まえ、農業委員会の委員として適任と思われますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第3号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（富重幸博君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、藤田香澄君、2番、草原正和君、3番、岡元修一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） それでは、議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

1番、藤田香澄議員、2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、平田慎一議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、8番、宮本昭一議員、9番、吉原信雄議員、10番、中山美幸議員、11番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。1番、藤田香澄君、2番、草原正和君、3番、岡元修一君、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、11票、反対、0票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第3号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

-----○-----

日程第5 同意第4号 農業委員会委員の任命について

○議長（富重幸博君） 日程第5、同意第4号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、同意第3号と同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町野方2806番地に在住の肥後修氏、昭和32年4月9日生まれの66歳でございます。氏は、キャベツなどを中心とした農業に従事されており、令和2年9月から現在まで、農業委員会委員として活動されております。農業に関する見識

も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われるので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第4号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（富重幸博君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、平田慎一君、5番、児玉孝徳君、6番、稲留光晴君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、藤田香澄議員、2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、平田慎一議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、8番、宮本昭一議員、9番、吉原信雄議員、10番、中山美幸議員、11番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。4番、平田慎一君、5番、児玉孝徳君、6番、稲留光晴君、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、11票、反対、0票。

以上のおおり、賛成が多数であります。

よって、同意第4号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

日程第6 同意第5号 農業委員会委員の任命について

○議長（富重幸博君） 日程第6、同意第5号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町野方6108番地1に在住の富吉秀成氏、昭和59年11月16日生まれの38歳です。氏は、認定農業者として馬鈴薯、甘藷など露地野菜を中心とした農業に従事されております。農業委員会委員には、青年、女性の積極的な任用に努めることが法律で定められていることを踏まえ、農業委員会の委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第5号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、神崎文男君、8番、宮本昭一君、9番、吉原信雄君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1 番、藤田香澄議員、2 番、草原正和議員、3 番、岡元修一議員、4 番、平田慎一議員、5 番、児玉孝徳議員、6 番、稲留光晴議員、7 番、神崎文男議員、8 番、宮本昭一議員、9 番、吉原信雄議員、10 番、中山美幸議員、11 番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。7 番、神崎文男君、8 番、宮本昭一君、9 番、吉原信雄君、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票 0 票。

有効投票中、賛成、7 票、反対、4 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 5 号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 7 同意第 6 号 農業委員会委員の任命について

○議長（富重幸博君） 日程第 7、同意第 6 号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町永吉 3 9 9 6 番地 6 に在住の宮迫智子氏、昭和 41 年 12 月 12 日生まれの 56 歳でございます。氏は、認定農業者として、夫が経営する農業生産法人で大根、キャベツなど露地野菜を中心とした農業に従事されております。農業委員会委員には、青年、女性の積極的な任用に努めることが法律で定められていることを踏まえ、農業委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第6号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番、中山美幸君、11番、中倉広文君、1番、藤田香澄君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、藤田香澄議員、2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、平田慎一議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、8番、宮本昭一議員、9番、吉原信雄議員、10番、中山美幸議員、11番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。10番、中山美幸君、11番、中倉広文君、1番、藤田香澄君、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、10票、反対、1票。

以上のおり、賛成が多数であります。

よって、同意第6号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第8 同意第7号 農業委員会委員の任命について

○議長（富重幸博君） 日程第8、同意第7号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町井俣906番地4に在住の大野純一氏、昭和27年1月1日生まれの71歳です。氏は、認定農業者として和牛の生産を中心とした農業に従事されており、平成29年7月から現在まで、農業委員会委員として活動されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第7号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、草原正和君、3番、岡元修一君、4番、平田慎一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、藤田香澄議員、2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、平田慎一議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、8番、宮本昭一議員、9番、吉原信雄議員、10番、中山美幸議員、11番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。2番、草原正和君、3番、岡元修一君、4番、平田慎一君、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、11票、反対、0票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第7号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第9 同意第8号 農業委員会委員の任命について

○議長（富重幸博君） 日程第9、同意第8号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町野方8895番地に在住の春田範雄氏、昭和28年2月5日生まれの70歳でございます。氏は、和牛の生産を中心とした農業に従事されており、令和2年7月から現在まで、農業委員会委員として活動されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第8号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、児玉孝徳君、6番、稲留光晴君、7番、神崎文男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、藤田香澄議員、2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、平田慎一議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、8番、宮本昭一議員、9番、吉原信雄議員、10番、中山美幸議員、11番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。5番、児玉孝徳君、6番、稲留光晴君、7番、神崎文男君、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、11票、反対、0票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第8号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第10 同意第9号 農業委員会委員の任命について

○議長（富重幸博君） 日程第10、同意第9号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町永吉5305番地2に在住の高橋みよ子氏、昭和31年11月1日生まれの66歳です。氏は、夫婦で令和5年1月まで養豚業に従事されており、令和2年7月から現在まで、農業委員会委員として活動されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任とと思われますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

○4番（平田慎一君） 質問というより確認なんですけど、今、町長も申し上げましたが、別紙の農業委員会候補者名の農業現況の中に、高橋みよ子さんは確か、今言われたように養豚業だと思うんですが、現況のところが空欄になっているんですね。二見さんと同じような形になっているので、新人の方々はこれを見て農業をされていないのかなというふうに思われるので、こういう部分は何で記載されなかったのかちょっとお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの説明に対する答弁につきましては、農業委員会の担当課長のほうで説明をさせていただきます。

○農委事務局長（相星永悟君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、養豚業に従事されておったという答弁がありましたけれども、それを踏まえまして、候補に手を上げられた時点では農業に従事されておりませんでしたので空欄としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（富重幸博君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第9号は、会議規則第39条第3項の規定に

より委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第9号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、宮本昭一君、9番、吉原信雄君、10番、中山美幸君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、藤田香澄議員、2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、平田慎一議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、8番、宮本昭一議員、9番、吉原信雄議員、10番、中山美幸議員、11番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。8番、宮本昭一君、9番、吉原信雄君、10番、中山美幸君、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、8票、反対、3票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第9号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第11 同意第10号 農業委員会委員の任命について

○議長（富重幸博君） 日程第11、同意第10号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町仮宿1058番地1に在住の二見さち子氏、昭和27年3月20日生まれの71歳です。氏は、大崎町役場を退職後、家業の青果店にて従事されており、平成29年7月から現在まで、農業委員会委員として活動されております。農業委員会委員には、農業者以外の中立的な立場の委員を入れることが法律で定められております。氏は、農業委員会の所掌する事項に利害関係を有しない中立的な立場で公正な判断をすることが可能であり、農業委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第10号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番、中倉広文君、1番、藤田香澄君、2番、草原正和君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、藤田香澄議員、2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、平田慎一議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、8番、宮本昭一議員、9番、吉原信雄議員、10番、中山美幸議員、11番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。11番、中倉広文君、1番、藤田香澄君、2番、草原正和君、立会いを願います。

[開票]

- 議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。
投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票 0 票。
有効投票中、賛成、9 票、反対、2 票。
以上のとおり、賛成が多数であります。
よって、同意第 10 号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 12 同意第 11 号 農業委員会委員の任命について

- 議長（富重幸博君） 日程第 12、同意第 11 号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（東 靖弘君） 本案は、同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。
大崎町神領 1580 番地 1 に在住の藤井亨氏、昭和 28 年 12 月 11 日生まれの 69 歳です。氏は、認定農業者として水稻を中心とした農業に従事されており、令和 2 年 7 月から現在まで、農業委員会委員として活動されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われまので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。
- 議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑はこれをもって終結いたします。
お諮りします。
ただいま議題となっております同意第 11 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。
よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第11号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、岡元修一君、4番、平田慎一君、5番、児玉孝徳君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） 議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、藤田香澄議員、2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、平田慎一議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、8番、宮本昭一議員、9番、吉原信雄議員、10番、中山美幸議員、11番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。3番、岡元修一君、4番、平田慎一君、5番、児玉孝徳君、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、10票、反対、1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第11号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第13 同意第12号 農業委員会委員の任命について

○議長（富重幸博君） 日程第13、同意第12号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町永吉6962番地に在住の東幸二氏、昭和31年12月19日生まれの66歳です。氏は、認定農業者として和牛の生産を中心とした農業に従事されており、令和2年7月から現在まで、農業委員会委員として活動されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第12号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第12号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行ひます。

ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、稲留光晴君、7番、神崎文男議員、8番、宮本昭一議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） 議席番号、氏名の順で読み上げます。

1 番、藤田香澄議員、2 番、草原正和議員、3 番、岡元修一議員、4 番、平田慎一議員、5 番、児玉孝徳議員、6 番、稲留光晴議員、7 番、神崎文男議員、8 番、宮本昭一議員、9 番、吉原信雄議員、10 番、中山美幸議員、11 番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。6 番、稲留光晴君、7 番、神崎文男議員、8 番、宮本昭一議員、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票 0 票。

有効投票中、賛成、9 票、反対、2 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 12 号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 14 同意第 13 号 農業委員会委員の任命について

○議長（富重幸博君） 日程第 14、同意第 13 号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町永吉9562番地2に在住の下橋清美氏、昭和35年5月9日生まれの63歳です。氏は、認定農業者として水稻を中心とした農業に従事されており、令和2年7月から現在まで、農業委員会委員として活動されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われるので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第13号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第13号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員数は11人です。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、吉原信雄議員、10番、中山美幸議員、11番、中倉広文議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。
これより投票に移ります。
職員の点呼に応じて順次投票を願います。
点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） 議席番号、氏名の順で読み上げます。

1 番、藤田香澄議員、2 番、草原正和議員、3 番、岡元修一議員、4 番、平田慎一議員、5 番、児玉孝徳議員、6 番、稲留光晴議員、7 番、神崎文男議員、8 番、宮本昭一議員、9 番、吉原信雄議員、10 番、中山美幸議員、11 番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。9 番、吉原信雄議員、10 番、中山美幸議員、11 番、中倉広文議員、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票 0 票。

有効投票中、賛成、11 票、反対、0 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 13 号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 15 発議第 2 号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

○議長（富重幸博君） 日程第 15、発議第 2 号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○4 番（平田慎一君） ただいま議題となりました意見書について。発議第 2 号。令和 5 年 6 月 20 日。大崎町議会議長、富重幸博殿。提出者、大崎町議会議員、平田慎一。賛成者、同上、中山美幸。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり、大崎町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出の理由。大崎町の土地保有面積の約35%を占める森林において、森林の有する水資源及び国土保全などの多面的機能を維持し、再生林を含めた林業政策を強力に推進する必要があることから、令和元年度に導入された森林環境譲与税について、大崎町を含む森林の多い市町村への配分を高めるような譲与基準の見直しを求めるものである。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。

森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガスの排出を削減するとともに、災害防止等を図るため森林環境、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。国から配分される市町村への譲与税の使途は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及び、その促進に関する費用に充てることとされています。また、国は、森林の保水力低下に伴う洪水氾濫や山腹崩壊等に加え、停電の原因となる倒木等に対応するため、森林環境譲与税を増額し、森林整備を促進させるとしています。

しかしながら、森林環境譲与税の譲与基準は、私有林・人工林面積10分の5、林業就業者数10分の2及び人口10分の3に基づき算定されるため、人口の多い都市部への配分が多くなることや、森林整備には使われずに基金に積み立てられているなどの問題が指摘されており、現行の譲与基準を維持したままでは早急な整備を必要とする森林を抱える地方自治体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なう恐れが懸念されています。

よって、国におかれては、森林環境譲与税について、林業に係る財政需要の大きな地方自治体に対し、より手厚い配分がなされるよう譲与基準の見直しを行うことを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月20日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣宛。

鹿児島県曾於郡大崎町議会議長、富重幸博。

よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（富重幸博君） 12時になりましたが、引き続き会議を行います。

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発議第2号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について」は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について」は可決されました。

なお、ここでさらにお諮りします。

ただいま可決されました意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てに提出されたいとの要望であります。町議会議員町名をもって、それぞれの関係機関宛てに提出することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました意見書は、町議会議員町名をもって、それぞれの関係機関宛てに提出することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議員派遣の件

○議長（富重幸博君） 日程第16、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 17 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（富重幸博君） 日程第 17 「閉会中継続審査・調査申出書」の件を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4 委員長から申し出があります。

お諮りいたします。

4 委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、4 委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしました。会議を閉じます。令和 5 年第 2 回大崎町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後 0 時 0 4 分